

一橋大学における ジェンダー教育プログラムへの提言

Gender Education Program
2005年度～2006年度

「一橋大学における男女共同参画社会実現に向けた
全学的教育プログラムの策定」プロジェクト
GenEP最終報告書



一橋大学における ジェンダー教育プログラムへの提言

**Gender Education Program
2005年度～2006年度**

「一橋大学における男女共同参画社会実現に向けた
全学的教育プログラムの策定」プロジェクト
GenEP最終報告書

学長あいさつ

本学にふさわしい
ジェンダー教育プログラムの
完成を祝して

一橋大学学長 杉山武彦



このたび、「一橋大学における男女共同参画社会実現に向けた全学的教育プログラムの策定」プロジェクトが2年間に渡る精力的な活動の成果として、最終答申を提出しました。この通称GenEPプロジェクトは、2005年度の学長裁量経費を得て始められ、2006年度の教育研究改革・改善プロジェクト経費によって完遂されました。今日の社会において最も重要な達成課題のひとつである「男女共同参画社会」の実現に向けた基盤をつくる、そのような人材の育成に本学がどのように貢献できるのか、こうした観点から私自身もずっと強い関心を寄せてきました。いま、このプロジェクトのスタートを振り返りますと、申請書類にあった社会学研究科の教員有志の並々ならぬ意気込みが思い起こますが、その努力が結実し、このような本学にふさわしいプログラムが完成したことをたいへんうれしく、また誇らしく思います。

一橋大学は平成16年度の法人化に際し、「一橋大学研究教育憲章」をつくり、「市民社会の学である社会科学の総合大学」として、「自由で平和な政治経済社会の構築に資する知的、文化的資産を創造し、その指導的担い手を育成すること」を教育方針として掲げました。この憲章の理念を実現する上で、「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と男女共同参画社会基本法に謳われた、男女がともに個性と能力を發揮できる男女共同参画社会の実現は、一橋大学がその教育の伝統からして大きな貢献をなしうる領域であるし、またそれが本学が担うべき社会的責任であると確信しています。

昨年、10月25日に開催された全学シンポジウムでは、会場を埋めつくした教員と学生・院生の熱意に私は深い感銘を受けました。それは、たった5名の教員有志で始めた活動が、公開講座やワークショップ、学生調査や教員向けのアンケート等を通じて、本学に着実に浸透し、これに共鳴する人びとを増やしていく成果であったと言えましょう。ボトムアップで積み上げられてきた成果を、次なる段階としては、大学として上からも責任をもつて支援し、全学的な研究・教育環境の改善に結びつけていくことが必要になると考えます。

このカリキュラムは4月以降に、実際に動き出します。このジェンダー教育の理念を本学に定着させ、プログラムを充実させ、社会の課題に的確に応える内容とするためには、教員すべての協力が欠かせません。今後とも、各位のご支援、ご協力をお願いとともに、GenEPプロジェクトのさらなる発展を祈念して、私のごあいさつにかえさせていただきます。

報告書目次

学長あいさつ 3
一橋大学学長 杉山武彦

GenEPプロジェクトの活動と総括 2005年度-2006年度 7
はじめに

1. 学内広報・調査活動 18
2. 公開講座の開催
3. ワークショッピングの開催、他の研究科とのネットワークの構築
4. 海外視察調査
5. 新設科目づくりおよびジェンダー教育プログラム運営基盤の整備
6. 全学シンポジウム
おわりに—プログラムの完成に際して

第1部 一橋大学におけるジェンダー教育プログラムへの提言

はじめに 16
はじめに 16

1. 全学的教育プログラムのねらいと特長 18
 - (1) 本学の教育目標における全学的教育プログラムの位置づけ
 - (2) 本教育プログラムの特長
2. 本教育プログラムの目標とカリキュラム設計まで 20
 - (1) 本教育プログラムの全体構成
 - (2) カリキュラム設計にあたっての「教員ポテンシャル調査」の概要
3. 提言 カリキュラムの構成と内容 24
 - (1) 基幹科目群
 - (2) 連携科目群
 - (3) 基幹科目群の新設科目と主要ジェンダー関連科目のシラバス

4. 提言 ジエンダー教育プログラム(GenEP)部門の設置と今後の課題 34

(1) GenEP部門の主要な任務

(2) GenEP部門の本学における組織的位置づけ

(3) GenEP部門をジェンダー教育研究センターの傘下におく根拠

第2部 全学シンポジウム ジエンダー教育プログラム策定に向けて

開会のあいさつ 一橋大学学長 杉山武彦 38

記念講演 講演者紹介 39

記念講演1 「イギリスにおけるジェンダー教育と大学評価」 40

ダイアン・リチャードソン
ニューカッスル大学ジェンダー研究所所長

記念講演2 「学術世界における男女共同参画の新しいかたち」 49

浅倉むつ子
早稲田大大学院教授、日本学術会議会員

パネルディスカッション「ジェンダー教育プログラム構想の現状と課題」 53

開会の挨拶 関啓子 GenEP代表 63

第3部 2006年度 主な活動の記録

海外視察報告 67

韓国 68

香港 74

デンマーク 80

アメリカ 87

連続公開講座—男女共同参画のかたち— 91

第4回「性というコミュニケーション」 村瀬幸浩 92

第5回「企業で活躍中のOG・OBが語る」 鷲谷万里 浦島宣哉 100

第6回「セクシュアリティの変容? エイリアン的他者から善きゲイ市民へ」 107

ダイアン・リチャードソン 117

あとがき 119

巻末資料 121

GenEPメンバー名簿 122

ワークショップ記録 123

活動記録(2005年度、2006年度) 123

GenEPプロジェクトの活動と総括

2005年度-2006年度

■はじめに

「一橋大学における男女共同参画社会実現に向けた全学的教育プログラムの策定」プロジェクト(Gender Education Program 通称GenEP)は、学長裁量経費を得て2005年6月にスタートした。本年度はあらたに教育研究改革・改善プロジェクト経費により活動を展開し、全学向け教育プログラムをこのたび完成させた。プログラムの全体像は本編第一部に、全学シンポジウムを含む2006年度活動実績については第2部・第3部に詳細を記したのでそちらをご参照いただくこととして、ここでは2年間にわたるGenEPプロジェクトの活動を総括したい。詳細な活動記録は巻末を参照されたい。

そもそもGenEPプロジェクトを組織した背景には、社会学研究科におけるジェンダー関連の学位論文の顯著な増加、関連講義における他学部受講生の増大など、ジェンダー教育・研究への需要が全学的な広がりを見せていたことがあげられる。こうした動向を受けて、同研究科では2005年度にジェンダー専任教員の採用によって組織的基盤が整備されたことから、他研究科とも連携しつつ、全学的取組みを推進していく機運が高まったからである。

「市民の学である社会科学の総合大学」であることを、大学研究教育憲章に掲げる一橋大学にとって、男女共同参画社会の実現に貢献しうる人材を養成することは、憲章に沿うきわめて重要な教育課題である。GenEPの目的は、2年間で男女共同参画社会の実現に向けた全学的教育プログラムを策定し、憲章の提示する教育体制を実現することにおかれた。このジェンダー教育プログラムを本学の特色ある教育として2007年4月以来、具体化し定着させていくことが課題として設定されたのである。そのため一年目は、一橋大学における学生の意識や教育の現状の把握につとめ、国内外の先進事例を調査し、プログラム策定の基礎となるデータの蓄積を行った。一年目の活動実績については、2006年3月刊行のGenEP中間報告書にまとめられているのでそちらを参照されたいが、簡単にふりかえっておけばそこには大きく4つの重点課題があった。

- (1) 男女共同参画教育に対する需要調査……全学部学生4617名を対象としたアンケート調査
- (2) 男女共同参画社会の実現に向けた教育をテーマとした公開講座「男女共同参画のかたち」の開催 ……3回の公開講座(第一回講師：岩田喜美枝氏[資生堂取締役執行役員、元厚生労働省雇用均等・児童家庭局長]、第二回講師：ホーン川嶋瑠子氏[スタンフォード大学「女性とジェンダー研究所」元研究員]、田中かず子氏[国際基督教大学 ジェンダー研究センター所長]、第三回講師：林維紅氏[台湾大学婦女研究センター長])
- (3) ワークショップの開催、他研究科とのネットワークの構築……4回のワークショップの開催、保健センター・留学生センター・大学教育研究開発センターとの協力関係
- (4) 先進的な取り組みを行っている国内外の教育機関の視察調査および教育・研究ネットワークの構築……国内では国際基督教大学、お茶の水女子大学、名古屋大学、早稲田大学、東北大学の5校視察。国外では、台湾とフィリピンのジェンダー教育動向を視察

2006年度も、こうした前年度の成果を踏まえ、2007年3月末までに教育プログラムを策定

し学長に答申することを目標として活動計画をたてた。そのために10月25日の全学シンポジウムを、GenEP最大にして最後の跳躍台となりうるイベントとして位置づけ、これに向けて活動を集約してきた。

1. 学内広報・調査活動

まず新年度のスタート時には、前年度の学生調査の結果を盛り込んだリーフレットを作成し配布するとともに、新入生向けには別にGenEP紹介のチラシも配った。また教員向けには、GenEPの2005年度活動をまとめた中間報告書を配布するなどの広報活動によって、活動成果の学内普及につとめた。

また、男女共同参画教育にかかわる授業が全学的にどのように供給されているかを把握するとともに、そうした視点を探り入れた授業展開の今後の可否を探る教員調査を実施した(4~5月)。これによつて、本学がもつジェンダー教育のポテンシャルを掴むことができた。とりわけ既存の科目において、2~3回、あるいは1回だけでもジェンダー視点を取りこんでいくという方向性を追求することによって、社会諸科学と接合されたかたちでのジェンダー教育プログラムを豊かに構築しうる基盤が存在することも明らかになった。また5研究科がこの教育プログラムとどのようにかかわることが可能かを探るために、研究科長インタビューを実施した(6月~7月)。GenEPの活動の到達点を紹介しつつ、各々の研究科として取り組みうこと、寄与しうることについて率直に意見交換を行つた。研究科ごとに温度差はあるものの、学生調査において開講希望が多かった「労働とジェンダー」、「経営とジェンダー」、「グローバル化とジェンダー」については、多くの研究科長からその実現への積極的な意向が示された。研究科長インタビューを通じて、本学らしいジェンダー教育プログラムの柱立てのひとつがここにあることに確信をもつことができた。

以上その他、院生・学生調査の継続実施も追求した。本報告書には掲載されていないが、院生対象には、グループインタビューを2度実施し、本学における大学院レベルでのジェンダーエducationの現状と改善課題について検討した。また、学生向けには、座談会を開催し、「ジェンダーと社会」「ヒューマン・セクソロジー」などの講義についての意見交換を行い、授業改善の参考とした。

2. 公開講座の開催

昨年度に引き続き、教員や院生・学生に対して、広く男女共同参画社会実現に向けての関心をもつてもらう目的と、本年は特に本プロジェクトの教育プログラムの特色づくりに役立たせる目的もあわせて連続公開講座「男女共同参画のかたち」を計3回、企画・運営した。本編第3部の講演記録を参照されたい。

第4回公開講座は、「性というコミュニケーション」と題して、本学講師として「ヒューマン・セクソロジー」を長年担当しておられる村瀬幸浩氏(“人間と性”教育研究協議会代表幹事)が、生殖としての性を教える性教育を「学び落とし」、コミュニケーションとしての性、快楽としての性について学ぶ必要性を力説し、本学の学生の性にかかわる意識、悩みなどを、ショート・レポートなどにもとづき紹介する興味深いものとなった。

第5回公開講座では、本学卒業生で企業の第一線で活躍中の鷺谷万里氏(日本IBM執行役員、85年法卒)と浦島宣哉氏(伊藤忠商事、伊藤忠保険サービス取締役副社長、87年商卒)を

ゲストスピーカーに迎え、それぞれ「IBMのダイバーシティと女性の能力活用」「人材多様化に向けて：会社の期待、現場の現実と企業人の心構え」と題して、現在の企業での人材活用や企業の社会的責任(CSR)について紹介した。就職活動を念頭におく女子学生の高い関心が示された。

第6回公開講座は、全学シンポで記念講演をお願いしたダイアン・リチャードソン氏が「セクシュアリティの変容？エイリアン的他者から善良なゲイ市民へ(“The Transformation of Sexuality? : From Alien Other to the Good Gay Citizen”）」と題して、近年の同性婚容認をめぐる議論を切り口に、それがイギリスのシティズンシップ概念にいかなる課題を投げかけているのかについて、セクシュアリティの社会学の立場からの考察を開いた。このジャンルの最前線における刺激的な議論が提供された。

この3回の講演会は、いずれも本プログラムの特色づくりと関連している。一つには昨年の岩田喜美枝氏を招聘した第1回公開講座以来、追究している企業・労働・ジェンダーを結ぶ系であり、これは前述のように学生調査でも要望の大きかったテーマである。また、第4回と第6回のテーマはセクシュアリティや学生にとってより身近な性的関係性を扱ったものであり、これは学部向け教育では重要な位置づけとなる系である。

3. ワークショップの開催、他の研究科とのネットワークの構築

第5回ワークショップは、上記の第4回公開講座の村瀬氏を囲んで、本学学生が抱える多様な悩みに教育の側がいかに応えていくべきかについて語り合う機会となった。また、カリキュラムづくりでは、上記の教員調査結果および研究科長インタビューをベースに、既存の開講科目から本学のジェンダー教育の柱となる体系を読み込む作業を行った。プログラムの全体見取り図を描くための試行錯誤を繰り返し、今回提示する基幹・連携の両科目群に帰着するまでの詰め作業を行った。第6回、第7回ワークショップでは、このプログラムの概要、基本コンセプトおよび科目群の設定について提示し、これをめぐって討議を行った。とりわけ、企業・労働・ジェンダーを結ぶ系が教育プログラムのひとつ柱となりうること、学部生のかなりの部分が卒業後に参入していくことになる労働世界において、男女共同参画にかかる幅広い視野と素養を培った学生が将来的に活躍していくことは積極的な意味をもつこと。また後述する海外観察からのお見聞も踏まえながら、本学で追求するジェンダー教育プログラムが社会諸科学と連携をもちながらどのような広がりと特色をもちうるかという点も議論された。

4. 海外観察調査

2006年度は、①韓国の4大学を訪問したインタビュー調査と、②香港で開催されたジェンダー教育にかかる国際シンポジウム参加報告、③デンマークの3大学でのインタビュー調査、④アメリカ合衆国のかリフォルニア大学バークレー校での教育に関するインタビュー調査、の計4本の報告が掲載されている。昨年度に引き続きアジアにおけるジェンダー教育動向の観察を軸にしながら、欧米の先進的なカリキュラムについて調査を実施した。この調査には、コアメンバー以外で、坂元ひろ子氏、阪西紀子氏、新田啓子氏、中井亜佐子氏の4名の教員にご協力いただいた。海外観察報告は、第3部を参照されたい。

5. 新設科目づくりおよびジェンダー教育プログラム運営基盤の整備

以上のはほか、教育プログラムを策定するために、学内・学外の方々に依頼、打診、折衝するミーティングを何度も開いている。とりわけ新設科目の開講可能性を探るために、多くの方々にご協力いただいた。先述した労働・企業・ジェンダー系のカリキュラムをたてていくために、如水会のご協力を仰ぎ、如水講義として2007年度から、「男女共同参画時代のキャリアデザイン」を全学共通科目におくことができることになった。オムニバス形式のこの講義に体系性をもたせるためのコーディネーター役を、本学卒業生の西山昭彦氏(東京ガス・西山経営研究所所長)に委嘱することができ、安定的に運営できることになった。またこれをさらに発展させるための専門科目として「労働とジェンダー」を社会学部・社会学研究科に設置することが可能となった。これは社会学研究科の教員のみならず、商学研究科、法学研究科のスタッフも共同してかかわっていく科目として設計されている。

さらには、大学院科目として「社会科学のなかのジェンダー」の新規開設が可能となつた。このこととも関連するので、本プロジェクトのコアメンバーが所属する社会学研究科の大学院レベルでの教育・研究の深化との関係という側面についてもここで記しておきたい。具体的には2006年4月から先端課題研究7「日常実践/方法としてのジェンダー」が立ち上げられたことが挙げられる。先端的な研究テーマを掲げ、教員と院生が3年間、共同研究をするこの大学院科目は、現在、12名の教員が参加し、受講生が20名を超えている。この先端課題研究とGenEPプロジェクトは、海外からの講師招聘や公開講座の共催といった協力・連携関係をつくってきた。こうした大学院の教育・研究活動とつながることによって、GenEPの活動は深みを増すことができ、上述の新科目を開設することにもつながった。2007年4月からスタートする本プログラムの内容を今後より充実させていくためには、大学院教育・研究との密接な連携関係が不可欠であり、他研究科との連携関係も重視する必要があることを教えてている。

また、社会学研究科では文部科学省の平成18年－19年度競争的資金「魅力ある大学院教育イニシアティブ」に応募して、「社会科学の先端的研究者養成プログラム」が採択された。研究科院生を高度な専門的職業人や先端的な研究者として養成していくこの教育プロジェクトでは、さらに同研究科内での大学院教育の一層の実質化を図るため、特定の研究テーマを掲げた研究科内センターを設置する構想を進めており、その一つとしてジェンダー社会科学研究センターの設置が求められている。このセンター設置によって、今後のジェンダー教育研究の拠点化の可能性が十分展望されるところもあり、このなかにジェンダー教育プログラムを責任をもって運営する基盤としてGenEP部門を位置づけることは、今後の本プログラムの発展的展開のために必要であるとの結論を得た。その経緯と構想については第1部を参照されたい。

6. 全学シンポジウム

先にも触れたようにGenEPの活動を集約し、ジェンダー教育プログラム原案をお披露目するという目的をもつ10月25日の全学シンポジウムをわれわれは、今年度最大のイベントとして位置づけ、多くのエネルギーを投入して取り組んだ。その結果、総勢140名余りの聴衆を集めることに成功した。

杉山武彦学長の力強いご挨拶のあと、第一部ではダイアン・リチャードソン氏(ニューカ

ツスル大学ジェンダー研究所所長)と浅倉むつ子氏(早稲田大学大学院教授、日本学術会議会員)による記念講演がなされた。前者では日本の大学評価においても参照されているイギリスの評価システムについて詳細な報告がなされ、ジェンダー教育の位置づけが明らかにされた。後者では日本における学術会議を中心とする男女共同参画の取り組み内容と到達点が提起された。第二部では、ジェンダー教育プログラム構想の提案をパワーポイントを用いながら行った。その後、5研究科長と田崎宣義副学長を交えたパネルディスカッションが行われ、フロアとも活発な議論がなされた。特にフロアから、ジェンダー教育プログラムを支持しつつも、こうしたプログラムだけでは解決しない学内の学生・院生のおかれた困難が、教員、院生から提起され、大学としての男女共同参画に向けた取り組み的重要性があらためて浮き彫りにされた。詳細は、本編第1部のプログラム提案と第2部の全学シンポジウム記録を参照されたい。

■おわりに——プログラムの完成に際して

このジェンダー教育プログラムは、この2年間に実施した公開講座や国内外の先進事例の観察などを通じて蓄積されたデータの上に、計18回にもおよぶ企画推進委員会会議を経てつくりあげられた、まさに手づくりのプログラムである。社会学研究科の女性教員懇話会の発想を契機として立ち上げられたこのプロジェクトは、徹底してボトムアップ方式のムーブメントとして組織化されてきたものであり、こうしたアプローチによるジェンダー教育プログラムづくりは、学外からも注目を集めている。

本プログラムを2007年4月からスタートするにあたり、このプログラムを他に類を見ない特長あるものとするために打ち立てた二つの柱は、必ずや本学の教育・研究を活性化させるであろう。

その一つは、産業界との関係が深い本学ならではの労働・企業とジェンダーを結びつける系である。企業の社会的責任(CSR)の理念や人材活用のダイバーシティ実践、およびワーク・ライフ・バランスの取り組みが、如水講義などを通じて卒業生ネットワークを中心とする大学内の教育実践に生かされ、本学の教育における男女共同参画にかかる社会的責任のあり方を問い合わせることで、相互に高めあうことが可能となろう。また、女子大学が発信する女性学、ジェンダー研究とは異なる特色として、GenEPは、本学の長い伝統のある社会科学の基礎の上にジェンダー視点を導入する開口の広い学際的な教育・研究を志向することをうたっている。この社会科学諸領域と接合されたジェンダー研究が、今後の日本ジェンダー研究の新しい潮流を作ることになればいいことはない。

これらは、また国立大学法人としての中期目標にかかる外部評価にも貢献するものであり、国際的な評価基準にも応える試みであるといえる。日本学術会議や国立大学協会も、男女共同参画社会実現に向けた動きを推進していることからも、本プロジェクトが本学の社会に対するこの分野での説明責任を果たす事業として評価されるのであれば、これ以上の喜びはない。

第1部

一橋大学における
ジェンダー教育プログラムへの提言

はじめに

一橋大学社会学研究科を中心とするGenEP（全学的教育プログラムの策定プロジェクト）は、2005年6月から約1年半にわたり、一橋大学における男女共同参画社会実現に向けた全学的教育プログラムの策定に取り組んできた。

この全学教育プログラムは、「市民の学である社会科学の総合大学」である一橋大学の学生が男女共同参画に対する高い意識と理解をはぐくみ、今後、男女共同参画社会の実現の担い手、ひいては日本の社会の発展に寄与することを目的としている。

同時に、学内でのGenEPの取り組みと活動目標は、三つの学外の動きを視野に入れたものである。

「市民の学である社会科学の総合大学」を
「研究教育憲章として掲げる
一橋大学の有する社会的責任の一つ」

1. 男女共同参画社会基本法の制定(1999年)
2. 国立大学協会による男女共同参画推進およびジェンダー学カリキュラム拡充の提言
(国大協2000年報告書『国立大学における男女共同参画を推進するために』)
3. 日本学術会議による大学におけるジェンダー学の確立・普及の提言(日本学術会議
2005年報告書『男女共同参画社会の実現に向けて—ジェンダー学の役割と重要性』)

以上、GenEPの「男女共同参画社会実現に向けた全学的プログラムの策定」という目標は、男女共同参画社会基本法の精神に則り、国立大学協会や日本学術会議の呼びかけに積極的に応えるものであり、これに全学をあげて取り組むことは、一橋大学が担うべき社会的責任である。ただし、国立大学協会や日本学術会議の提起は、教育分野にとどまらず、学術世界、大学におけるトータルな男女共同参画を推進しようとするものであり、大学をあげて取り組むべき課題である。本学において先陣を切って下から手を挙げたわれわれは、まず、教育プログラム策定の課題に着手し、作業を行ったが、やがては大学全体の男女共同参画社会実現に向けた取り組みへと発展していくことを期待し、以下の提言を行う。

男女共同参画社会の実現を担う人材育成を目標とする 体系的なジェンダー教育のカリキュラムの実施と研究の創造

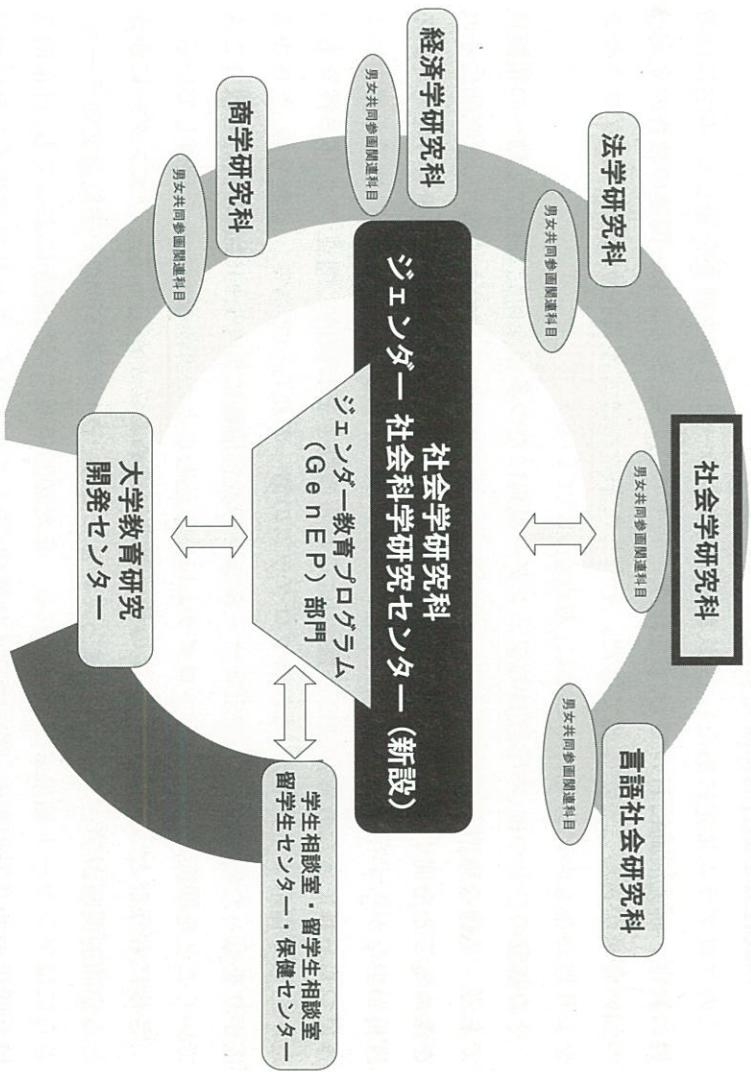
まず、この全学教育プログラムをつらぬく基本的理念は、次の3点である。

1. 「教育プログラムの対象」 全学共通教育、学部教育から大学院修士・博士後期課程の教育にいたるまで、緩やかなスロープ状に連なる、積み上げ型の体系的ジェンダー教育を目指す。

2. 「教育プログラムの特色①」 社会科学のなかにジェンダー視点を導入する基礎的
・学際的教育の充実と先端的研究の創造を目指す。
3. 「教育プログラムの特色②」 男女共同参画社会の実現に資する市民の育成をめざす基盤的教育の開発。男女共同参画をキーワードとした大学と社会との有機的な連携の促進。

本学のジェンダー教育の充実ならびに学術的発展を担う運営基盤の整備

以上の全学的教育プログラムを2007年4月より実施するための運営基盤として、ジェンダー教育プログラム(GenEP)部門を社会学研究科に設置される「ジェンダー社会科学研究センター」の中に置くことを提言する。センターは、本学の全学共通教育科目、学部基礎・発展科目、大学院科目に、恒常的にジェンダー科目を供給することを基本任務とする。そのため、年度毎に教員向けアンケートを実施し、その結果に基づきプログラム構成の見直し作業を行い、年度カリキュラムの体系化に責任を負う。また、オムニバス形式の授業については、コーディネーターとしての役割を支援する。また、本学における男女共同参画推進に資するため、これに関連する講演会の開催や先端的教育事例の情報収集や観察などを適宜行う。センターのもとで、プログラムの提言を十分に踏まえ、今後、全学的な取り組みを強力に推進することで、一橋大学の教育憲章に掲げられた学際的研究の発展、および、市民社会、産業界、官界との連携の礎になることを期待するものである。



1. 全学的教育プログラムのねらいと特長

(1) 本学の教育目標における全学的教育プログラムの位置づけ

一橋大学における男女共同参画社会実現に向けた全学的教育プログラムは、「市民の学である社会科学の総合大学」という一橋大学の歴史と伝統を生かし、社会科学のなかにジンダー視点を導入する総合的で学究的な試みとして策定された。

そこにおいては本学の研究教育憲章に掲げられた教育目標である

- a. 学際的な社会科学の研究を積極的に推進する
 - b. 理論的研究と実務的研究、基礎的研究と先端的研究を等しく重視する
 - c. 市民社会、産業界、官界との連携を積極的に推進し、社会の課題に的確に応える
- 以上3点の実現と、学際的貢献が企図されている。

また、本教育プログラムは本学中期目標の実現に貢献するだけでなく、次期中期目標へのステップを準備すべく設定されている。すなわち、全学共通教育から学部専門教育、そして大学院教育にいたるまで、ゆるやかなスロープ状に連なった一貫教育によって、本プログラムでは以下の2点を達成することをねらいとしている。

1. 中期目標の「大学として重点的に取り組む領域」における「市民社会の新しい基盤創出のための総合研究」を、男女共同参画社会の実現に不可欠のジンダー視点の修得という観点から実際に組み立て、ジンダーを理論的・包括的に捉えていく
2. 中期目標の「国際的に通用する問題解決型の高度専門職業人の育成」および、大学審議会の「21世紀の大学像と今後の改革方針について」の提唱する高度な課題探究能力の育成の具体的な試みとして、さまざまな専門領域をジンダーの視点から考察し、市民社会を総合的に研究する。

このプログラム策定にあたっては、教員向けアンケートと学生調査を通じて、本学には教員の教育・研究活動においても、また学生・院生の側にも、ジンダー関連の教育の充実への強い要求があることが確認できた。そうした基盤を最大限に生かしながら、プログラムをより豊かなものにしていくことに、力点をおいている。

その基盤のひとつは、本学教員のジンダー視角にたつ多様な研究と教育活動への積極性である。多様な専門領域において、ジンダー・イシューへの気づきを育て、学究的にそれを深めることを促す授業がさまざまな形態で取り組まれており、また取り組もうとしている教員が少なからず存在し、すでに実績をあげている。こうした個々の教員の地道な努力によってつくられてきた教育蓄積を基盤とし、これらの動きを有機的に関連づけ、体系性をもつたかたちで提示することが、本教育プログラムの第一のねらいである。また今後、さらなる広がりをもった教員が、講義やゼミナールなどの教育活動に男女共同参画の視点を取りこんでいくことを期待し、それらをプログラムに盛り込むことが可能なかたちで設計している。

さらにもうひとつの基盤は、学生の強い要求に求めることができる。ジンダーにかかる学問的興味が学生のなかで高まっていることは、学生の履修動向や学位論文のテーマ、さらにはアンケート結果から読み取れる。また2006年度の学生調査によつても、日常的な男女関係のあり方の摸索、将来的な人生展望、そして何よりも、キャリアデザインをいかに描くのかという点においても、学生が男女共同参画への関心を有していることは明らかである。学生相談などの学内の窓口に接しているスタッフからも、学生が日常的に直面する

困難、たとえばセクシュアル・ハラスメントなどに対する問題解決能力が求められていることがかつとに強調されている。さらに学生調査では、「労働とジェンダー」「経営とジェンダー」「グローバル化とジェンダー」といった、本学の学生ならではの特色あるジャンルへの要望が高く示された。こうした学生の現実と要求を基盤とし、これを踏まえてのプログラム策定を行っていくことがわれわれの第二のねらいである。

(2) 本教育プログラムの特長

本プログラムをつくりあげる過程で、探求したのは以下の3点である。

1. 男女共学の本学にふさわしい「男女共同参画のかたち」の模索これまで日本におけるジェンダー教育を先進的に推し進めてきたのは、お菫の水女子大学をはじめとする主に女子大学でのプログラムであった。それらの先進事例に学びつつも、一橋大学における教育プログラムは、共通テーマ「男女共同参画のかたち」を軸に、男女共学の大学にふさわしいジェンダー教育のあり方を模索するなかで設計された。男女共学の場合のジェンダー教育の意味は、女子学生へのエンカレッジにとどまることなく、男女学生が肩を並べて男女共同参画社会に向かう時代のトレンドを学び、相互の課題を受けとめ合うことこそあると考えるからである。
2. ボトムアップ方式の教育プログラム策定プロジェクト日本の大學生において男女共同参画プロジェクトはこれまで、大学執行部によるトップダウンの取り組みとして、大きな成果をあげてきた。本学ではいまだそうした動きは必ずしも熟しておらず、女性懇話会有志の働きかけを契機に、下から積み上げていくボトムアップ方式で、教育課題に焦点をしぼるかたちで本プロジェクトは立ち上げられた。そのもとで、ジェンダー教育プログラムに対する学内の関心が喚起され、しだいに協力と理解が学内的に浸透してきた。学長や副学長、さらには学部長・研究科長のこの課題に対する積極性が共振し、プログラム作成が促進された。以上のような下からのムーブメントとしての教育プログラムづくりが追求されてきた点に特長がある。われわれのそなめた動きを、大学執行部が財政的に強力にバックアップし、学内資金としては例外的ななかたちで2年度にわたる予算が措置されたことによって、本プロジェクトを完遂することが可能となった。
3. 開かれたジェンダー教育プログラムづくり

本プロジェクトは、たえず国内外の先進事例に学びつつも、本プログラムにとって決定的に重要な学生・院生、教員の声に耳を傾け、学内各層へのインタビューと調査を繰り返しながら、プログラムを編み上げてきた。先述のように、すでに蓄積されている学内の資源を掘り起こし、これに立脚しつつ、本学にふさわしいジェンダー教育プログラムのあり方を設計し、さらに今後のより広がりをもった教員の参加が得られるよう構想した。そこでのボイントは、閉じた女性学、男性学、ジェンダー研究への収斂ではなく、社会科学のなかにジェンダー視点を導入する学際的なプログラムとしてたてている点にある。そのなかで、学生・院生が、市民社会をジェンダー視点から多面的に把握し理解する力量を身につけるとともに、本学の伝統でもある産業界とのかかわりも生かしながら、幅広い意味での市民としてのキャリアデザインを構想しうる幅広い知見を修得することが可能となる。

2. 本教育プログラムの目標とカリキュラム設計まで

(1) 本教育プログラムの全体構成

本教育プログラムは、学生のジェンダー理論の学習を支援し、履修者が男女共同参画社会の実現をめぐる問題に気づき、問題を解決するために必要な知識、能力、手法を身につけることを支援することを理念としている。学生の系統だった履修を促し、多様な学習形態の導入などの工夫を交え、教員と学生が新たな知の構築に挑戦することを励ますことを主眼に策定されている。

その観点から、この教育プログラムには大きく二つの到達目標をおいた。

1. 学生がジェンダーや男女共同参画にかかわる基礎的知識を身につけ、その理論と方法を体系的に修得する。
2. さまざまな専門領域にジェンダーの視点を積極的に導入し、既存のディシプリンとの総合をはかりつつ、市民社会を解明する社会科学におけるジェンダー視点のもつ意義を多面的に修得する。

以上の到達目標に向かって、それぞれの専門的知見を深め研究を発展させていくなかで、ジェンダー視点から既存の社会科学のディシプリンに擺さぶりをかけ、新しい社会科学の地平を切り拓くことが期待される。

そのためには、着実に継続的にプログラムが実現され、より充実がはかられることが重要であり、コーディネーターが組織するオムニバス形式の科目を含む新たな科目を設置することとした(詳しくは後述)。あわせて、教員は年度によって担当する科目が異なる場合があることを考慮し、そうした事情にも柔軟に対応できるように設計されている。

具体的には、半期15回の授業において、1回、もしくは2~3回程度、ジェンダーや男女共同参画にかかわる講義を組み入れる教員と科目も、本プログラムに組み込まれるようになっている。全体として、ジェンダーや男女共同参画社会にかかわる基盤的な教育内容を保障するとともに、教員の積極性によって、また学生や院生の関心の動向を受けて発展できるようには、教育プログラムは設計されている。

すでに、高等教育の先進国アメリカでは、大学のカリキュラム改革が論議される際には、女性学、フェミニズムの問題、ジェンダー視点の導入科目などは、不可欠とされている。さらに、そうした科目の導入にとどまらず、時代の進展、および研究の展開によって、カリキュラムそのものの再構築がたえず必要とされている。これら先進的取組み、ならびに、ヨーロッパやアジア地域の海外視察調査によって得た知見から、本プログラムも、追加的な科目の導入にとどまらず、大学のカリキュラムの変革にも寄与する柔軟な全学的教育プログラムの開発を念頭において組まれている。

ジェンダー視点の導入によるカリキュラム開発の理論としてよく知られるアメリカのフェミニスト・フェイズ理論によれば、フェイズは1から5まであるとされる。フェイズの展開の基準は、学問の方法や諸概念そのものの変革であり、あらたなカテゴリーや問題設定の導入であり、階級やエスニシティなどの視点の必要性の再発見である。こうした点で、社会科学の総合大学が、全学的に学際的なジェンダー教育プログラムを組むことは、多様な関心

と方法のスパークをつくりだし、大学教育のカリキュラム開発の水準の向上に資する可能性を秘めていると判断できよう。(参考：坂本辰郎「大学におけるジェンダーの問題」『教育学研究』第70巻第1号 2003年)

大学改革とは、新しい知識獲得方法と知の構築を意味しているが、そのためには、個人の参加型学習の導入、個人のエンパワーメント、学習と実践との架橋、批判的な思考の発揚などが、高等教育において目指されるべきだと指摘されている。その点で、すでに、一橋大学においては新たな知の構築を可能にする条件があると判断している。本プログラムは、その一環を担うものであり、本学のゼミナールや参加型授業の導入、本プログラムへの卒業生を中心とする社会人の教育参加は、大学改革の重要なステップとなる。

(2) カリキュラム設計にあたっての「教員ポテンシャル調査」の概要

すでに述べたように、本プログラムを組み上げていく上では、学生・院生、そして教員の声を汲み上げるために、さまざまな手だてと機会を設けて調査とインタビューをくり返し行ってきた。ここでは、カリキュラムを構成していくための基礎的なデータとして、教員調査(4～5月実施)の概要とそこから抽出されたカリキュラム設計上の課題について触れている。これは、ジェンダーや男女共同参画等を視点として取り上げている授業が、現在、全学的にどのように実施されているのかを把握すること、また、そうした視点を探り入れた授業展開の今後の可能性を探ることを目的として実施されたものである。昨年度からのGenEPプログラムの展開の中で、ジェンダーの視点にもとづくカリキュラムを組み立てていく基盤がすでに学内に蓄積されていることがさまざまな場面で示されてきたが、今回の調査によって、そのことが数字の上でも裏付けられたといえる。担当する授業においてジェンダーや男女共同参画等の視点を何らかの形で取り入れている教員、あるいは、学部や大学院のゼミナールや論文指導の場面においてジェンダーの問題とかかわった教員が一定程度の数にのぼった。その傾向は、全研究科の教員にわたっているといえる。

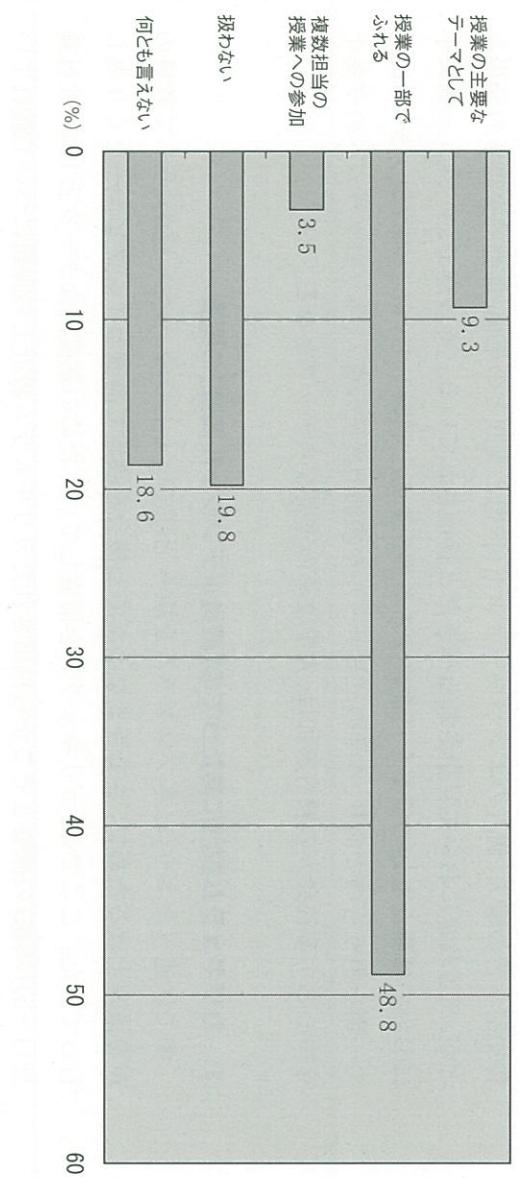
このように、すでに開講されている授業科目やゼミナールなどにおいて、ジェンダーや男女共同参画等の視点を取り上げていていることに加え、今後、そうした視点を授業に取り入れようとする意図が多くの教員から示されていた。

こうしたアンケートの調査結果を受けて、カリキュラムを組み立てていく上で課題として以下の点が浮かび上がることとなつた。

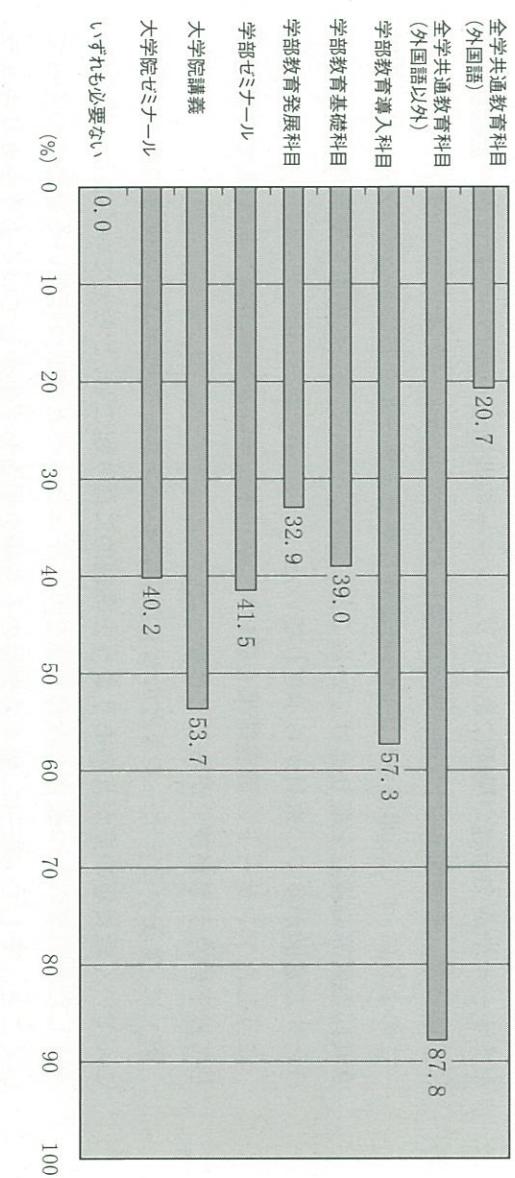
第一に、講義やゼミナールなどの教育活動にジェンダーや男女共同参画等の視点を取りこんでいく教員層の拡がりのありようを継続的に掘り起こし、とらえていくこと。第二に、そうした教員層のもつ豊富な教育資源をカリキュラムへと結びつけていく道筋をつくっていくこと。そして、第三に、個々の素材のもち味を損なわざ生かしていくようなカリキュラムの全体像を構想していくこと、である。

以上の課題に加えて、もう少しタイムスパンを長くとった将来的な課題としては、より広い教員層の参加・協力という方向性を追求することによって、社会科学のさまざまな領域にわたって、ひいては、諸領域を接合・横断するようなジェンダー教育に関する体系性をもつカリキュラムを構築していくことがあげられる。

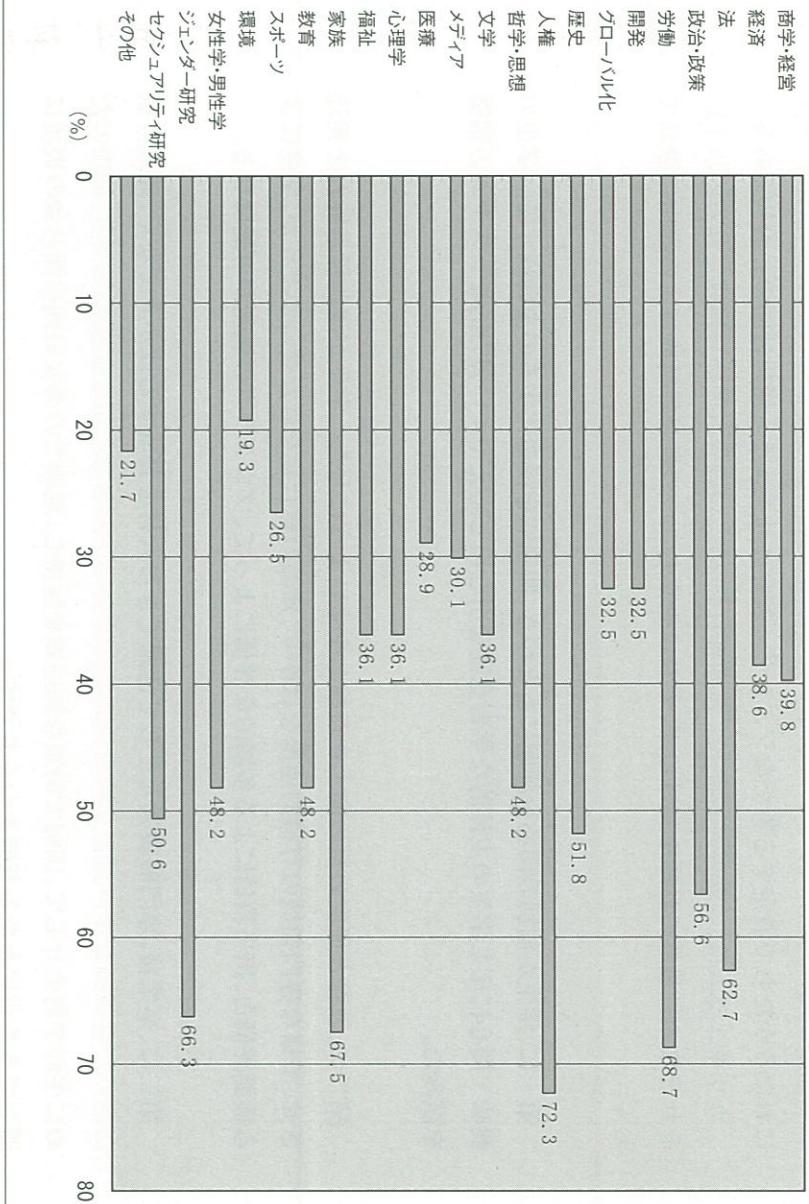
将来的にジェンダー、男女共同参画等の問題を授業に組み込むか



ジェンダーや男女共同参画等の問題を取り上げる上で 適切と考える授業のレベル・枠組み(複数回答)



ジエンダーや男女共同参画等の問題を取り上げる観点、領域 (複数回答)



23

(調査の概要)

調査対象は、5研究科、経済研究所、および国際企業戦略研究科(ICS)の常勤の教員スタッフとした。回答方法は、Web上での回答、および、質問紙回答の二本立てとした。回答数は86（Web回答=69、質問紙回答=17）。所属別では、商=7、経=6、法=15、社=29、言社=5、経研=7、ICS=2、その他=2、不明=9であった。

回答率は約25%（常勤の教員スタッフは339名（一橋大学ホームページより）であるが、長期在外研究等の状況まで把握することが不可能なため、正確な数値は算出できなかった）。

3. 提言：カリキュラムの構成と内容

学生調査ならびに、「教員ポテンシャル調査」の分析結果、関係者へのヒアリング、観察結果等を踏まえ、本教育プログラムの理念と目標を具体的に実現するべく、来年度以降、全学

にわたるかたちで設定する新たなジェンダー教育カリキュラム構想は図のとおりである。

カリキュラムは、「基幹科目群」と「連携科目群」の二つの科目群から構成される。以下にそれぞれの科目群の目標を掲げるが、それに先立ち二つの科目群構成にする理由に触れておく。

第一に、学生が個別の関心や課題にもとづき、関連知を構造化するのを助成する。学生の興味・関心に応じ学生の主体的な学習意欲を引き出し応えやすい弾力的なシステムの構築を試みた。

第二に、教育と研究の質の向上を点検しやすいようにした。学生が課題探求能力を発達させ、多様な専門領域の有機的連携をはかり、知識の総合化をはたせるかどうか、学生による機能評価と、担当教員による多層的な評価によって、プログラムの刷新が可能になる。

第三に、卒業後、専門的職業人として活躍できる人材を養成するばかりでなく、地域社会においてもジェンダーおよび男女共同参画社会にかかわる多様な課題に気づき、解決のために生涯学習を介して、広範での的確な関連知を獲得し、地域での男女共同参画社会の実現に関与できる市民となる基盤をつくりだす。

これらをふまえ、将来的には、体系的に科目群を一定程度受講した学生に対して「修了書」を授与することを展望し、その実現に向けて検討を進めることが課題として挙げられる。

GenEP科目群

連携科目群

基幹科目群

商学部

経済学部

法学部

社会学部

言社研

大学院

人材マネジメント

地労域動

研究方法論

地政学
社会情報論

社会科学のなかのエコノミー

社会学
ジエコノミー論

欧米言語文化論(英語圈Ⅲ)

学部

Iトメジネ

概学論

地球研究法

社会調査特問

社会史史料講読3

社会市民エコノミー

社会

4年

3年

2年

1年

共通「教育と経済」
共通「人類学」
共通「地球社会研究—紛争とは何か」

共通「まちづくり」
共通「アメリカ文化論I」

共通「ジェンダーから世界を読む」
共通「ヒューマン・セクソロジー」
共通「ジェンダーと心理学」
共通「地球社会研究—紛争とは何か」
「男女共同参画時代のキャリアデザイン」

(1) 基幹科目群

基幹科目群は、ジェンダー・男女共同参画にかかわる基礎的知識を身につけ、その理論と方法の修得を目的として、本学のジェンダー教育の基幹をなす科目群と位置づけられる。基幹科目群の授業は、大きく分けて二つの目標をもつ。

第一に、新しい社会科学の創造、展開をめざし、独創的かつ先端的な研究を生み出すべく、その基礎となる理論や方法、当該研究分野に関する包括的な知見の修得を目指すものである。

このように、基幹科目群では、卒業後の社会で役立つ幅広い素養の涵養とともに、理論的・学術的教育を等しく重視し、教育改善につとめる。

これらの目標、およびプログラムをつらぬく基本理念に則して、全学共通教育、学部教育、大学院修士・博士後期課程の教育にいたるまで、緩やかなスロープ状に連なる、積み上げ型のジェンダー教育カリキュラムを組み立てるべく基幹科目群を構想した。

まず、既存科目のうち、全学共通教育、各学部講義、大学院講義の各レベルで、ジェンダーの視点を授業の中核として取り上げてきた科目をここに位置づけた。

たとえば、ジェンダー視点を全面的に取り入れた講義の先駆けとしての「ジェンダーから世界を読む」がある。全学共通教育科目の総合科目(学際テーマ科目)として、さまざまなテーマで複数の教員が登場する多彩な内容をもって開講されており、その成果は、『ジェンダーから世界を読む』(関啓子・木本喜美子編著 明石書店 1996年)として刊行されてい、この授業を、全学のさまざまなジャンルの人文・社会科学のトピックを取り込みながら、毎年開講していくこととする(2007年度の授業の詳細は後述のシラバス参照)。

また、本学講師の村瀬幸浩氏が担当する「ヒューマン・セクソロジー」も、長年、多数の受講生を集める人気講義として定着している。本学学生の、性に対する、そして、人間の生き方や人とのコミュニケーションのとり方などに対する新たな認識を呼び起こすジェンダー・セクシュアリティ教育の導入科目として意味を持つ。

加えて、近年開講された科目ではあるものの、多くの受講生を集め、各専門分野での教育へと架橋するジェンダー導入科目の意味合いを持つ以下の三科目も基幹科目と位置づけた。①「ジェンダーと社会」(佐藤文香)：ジェンダー研究とは何かを講義し、家族・労働・性愛・暴力などのテーマ別にジェンダー視角から社会へとアプローチする方法を学ぶ(後述するシラバス参照)。②「ジェンダーと法」(相澤美智子)：司法や法学における性差についての種々の偏見を明らかにし、既存の法律・学説・判例等を再検討する。③「ジェンダーと心理学」(柘植道子)：社会における性別の持つ意味や問題を心理学知見からアプローチし、心理学理論のなかでのジェンダー、ジェンダーとメンタルヘルスの関係などを学ぶ。

こうした既存科目の安定的な開講を追求することの重要性はあらためて述べるまでもない。同時に、本プロジェクトの学部・大学院一貫の体系的プログラムづくりと教育理念の

具休化のため、基幹科目群のさらなる拡充を図るべく、新設科目的設置を追究し、その結果、2007年度から「男女共同参画時代のキャリアデザイン」(全学共通教育科目・寄附講義)、「労働とジェンダー」(社・学部発展科目)、「社会科学のなかのジェンダー」(社・大学院講義科目)、「ジェンダー論」(社・学部発展科目)の新設科目を設置した(後述のシラバス参照)。

基幹科目群			
学部・研究科	講義カテゴリー	講義名	担当者、講義形態、等
社 社	学部基礎科目	ジェンダーと社会	佐藤文香
社	学部発展科目	家族社会学	木本喜美子
社	学部発展科目	労働とジェンダー(新設)	オムニバス、コーディネーター：木本喜美子
社	学部発展科目	ジェンダー論(新設)	佐藤文香
社	大学院講義科目	社会科学のなかのジェンダー(新設)	オムニバス、コーディネーター：貴堂嘉之
社	大学院講義科目	ジェンダー関係論／社会学	佐藤文香
社	大学院講義科目	社会学／地球市民とジェンダー	木本喜美子
法	学部発展科目	ジェンダーと法	相澤美智子
共通(法)	総合科目「人文・思想」	ジェンダーと心理学	柘植道子
共通(運動文化)	発展科目	ヒューマン・セクソロジー	村瀬幸浩
共通(社)	総合科目	ジェンダーから世界を読む	オムニバス
共通(如水会)	寄附講義	男女共同参画時代のキャリアデザイン(新設)	オムニバス

〈注〉なおこれらの科目は、担当者の都合により毎年開講されるとは限らない。

(2) 連携科目群

連携科目群は、さまざまな専門領域にジェンダーの視点を積極的に導入することで、既存のディシプリンとの総合をはかることを目的とする学際的な科目群として位置づける。「基幹科目群」との連携、および全学的な教育研究活動との連携によって提供される。

授業の目標は、それぞれの専門的知見を深め研究を発展させていくなかで、ジェンダーの視点から既存の社会科学のディシプリンに搖さぶりをかけ、新しい社会科学の地平を切り拓くものである。本講義群では、半期の15回の授業のなかで、ジェンダーをテーマとして扱う授業の回数を示し、履修上の手引きとする。

2007年度は、教員対象のGenEPアンケートにおいて、GenEP関連科目として位置づけることに賛同され、また、ジェンダー視点を授業の中で1、2回程度、あるいはひとつの柱として取り上げるとの回答をされた科目を連携科目とした(「GenEP科目群」の図、表参照)。今後は、前述の「教員ボテンシャル調査」に示された本学におけるジェンダー教育の蓄積と潜在的な力をより生かしたかたちで、連携科目群を充実させていくことが課題となる。

学部・研究科	講義名	連携科目群	担当者・講義形態、等
学部基礎			
経社	地域研究方法論		加藤 博、佐藤 宏
社会心理学 I			安川 一
社会心理学論			多田 治
社会学理論			深澤英隆
宗教社会学 I			阪西紀子
ヨーロッパ社会史総論			中田康彦
教育社会学			石井美保
社会人類学総論			関 啓子
教育の歴史			貴堂嘉之
社会史史料講読 3			
学部発展			
社会	アメリカ社会史特論#		貴堂嘉之
社会	教育研究法		木村 元
社会	環境教育学		関 啓子・御代川貴久夫
社会	社会調査特問*		木本喜美子
全学共通科目			
	地球社会研究－『紛争』とは何か？		落合一泰、宮地尚子、他(リレー講義)
	人類学		岡崎 彰
	教育と経済		松塚ゆかり
	アメリカ文化論 I		三浦玲一
	まちづくり		林 大樹・横田雅弘
大学院			
商経	人材マネジメント		守島基博
経社	労働経済学 I		川口大司
経社	地域研究概論		加藤 博
経社	地球社会情報論		多田 治
社会	アメリカ研究#		貴堂嘉之
社会	先端課題研究 7		コーディネーター：木本喜美子、貴堂嘉之
社会	平和社会論#		宮地尚子
社会	地球社会と生命		宮地尚子
社会	地球市民論		関 啓子
社会	情報行動文化論		ジョナサン・ルイス
言社	歐米言語文化論(英語圈III) #		三浦玲一

〈注1〉GenEPアンケートへの各教員の回答に基づいて作成(2007年2月現在)。

〈注2〉科目名の後の記号は、講義におけるジェンダー関連の問題を取り上げる頻度を表わす。「*」＝「講義全体をジェンダーの視点から構成する」。'#'＝「ジェンダーを講義の一つの柱とする」。その

義全体をシェンダーの視点から構成する。#[=「シェンダーを講義の一

《注3》 なおこれら の科目は、担当者の都合により、2008年度以降も毎年開講されるとは限らず、また他の

(3) 基幹科目群の新設科目と主要ジェンダー関連科目のシラバス

《基幹科目群の新設科目》

市民社会／産業界／官界が歩を合わせて真の充実を図っていこうとしている男女共同参画社会において、本学で学んだ学生が個々の高い資質を發揮しつつ、広い視野と搖るぎない素養をもって活躍するための糧となるような教育を保障するというコンセプトを担うものとして、以下の科目を2007年度に新設する。とくに最初の2科目は、学生調査(2005年10月実施)において強い受講希望が表明されたもの(「労働とジェンダー」「経営とジェンダー」「グ

ローバル化とジェンダー」)に応えての新設である。そのうち、「労働とジェンダー」は、「男女共同参画時代のキャリアデザイン」の受講者の関心をより専門的に展開するものである。この「労働とジェンダー」は社会学研究科におくが、法学研究科、商学研究科の教員との共同開講という点に特徴がある。また「社会科学のなかのジェンダー」は、人文・社会科学の研究分野でジェンダー視点を導入した学際的な研究を奨励し、人文・社会科学研究の新たな展開を目指すものである。

新設「男女共同参画時代のキャリアデザイン」

(全学共通教育科目・寄附講義・オムニバス：如水会講師)

雇用のグローバルな再編が進む中で、従来の男性正社員中心の雇用慣行が見直され、人材のダイバーシティ、男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスという視点が導入されるようになった。この講義は、こうした新たな動きが生まれた背景とその具体的な実践事例を学ぶ場を提供する。講師陣は、企業で活躍する本学卒業生、官界で男女共同参画推進に携わる方々、また経営トップの方々。受講生みずから、キャリアデザインを構想するための基礎的な知識、さらには専門的職業人としての幅広い視点とヴィジョンを獲得し、学部の専門教育に進んでいくための基礎的素養を身につける。

【授業概要】

大学でさまざまな専門的知識を学ぶことは、自身の価値を高め、将来の自分のあるべき姿(キャリアデザイン)を思い描くことでもある。本授業では、各人がどのような仕事に就くかを考える職業設計のレベルにとどまらず、学生一人ひとりがより広い人生設計までをも含む豊かなキャリアデザインを構想するための、基礎的な知識、社会や企業の理解の仕方、考え方を学ぶ場を提供する。

そのために、本授業では、社会で活躍する本学卒業生を中心に、中央官庁や地方自治体で男女共同参画推進にかかわっている方に行政の支援策の現状を、また企業で実践している経営トップ、人事部、管理職の方々に、その企業独自の取組みとその実践、課題を話していくだく。

こうした企業の取組みは、第一に、男女共同参画社会基本法(1999年)が制定され、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮することができる男女共同参画社会」を実現する事が、「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置づけられたことに大きな影響を受けている。さらには、雇用のグローバルな再編が進む中で、日本の各企業はこれまでの男性社員中心の終身雇用などの雇用慣行を見直し、人材のダイバーシティに目を向けなければ新たな時代に対応できないと認識するようになった現実がある。また、働く人々の活力を真に有効に生かすために、ワーク・ライフ・バランスという視点が導入されることも、新たな動きといえる。

この授業では、こうした転換期における個々の企業の取組みを男女共同参画、特に現在取り組みが進行しつつある女性管理職の育成と任用が日本の企業をどのように変革しようとしているのかについてのケーススタディと位置づけ、企業や社会の現実への対応を理解することを通じて、学部の専門教育に進んでいくための基礎的素養を涵養することを目的とする。こうした時代の変化を的確に把握することによって獲得される次の時代に向けての幅広い視点とヴィジョンは、みずからのキャリアデザインの構築にとっても、また総合職と

して入社、さらに専門的職業人としてスキルを高め将来的に力を発揮していく際にも役立つ知見となる。

【授業の目的・到達目標と方法】

男女共同参画に対する高い意識と理解を育むことと企業における男女雇用、活用の実態と問題点の把握を目的とし、これから個人・家族・企業のあり方とはどのようなものになるのかという中期的な社会ビジョン>を描き、その実現に向けた方策を考え、各人が豊かなキャリアデザインを描く力を獲得することを目指す。

そのような力を育むために、企業で活躍しておられる本学卒業生を中心に、男女共同参画の視点から行っている取組み内容やコンセプト、そして、企業がそうした取組みをなぜ推進するにいたったのかという経緯と理由、直面する課題についてお話をいただき、男女共同参画のケーススタディとしてこれを学習する。

新設「労働とジェンダー」(社・学部発展科目・コーディネーター：木本喜美子)

「男女共同参画時代におけるキャリアデザイン」で育んだ問題意識をさらに専門的に深めることを目標とする。社会学部の教員を中心に、商学部、法学部の教員の協力を仰いで編成される。

【授業概要】

本授業は、労働を中心とする現実的な社会変動諸過程に対する幅広い専門的知識の獲得の場を提供しようとするものである。

そのために、本授業では、社会学を中心とする社会科学の各専門領域の知見から、さらに実務に携わる専門家の視点から、現実の労働場面において生起する諸問題をジェンダーの視点から、オムニバス形式で解説する。すでに、男女共同参画社会基本法(1999年)が制定され、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮することができる男女共同参画社会」を実現することが、「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置づけられたにもかかわらず、一方では、日本企業のあり方は男性正社員中心の雇用慣行を引きずっており、女性人材の育成・活躍が必ずしも進んでいないという現実がある。他方では、男女共同参画社会の価値観にもとづいて、また雇用のグローバルな再編が進む中で、これまでの雇用慣行を見直し、人材のダイバーシティに積極的に目を向け、ワーク・ライフ・バランスという視点の導入をはかるうとする企業が現れるようになった。

この授業では、こうした両側面を見据えて、転換期における企業社会の編成、若者就労問題、過労死問題、差別・人権問題を専門的視点から取り上げるとともに、労働市場、企業組織、労働組合におけるジェンダー構造を解き明かす。

さらにはグローバリゼーション、ワーク・ライフ・バランス、オールタナティブな働き方、企業の社会的責任といった射程をも取りこみ、それのもつ意味を探る。全体を通じて、労働を中心とした社会変動の現実的諸過程に対する的確な認識・分析力、さらには男女共同参画の視点、ジェンダーの視点に対する深い关心と理解とを兼ね備えた高度専門的職業人としての力量の涵養を目指す。

【学部・学年の指定】

社会学部発展科目(学部3・4年生向け)。

【授業の目的・到達目標と方法】

労働を中心とする社会変動過程に対する認識・分析力および男女共同参画に対する専門的理 解を育むことは高度専門的職業人として重要な専門的力量となる。そのような力を育むために、社会学研究科の教員を中心とし、商学研究科、法学研究科等の教員、さらには学外の実務専門家の協力を得ながらオムニバス形式で、多面的な知見の獲得を目指す。

【授業の内容・計画】

毎回読み切りのオムニバス形式をとり、次の三種類の領域と視角から構成される。1)企業社会のジェンダー的編成、若者就労問題、過労死問題、差別と人権などの問題群、2)労働市場、労働組織、労働組合とジェンダー構造、3)グローバリゼーション、ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画のトレンドと諸課題。

毎回のテーマ、講師および講義内容の詳細についてはガイダンス時に配布されるレジュメを参照。

1. 「日本の企業社会とジェンダー」(木本喜美子)
2. 「若者の教育・就労問題とジェンダー」(久富善之)
3. 「過労死問題とジェンダー」(加藤哲郎)
4. 「グローバリゼーションと労働の変容」(伊豫谷登士翁)
5. 「差別・人権と法」(阪口正二郎[法])
6. 「労働市場とジェンダー」(高田一夫)
7. 「労働組合とジェンダー」(*労働組合)
8. 「ヒューマン・リソース・マネジメントとジェンダー」(守島基博[商])
9. 「ワーク・ライフ・バランスの視角」(守島基博[商])
10. 「コミュニケーション・ジェンダー」(林大樹)
11. 「労働組合における男女共同参画の実践」(*労働組合)
12. 「企業の社会的責任と男女共同参画」(谷本寛治[商])」

新設「社会科学のなかのジェンダー」(社・大学院講義科目・コーディネーター:貴堂嘉之)

既存のジェンダー研究に特化した専門性の高い講義群とは対照的に、本講義では、ジェンダー研究と人文・社会科学の諸分野との研究視座の接点を丁寧に解説し、社会学研究科の大学院生向けに、人文・社会科学の研究分野でジェンダー視点を導入した学際的な研究を奨励し、人文・社会科学研究の新たな展開を目指す。

【講義題目】

社会科学/人文科学とジェンダー研究の融合

【授業概要】

この授業は、本学研究科の教員を中心としたオムニバス形式の12回の講義から構成される。それぞれの担当教員の専門とする社会科学/人文科学の諸分野のディシプリンとジェンダー研究との研究視座の接点を中心に解説を加え、両者を融合させた学際的な方法論、研究テーマの可能性を探る。

【授業の目的・到達目標と方法】

社会科学の基礎のなかにジェンダー視角を導入し、修士・博士の院生に学際的な新しい、ジェンダー研究への取組みを奨励する。

【授業の内容・計画】

- 第1回 オリエンテーション
- 第2回 「社会科学の課題とジェンダーという視座」 1)近代秩序、近代国民国家とジェンダー、2)帝国のなかの人種・エスニシティ・セックス(貴堂嘉之)
- 第3回 3)身体管理の技法－生殖・人口管理・優生学－(貴堂嘉之)
- 第4回 「日本のジェンダー研究」(佐藤文香)
- 第5回 「家族と労働の社会学とジェンダー」(木本喜美子)
- 第6回 「グローバリゼーション研究とジェンダー」(伊豫谷登士翁)
- 第7回 「国際社会学とジェンダー」(1) (小井土彰宏)
- 第8回 「国際社会学とジェンダー」(2) (新任教員)
- 第9回 「人類学とジェンダー」(岡崎 鞠)
- 第10回 「文学研究とジェンダー」(井川ちとせ)
- 第11回 「文化研究とジェンダー」(多田治)
- 第12回 「心理学とジェンダー」(橋浦道子)
- 第13回 予備

32

《2007年度開講の主要ジェンダー関連科目》

- 先端課題研究7 (社・大学院講義科目・足羽與志子・井川ちとせ・石井美保・尾崎正峰・貴堂嘉之・木本喜美子・小井土彰宏・佐藤文香・坂なつこ・坂元ひろ子・多田治・中野聰 [五十音順])

【講義題目】

- 「日常実践/方法としてのジェンダー」

【授業概要】

この先端課題研究は、「日常実践/方法としてのジェンダー」というテーマで、本研究科の上記スタッフが各自の社会学・歴史学・人類学・思想/哲学、文学などの専門領域をこえて、3年間にわたり共同研究を行い、人文・社会科学におけるディシプリンとしてのジェンダー視角の新たな研究の可能性を切り拓き、日常空間のなかで作動するジェンダーにかかわる諸問題(労働・家族・身体/生命・アイデンティティ・権力・政治社会秩序・市民社会・公其性・国際関係など)を可視化し、いかに対象化し研究として立ち上げていくことができるかを追究するプロジェクトである。既存の研究領域にジェンダーという方法をもちこむことによって見えてくる世界を再構成するなかから、新たなジェンダー研究の方向性を模索する共同研究である。ジェンダー研究を専門とする院生はもちろんのこと、ジェンダーという視座を用いた方法論で対象へのアプローチに関心をいだく院生もぜひふるって参加されることを希望する。

本講義では、通年・月1回(水曜午後)のペースで研究会が開かれ、教員・院生とともに全員参加で討論することとなる。本講義は3年計画(2006年度～2008年度)で実施される。

「ジェンダーと社会」(社・学部基礎科目・佐藤文香)

【授業の目的・到達目標と方法】

ジェンダー研究のベースペクティブを理解し、性にまつわる諸現象を脱自然化して考察

することを目的とする。ジェンダーとはどのようなものの見方に対抗するために生まれてきた概念であり、どのような理論的変遷をとげてきたのかを理解し、家族、労働、性愛、暴力などの具体的な領域におけるジェンダー研究の知見を習得していく。授業は講義形式が中心であるが、随時VTRなどの映像資料を用いる。

【授業内容】

初回にガイダンスを行い、以後、下記テーマに関して各2回の授業を行う。

1. ジェンダー研究のパースペクティブ—基礎概念の整理
2. 家族とジェンダー—「近代家族」
3. 労働とジェンダー—アンペイド・ワーク
4. 女性解放運動・男性解放運動の流れ
5. 性愛とジェンダー—近代のセクシュアリティの装置
6. 暴力とジェンダー—性暴力

【成績評価基準の内容】

ジェンダー研究のパースペクティブについて一定の理解を示し、社会の中にある性現象を脱自然化して考察できることを到達すべき最低水準とする。

【受講生に対する希望】

性にまつわる諸現象は身近な話題であるが、人の感情を時に激しく動かすことがある。履修者には、自らの感情の動きをモニタリングしつつ、既存の常識を疑ってみる柔軟な姿勢をもって授業に臨むことを希望する。

「ジェンダーから世界を読む」

(全学共通教育科目・「総合科目(学際テーマ科目)」・コーディネーター：中野知律)

【学部・学年の指定】

1～4年生対象

【授業概要】

複数の言語文化圏において、さまざまな視点とテーマのもと「ジェンダーから社会を読む」試みを展開する。言葉・宗教・歴史・地理的環境・社会組成が種々に異なる現実を読み解くうえで、「ジェンダー」という視角あるいはファクターを考慮に入れるはどういうことなのか、多様な事例や理念・思想面の問題提起を踏まえながら検討していく。この講義全体を通して、ジェンダーをめぐる異文化交流の輻輳をおおいに楽しんでいただきたい。講義内容の詳細および成績評価の方法、参考文献等については、初回のオリエンテーション時に通知するので、受講希望者は必ず出席すること。

【授業計画】

毎回新たなテーマのもとに授業が完結するオムニバス講義形式。

担当講師としては、以下の本学教員を予定している。井川ちとせ(社)、越智博美(商)、柏崎順子(法)、金井嘉彦(法)、川本玲子(商)、小関武史(法)、清水朗(法)、中井亜佐子(言)、中野知律(社)、藤野貢(言)、三浦玲一(言)、南裕子(経)、森本淳生(言)、吉野由利(法)〔五十音順、()内は所属研究科〕

4. 提言 ジェンダー教育プログラム(GenEP)部門の設置と今後の課題

以上のジェンダー教育プログラム提言を2007年4月より実施するにあたっては、これが全学向けのプログラム体系であることに鑑みて、学長にオーソライズされた学内組織として組織的保障を確保し、位置づけられることが不可欠である。そこで本プロジェクトは、教育プログラム策定をめざしてきた現在のGenEPの後継組織として、「ジェンダー教育プログラム(GenEP)部門」を社会学研究科に設置される「ジェンダー社会科学研究センター」の中に置くことを提言する。

(1) GenEP部門の主要な任務

GenEP部門は、以下の三つを主な任務とする。

1. 「体系的プログラムの提供」 本プログラムを構成する科目群を恒常的かつ安定的に供給し、よりいっそうの体系化をめざす。そのため、教員向けアンケートを毎年実施し、プログラム構成の見直し作業を行う。オムニバス形式の科目については、コーディネーターの役割を支援する。
2. 「教育理念の達成、研究・教育の奨励」 社会科学のなかにジェンダー視点を導入する基礎的・学際的教育を拡充し、男女共同参画社会の実現に資する市民の育成を目的とした基盤的教育を開発し、発展させる。その質の維持と向上に資する研究活動を奨励し、組織する。
3. 「その他の関連業務」 学内の男女共同参画推進のため大学と社会、特に卒業生との連携をはかり、関連講演会やワークショップを企画し、学生・院生・教員に、ジェンダー教育と研究に関する最新の情報提供の場を設ける。そのために、GenEPのもとで構築されてきた国内外の研究者との協力ネットワークをより強化・拡充し、教育研究活動を基盤とした交流活動、国際連携を推進する。また、国内外の先端的教育事例の情報収集につとめ、適宜、観察を実施する。

(2) GenEP部門の本学における組織的位置づけ

本センターは、プログラムが学部・研究科横断的な全学的体系であることから、全学的な組織となるべきである。だが現時点で、全学共通教育科目から大学院科目までを包含する本教育プログラムに対応しうる組織は学内に存在しない。他大学のように男女共同参画実現に向けた取り組みが大学執行部を中心に進展しており、「男女共同参画室」のような組織が存在する場合には、そこがもっとも落ち着きのよい場となるだろう。だが、本学の現状を踏まえるならば、社会学研究科が構想している以下の社会学研究科内センターのなかにその一部門として位置づけることが、もっとも現実的であると考える。

社会学研究科では、文部科学省の平成18年－19年「魅力ある大学院教育イニシアティブ」プロジェクトに応募し、「社会科学の先端的研究者養成プログラム」が採択された。研究科大学院生を高度な専門的職業人や先端的な研究者に養成することを目的とした同プロジェクトでは、同研究科内でのさらなる大学院教育の実質化と質的向上を図るために、特定の研究テーマを掲げた社会学研究科内センターを設置する構想が進行中である。そのセンターの

ひとつとしてジェンダー社会科学研究センターが開設されることとなる。

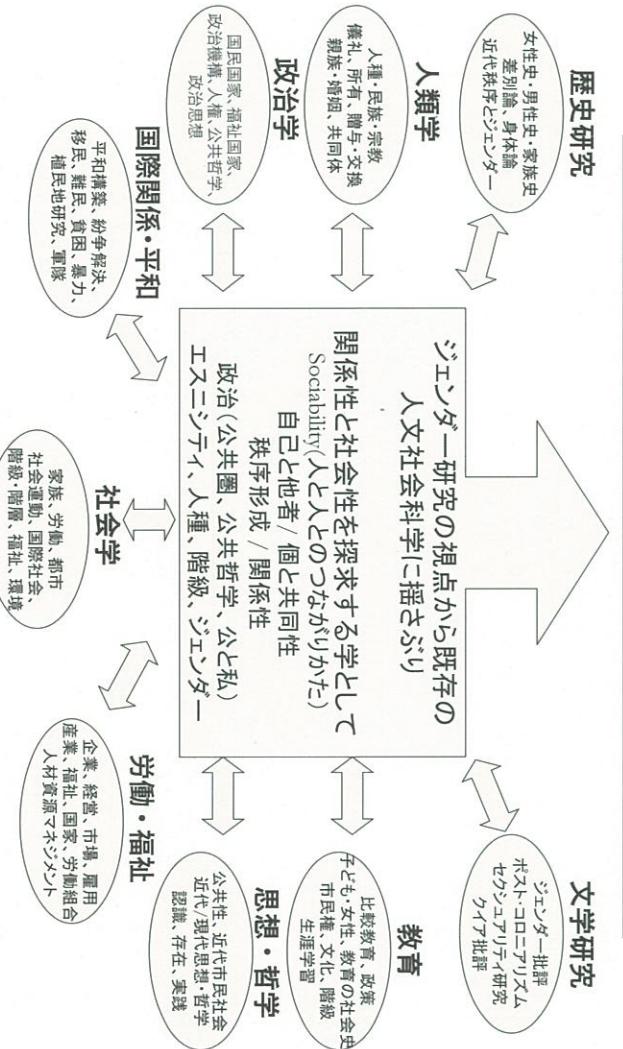
(3) GenEP部門をジェンダー社会科学研究センターの傘下におく理由

この1年半にわたるGenEPの活動は、全学的な協力体制のなかで支えられながらものものであったが、その着想と実行の中核は社会学研究科のスタッフが担ってきた。すでに提示した基幹科目、連携科目として開講される科目群構成図をみても、群を抜いて多い科目数を同研究科の教員が提供している。またGenEP発足のきっかけも、そもそもは同研究科で提案されたジェンダー研究分野での専任教員採用人事であった。こうした人的資源の裏づけを持ち、ジェンダー教育研究の蓄積を持つ同研究科において、ジェンダー社会科学研究センターが設置されれば、ジェンダー研究のさらなる進展が期待できる。

このジェンダー社会科学研究センターは、社会学研究科の大学院教育に貢献することを目指し、下図(「ジェンダー視点を組み込んだ社会科学の研究」)のように、社会科学の各ディシプリンとジェンダー研究を融合させるたちで、新しい研究潮流を生み出すことが期待される。ここでの共同研究の成果を、全学教育プログラムへとフィードバックすることによってこそ、相互に影響を与えつつ、授業改善や新しい実験的な教育実践へと結びつけていくことが可能となる。また、同センターが国内外の研究者を招聘して開かれる研究会などは、全学に向けた形で開催される。

以上のようななかたちで、GenEP部門は社会学研究科の教員が中心となって組織されるが、これまでと同様に、全学的視野から他研究科の協力員を募り、全学的に開かれた組織づくりにつとめる。

ジェンダー視点を組み込んだ社会科学の研究



第2部

全学シンポジウム
ジェンダー教育プログラム策定に向けて
2006年10月25日

開会のあいさつ

一橋大学学長
杉山武彦

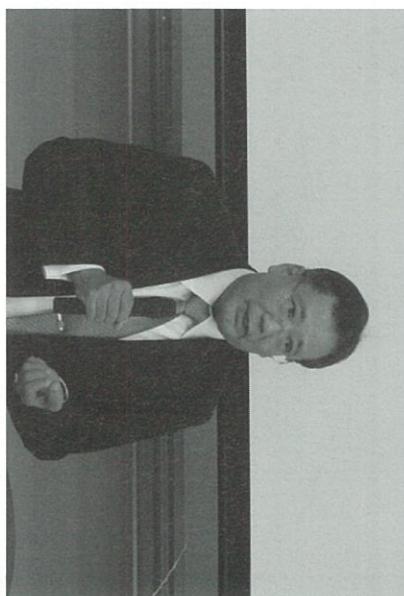
一言ごあいさつを申し上げます。今日、全学シンポジウムに、こうしてたくさんの方々がお集まりくださいましたことを大変心強く、うれしく思っております。主催者側の一員になつたつもりで、まず御礼を申し上げます。

ジェンダー教育プログラムのスタートをふり返りますと、昨年、社会学研究科の有志の先生方が中心になって、学長裁量経費（当時）の予算への申請がございました。このプログラムが掲げた課題そのものが今日の社会における最も重要な問題のひとつでもありました。加えて、申請された当事者の先生方の意気込み、メッセージが感じられたことを今思い起こしております。

今年3月に、「平成17年度中間報告書」を頂戴し、私が拝見している限り、昨年6月のスタートからプロジェクトは非常に着々と進められております。中間報告書には、私自身のプロジェクトに対する期待を込め、短いコメントを書かせていただいておりますが、本シンポジウム開催にあたり、もう一度、その期待を述べさせていただきます。

私どもは法人化に際し、「一橋大学研究教育憲章」というものを作りました。憲章には、「一橋大学は、市民社会の学である社会科学の総合大学であるから、その立場から自由で平和な政治経済社会の構築に貢献したい」と謳われております。その憲章に謳われた理念を実現するには、多くの課題が残されており、将来に向けた改革、改善、努力を続ける必要が、多方面にわたって存在しているように思います。なかでも、男女共同参画社会の実現のための基盤をつくる、その基盤の担い手となる人材を育成することは極めて重要であり、一橋大学が社会に対して大きな貢献をする領域である。そう考えるべきだと思います。

もちろん、その課題に対し、これまで多くの先生方が努力をしてきてくださいました。ジェンダー問題の研究に关心を持たれる方はたくさんいる。学生さんの中にもたくさんおられる。いろいろな成果が出てきていることを、私も少しばかりありますけれども知っています。ただ、大学全体としての社会に向けてのメッセージの発信になっていたかというと、そこまでの



もうひとつ感想を加えさせていただきます。9月下旬に、全国大学高専教職員組合の主催する研究集会が一橋大学で3日間にわたりて開かれました。その中でも、男女共同参画社会、男女共同参画が分科会の大きなテーマとして議論されました。そこで提出された資料を拝見し、びっくりいたしました。この問題に関して今、非常に多くの大学で大きな動きがたくさん出ている。「男女共同参画宣言」を出された大学など、具体的な企画を進める企画室の設置をした大学など、具体的なアクションとして登場してきている。さらには、大学のキャンパスの中に保育所が次々とできている。そういう段階になっているのです。

本学のプログラムは、タイトルからも明らかのように、「教育プログラムを作る」ところに基本のねらいがあります。教育プログラムを作るということは、男女共同参画社会の基盤をつくる、その基盤をつくるため

の人材を育成するという点で極めて重要なと私は思います。長期の基盤を築くという意味での、このプロジェクトです。同時に、他大学の例を見ても、今後は現在の環境への積極的なかかわりも必要となってくるようです。その両者のバランス、関連も念頭に置きながら、プロジェクトを進めていただくことになるという点でも、期待させていただいております。

最後になりましたが、今日は全学シンポジウムのための記念講演として、おふたりの先生方においでいただきしております。お一方は、イギリスのニューカッスル大学のジェンダー研究所所長のダイアン・リチャードソン

ドソン教授。もうお一方は、早稲田大学大学院法学研究科の浅倉むつ子教授。両先生に、この場で心から御礼を申し上げたいと思います。

これまで、ワークショップ、公開講座などを精力的に行われてきましたが、本日のシンポジウムは、「教育プログラム策定に向けての最終の跳躍台」という位置付けであります。もう一度、改めて参加者の方々の熱心な議論を通じて、大きな成果が得られることをお祈りし、私のごあいさつに代えさせていただきたいと思ひます。たいへんありがとうございました。

記念講演

講演者紹介

■ダイアン・リチャードソン

イギリスニューカッスル大学教授(社会学)、ジェンダー研究所所長。

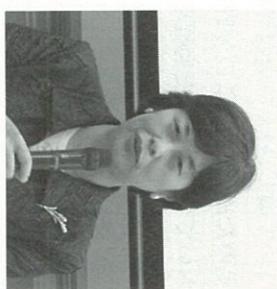


■浅倉むつ子

早稲田大学大学院教授、博士(法学)、日本学術会議会員。

イギリスを代表する「セクシュアリティの社会学」の研究者。この分野を世界的にリードする研究者であり、世界中で広く読まれているセクシュアリティ、ジェンダー研究の理論書をはじめ、セクシュアル・アイデンティティ、「市民」概念と異性愛主義の制度化の関係、再生産、AIDS/HIVのジェンダー課題などのテーマをあつかった多くの著作がある。近年はさらに、ネオリベラリズムと現代政治の性への介入の問題、フェミニストヒクシア理論の関係についての論考をしている。

今回の記念講演では、研究者およびジェンダー研究所長という立場から見たイギリスの大学評価におけるジェンダー教育プログラムの位置づけと現状、課題、さらには展望を取り上げた。現在、日本で進む大学評価、教育再生の動きを視野に入れたタイムリーなテーマであるとともに、グローバルな文脈で、一橋大学のジェンダー教育のプログラムの意味を考える問題提起的な講演である。



今回の記念講演では、男女平等立法を巡る議論をリードしてきた研究者であるとともに、日本学術会議会員としての経験から、学術世界における女性研究者の位置や男女共同参画の問題について語った。日本学術会議での試みをはじめ、学術世界でのジェンダー学のこれから新しい展開の可能性を示唆するものである。

記念講演 1

イギリスにおける ジェンダー教育と大学評価： D. リチャードソン教授 ジェンダー、不平等性、シティズンシップ

ニューカッスル大学
ジェンダー研究所所長

■はじめに

近年までイギリスやヨーロッパの他の地域においてジェンダー学教育が与えたインパクトを分析した研究はほとんどなされていなかった(Griffin,1994; Sigma,1995参照)。この報告では、この課題を3つのレベルから考察する。

- ・**政府** 政府の教育政策に関する政府の目標への寄与
- ・**大学** 大学における研究と教育の発展、また大学の社会的地位と研究資金への寄与
- ・**学生** 就職の機会、個人・社会の成長、「良き市民」の育成への寄与

従来の研究は主に第三の点(学生)に焦点をあてているがこの点は後に改めてふれる。まずイギリスの政府と大学レベルにおけるジェンダー研究のインパクトについて論じ、いくつかの暫定的な結論を導きだしたい。そのために、まずこの分野の研究や教育がイギリスにおいて発展してきた過程をおさえておく必要がある。

■イギリスの文脈

ジェンダー教育は、多くのヨーロッパ諸国において、多様な制度的レベルと形態とで存在している。ジェンダー／女性学研究は、イギリスの大学ではすでに確立した分野であり(Richardson and Robinson, 1993; 1997)、主に人文・社会科学系の学部では、過去30年以上にわたってこれらの授業を開講している。イギリスの大学は、他のヨーロッパ諸国に先んじて、ジェンダー／女性学研究プログラム(学部、修士、博士)の課程修了資格を与えており(Griffith,2005)、また他のプログラムの課程の一部にジェンダー／女性学研究を取り入れる学生も増えている。

イギリスの大学におけるジェンダー教育の制度化は、いわゆる「第二波フェミニズム」をきっかけとして始まった。第二波フェミニズム期とは1960年代終わりから1970年代はじめで、この時期にイギリスの女性解放運動が展開された。ジェンダー教育の制度化は、以下の導入期、確立期、主流化・統合期の3つの局面に分けて捉えることができる。

●導入期

特に社会科学(とりわけ社会学)と、人文科学(とりわけ英語学と歴史学)において、たいてい二年次か最終学年の学部生を対象に、既存の学問分野の選択科目として、ジェンダー研究が1970年代半ば頃から開講されるようになった。最初のジェンダー研究科目の開講のために骨を折ったのは主に女性教員であり、また、これらが科目を受講した学生の多くが女性であった。しかし今日では、教員、学生ともに多数の男性が参入してきており、ジェンダー研究のマジョリティが女性であることはもはやいうことはできない(この点について私の大學を事例として後に詳細を述べる)。

●確立期

女性学研究の修了資格取得のためのプログラムが、学部と大学院の両レベルで導入されて以来、1980年代、90年代に急速にプログラムの設立がすすんだ。それに加え、他のプログラムにおいても、単位交換可能な選択科目として女性学研究の科目が提供された。女性学研究が一つの学問分野として認められ、専門化する一環として、多くの大学においてジェンダー研究・教育センターが設立され、教授を含む女性学/ジェンダーレearcherの教員が任命された。例えばニューカッスル大学においては、1996年にジェンダー・女性学研究センター(前身は女性学研究センター)が設立された(ヨーク大学、ランカスター大学、ワーウィック大学、LSE、マン彻スター大学、フル大学それぞれにおいて類似のセンターが存在している)。さらに、1988年に設立されたNational Subject Association(全国教科学会)は、イギリスの女性学研究ネットワーク学会を設立した。この組織は現在でも活動しているが、名をフェミニスト/女性学研究学会(FWSA)と改めた。この学会は年次大会を開催し、学会の報告集や会誌、電子メール名簿リストを発行し、政府の政策に関して「公式の見解」を発信している。(次回の年次大会は2007年にニューカッスル大学で開催予定である。)

イギリスにおける女性学/ジェンダー研究の制度化と拡大は、1980年代当時の首相、マーガレット・サッチャー率いる保守政権下の、数々の高等教育改革の試

みのなかで進められた。

女性学/ジェンダー研究の拡大を促した要因として指摘されるのは、

- ・1980年代から1990年代初期にかけて、サッチャー政権は市場を優先した教育システムの必要性を強調した。大学に「投資した金額に見合う価値」‘Value-for-Money’を求めた。大学への資金カットが行われた際に、大学システムの効率性をあげることにより、学生数を増やし、より多くの学生が単位交換可能な選択科目を受講できるなど学生の選択肢を増やすことが、政府の方針として重要視された。その証拠として、硬直しておらず柔軟な組織構造をもち、学際専攻や多学科専攻制度を認めていた諸国において、女性学/ジェンダー研究の制度化が順調に進んできている。

・カリキュラムを開発していく際に、大学が自律性を保持することによって、大学が学生の需要に応じてコースを組み立てることが可能となった。

- ・これによって、1980年代にイギリスではアメリカ式の単位変換可能なシステムによる課程修了制度が導入された。この制度の導入により、学生は多くのコースを組み合わせて学科間専攻を行い、学生自らが、革新的に単位習得方法を導きだすことを認め制度として女性学/ジェンダー研究が実現した。既存の授業と新たな学際専攻の授業のなかで、単位変換可能な科目を組み合わせてパッケージ化することにより、僅かなあるいはコストなしで学生数を増やし、大学は効率性と「投資した金額に見合う価値」という政府の目標を達成することができた。換言すれば、女性学/ジェンダー研究(教育)が成功したのは、このプログラムが大学に「ただでなくかを」(Afshar 2001) 提供したからである。

・学生の間で女性学/ジェンダー研究は人気を集めた。1960年代と70年代のイギリスにおける女性解放・フェミニスト運動によってジェンダー教育への需要が高まつた。

女性学/ジェンダー研究が学生の間でとても人気のある教科であることは明らかとなっている。イギリスでは、女性学/ジェンダー研究は、子どもを出産し、育てるためにいったん大学を中途退学したり、仕事を中断することになった女性を含む、年齢が高めの学生たちにとって魅力的なプログラムであるという事実が特徴的である。1979年から97年までのイギリスの保守政権は、女性の機会均等の手続きを拡大する試みを支持しなかった。むしろ、このような学生の女性学/ジェンダーリー研究への需要は、サッチャーが描いたイギリス像で

ある市場を優先した教育政策の遂行に寄与したのである。高等教育へ参入する、これまでより年齢が高めの女性数を増やそうとする意欲は、政府の経済政策を反映したものでもあった。政府は、労働市場における脱産業化の影響の結果として、賃金雇用される女性数を増加させる必要性があることを憂慮していた。ここに興味深い問題の重なり合いがみられる。フェミニズムによって感化された女性自らの状況への不満や資格取得への意欲というものは、高等教育において保守政権のより一般的な政策目標と融合したのである。

●主流化/統合期

イギリスにおける女性学/ジェンダー研究は、単位変換可能科目から独立した課程修了コースへと急速に発展したことにより、1990年代初期にピークをむかえた。例えば、イギリスで1993年までに74の女性学研究のコースが開講されており、そのうち約3分の2 (47)

女性学研究の課程修了コースとなっている(Brown et al.1993)。しかしながら、1990年代後半になって、女性学/ジェンダー研究は他の一般的なプログラムと比較して学生を呼び込むことへの困難を経験するようになり、学部と修士課程の両プログラムにおいて学生数の規則的な減少をたどっている。繰り返しになるが、これは政府の政策と関連づけることができる。ブレア首相率いる1997年の労働党の与党復権によって、男女共同参画の実現にむけて新たな焦点が定められたものにより、特に、年齢の高い女性の学生たちが影響を受けた。特に下層階級の女性は、大学で勉強する金銭的余裕がなくなってしまった。

1990年代以降の今ひとつ重要な変化としては、女性学研究ではなくジェンダー研究という表現が多用されることになったことが指摘される(Richardson and Robinson, 1994)。このことは出版物や本のタイトル、また研究センターや修了資格などの名称にもみられる

(Robinson and Richardson, 1994)。今日では、ほとんどが「ジェンダー研究」、または「ジェンダー/女性学研究」と表記される。その他、1990年代以来、クィア理論がポストモダニズム研究と連関して、急速に制度的な展開をとげてきた。このことはジェンダーとセクシュアリティに関する研究と教育の内容に影響を与えた。つまり、焦点が、物質的な不平等ではなく文化的実践にシフトするようになっており、この点について多くのフェミニストは批判的である(これに関する議論はRichardson et al. 2006を参照)。

同時に、今までにはないほどの多くの学生がジェン

スが分離独立したまで存続することを望んでいた。地理学科のある学部生は次のように述べた。

「それ[ジェンダー教育]は、地理学における様々な異なる課題の根底になるものであるが、しかし常にそのように取り上げられてはいない。十分なフェミニズムの視点というものが扱われておらず、他のトピックに混ざって間接的に教えられている」。



■大学評価

ガンブルによれば、女性学研究は「既存の大学組織にフェミニスト研究者の視点、そして女性の興味・関心事を反映させること」を要求した。(Gamble, 2001:340) イギリスや他国の中等教育におけるジェンダー研究の最も重要な成果のひとつに、他の学問領域へ知見をもたらす新たな方法論を編み出してきたことが指摘できる。ガンブルが述べるように、女性の関心事に着目することにより既存のギャップに働きかけることのみならず、そのような行為によって、私たちが住んでいる世界を考えたり理解する際のフレームワークを、概念的に再考することができる。このような点を踏まえると、イギリスの大学におけるジェンダー教育を肯定的に評価することができる。

しかしながら、女性学/ジェンダー研究がイギリスにおいて確立されたという事実にもかかわらず、[女性学/ジェンダー研究]は他の学問と同様の十分な地位が与えられているとはいえない。つまり、グリフィン(2005)が「自立的的局面」とよんだような女性学/ジェンダー研究が他の学問と同様の認定や資金配分権を与えられて機能するという状況にはいたっていない。大学セクターに関する政府の評価において、女性学/ジェンダー研究は独立した学問として認められていない。これらのうちもっと重要なのは、研究評価事業 Research Assessment Exercise (RAE) と教育の質の評価Teaching Quality Assessment (TQA)である。これらは、前述した1980年代のサッチャー政権によって、教育と研究への大学のより大きな責任を求める目的で、高等教育における「投資した金額に見合う価値」に主眼が置かれるなかで導入された。RAE (1986年にはじめて実施され、現在5回めであり、2007年が最後になるという声もある)は、大学の地位、資金配分、学生数といった面において、大学が特に重視しているものである。RAEは、研究の質によって学部が授受する資金算定に基づいて、政府が、イギリスの大学に公的資金を分配することを合理化する機能を果たしている。対象学部は、1がもっとも低く、5がもっとも高い質とい

う算定基準で、5段階のグレードがつけられる。この認識があつたが、同時に一部の学生はジェンダーのコー

評価に基づいて、大学全体と学内分野別に収入と相対的地位が定められる。前回の例をみれば、グレードが3以下の学部は、研究のための資金を政府から与えられず、大半がプログラムの終了、あるいは教育のみの機関へと変更を余儀なくされた。その上、低い評価をうけた機関は、経済・社会科学研究委員会the Economic and Social Science Research Council（イギリスにおける社会科学の資金提供を行っている主要団体）等をはじめとする研究協会への資金申請や大学院生を対象とした奨学金申請までも認められなくなった。

女性学/ジェンダー研究にとって、深刻な問題のは、このような国による評価の過程において女性学/ジェンダー研究が評価対象教科として位置づけられないということがある。女性学研究学会、現在のフェミニスト・女性学研究学会は、女性学/ジェンダー研究が評価また資金配分の対象となる学問分野として承認を得られるよう懸命に闘ってきた。ようやく、2000年のRAEにおいて研究領域として認められたが、しかしながら現在まで、そして2007年のRAEにおいても社会学研究のなかのサブ部会としてのみ扱われている。このことは、ジェンダー研究の自立性と知名度といった点においてよい成果を得ていないし、また知の生産活動へジェンダー研究が与えてきた重要な貢献について、制度的な認知を欠くものになっている。実際に何が起こっているかというと、ジェンダーに関する質の高い研究の成果は、社会学、あるいは英語学という学問のタイトルのなかに取り入れられ、しばしばこれら学部が地位や資金を獲得するさいに「ジェンダー研究は」大きな役割を担っているのである。ニューカッスル大学、女性学/ジェンダー研究センターは、2000年に実施された研究選定において、60の学部のうち質の高い研究環境の整っている20の学部の一つとして評価され、重要な研究リソースとして取り上げられた。女性学/ジェンダー研究は独自の研究分野としては扱われていないものの、評価の過程においてジェンダー研究のインパクトという間接的な成果がみられた。2007年のRAEにおいて、機会均等という言葉は鍵となっており、特にキャリア・ブレイクを経験しなければならない女性研究者に対する差別をしないことに特別な注意が払われている。現在では選定と評価を行うメンバー全員が機会均等についてのトレーニングを受けなければならない。（これは、いくつかの対象のパネルが「創造的会計」を行ったことを踏まえ、RAE2000以後に透明性と公平性が実践される必要性について声があがつたことの結果の一部である。例えば、法律学科のRAEパネルはイギリス大学のすべての法律学科の

うち8割にトップの成績をつけたのに對し、社会科学のパネルは1割しか5あるいは5*のグレードを与えなかつた。）

2007年のRAEは従来とは異なったかたちで運営されるだろう。評価対象は次の三要素においてスコア化される。研究の生産性、研究環境、研究の評価である。この三要素のうち%の割り当ては評価対象によって異なりとも重要視されている。例としては、社会学のRAEパネルは、RAE評価全体の75%を研究の生産性ではかり、15%を研究環境(大学院生の数と研究資金配分額)、そして5%が研究評価の要素となっている。研究の生産性は、提出した各教員の四つの出版物(たいいだい出版された研究書や高い評価を受けている学術誌に掲載された論文)が評価対象となる。それぞれの著作は(1がもっとも低く4がもっとも高い質であるという算定基準で)1から4のスコアを与えられる。研究の質のスコアは、全国研究評価事業パネルにより独自性、厳格性、影響力の3点において決定される。これによつて学部が3とか5という成績評価を受けるのではなく、複合的なスコアで例えば35とか48と示されることになる。オーストラリアがRAEシステムを現在導入することを検討中である。しかしながら、イギリスの大学内においては、RAEが廃止されるべきだという思いが存在する。このことについてはたくさん複雑な議論があるが、そのなかでも鍵となつている理由としては以下のようなことがあげられる。

- ・ RAEが莫大な出費と時間を消費する事業であること。
- ・どのような有用性があるか？研究委員会によつて研究資金配分が行われていることや、高く評価されている学術誌へ論文が掲載されており、それらの研究の質や生産性の高さは、すでに審査を通過したことから明らかであるのだが、その上さらに評価することにどのような利点があるのか？実際には単なる監査的な行為にすぎないのでないだろうか？
- ・どのような有用性があるか？高等教育への資金配分の内容は相対的にみて変化がなかつたことを考慮した場合、政府がイギリスの大学への資源の割り当てを正当化するために5年間ごとにRAEを実施する必要があるのだろうか？
- ・学科間専攻による研究が将来の研究の発展と研究資金を増加させることの鍵とみなされているのにも

かかわらず、RAEは各学間に焦点をあてているため、学科間専攻による研究の障壁となっている。この点はとくに、女性学/ジェンダー研究のような対象教科において顕著である。

- ・特に上級の教員にとって) RAEのために莫大な時間費やすことにより研究活動の障害になっており、また「Blue Skies」研究においても研究の生産性を保証することができないため高いリスクを負っている。

これらに加え、その他の理由から、多くのトップの研究中心の大学は、もしRAEが現在の形態のまま継続するならば、協力をしない可能性があることを示唆している。10年に一度のサイクルがより適切であるという意見や、またもしさでに学部が自らを高く評価していくような機関に関しては、おそらく数的指標のようないい手法」(ライトタッチ)を用いた評価のみ必要であるという提案もある。「新たな」教育活動のみを行う大学は、異なる理由からRAEの終了を主張している。後者の大学にとって、研究の質の低さを評価されると公的な資金への申請を許可されなくなるのであれば、RAEの評価を受けるためのプロセスを経ることによって得るものは何もなく、多くの時間と労力が無駄につぶれるだけである。

最近になって、これらの議論の文脈が変化してきている。6月に政府は、ピア・レビュー（各専門家の評価委員の相互評価）を基盤としたRAEに代わる2008年以降の、数的指標に基づいた研究評価と資金配分システムの提案に関する協議に着手した。これはイギリスの大学の将来の資金配分は、研究委員会や慈善団体、産業界、そして政府などの外部からの研究資金収入のようないい、大学の資金配分のすべてが研究委員会による配分、つまり「金の延べ棒」であるピア・レビューによる資金配分のみにすべきだという提案もある。各大学はこれらの提案について10月までに返答しなければならず、全体的にみてこれらの動きを否定的にみているといえる。(これらの提案は2007年のRAEの一年後が対象となっているので、現在RAEのたまに行われている作業の意義への疑問が生じているからなおさらのことである。)

学士院(The National Academy for the Humanities and the Social Sciences)は、他の機関とともに、教育技能省の研究評価に関する諮問に返答している(British Academy, 2006)。主要な論点は次の通りである。

・研究評価はスリムダウン化をはかり、官僚主義的な負担をなくしていく必要があるが、数的指標評価へむけた性急な動きというのは賢明ではない。

- ・数量的指標は、研究の評価に関する情報を伝達したり支援するために、将来にわたって重要な役割を担うことができるが、人文科学や社会科学において数的指標そのものが研究の生産性に関する専門家の判断の代わりを務めることはできない。

特に外部研究資金收入に基づき、数的指標に完全に依拠した研究評価方法の採用は、長期にわたる研究活動の意欲を喪失させ、人文科学や社会科学における研究のための資金配分を不安定なものにさせる。

数多くの似たような懸念は、高等教育政策機関やイギリスのトップ20の大学副総長(ラッセルグループとして知られている)、全国教科学会のうち特に社会科学、一般教養、人文学科分野(非-STEM)が表明している。これらの対象科目は、従来まで典型的に、科学やエンジニアリング、テクノロジー、薬学分野(STEM)のようには莫大な額の外部研究資金の獲得ができないため、上記で述べたような変更がなされた場合、今までのよう存続していくことが危ぶまれている。もちろん、このことは女性学/ジェンダー研究にも大きく関連していく。

これに対する一つの案として、異なる対象科目には異なる制度を設け、また非STEM科目にはピア・レビューを、STEMには数的指標を用いることがある。しかししながら、この案は様々な理由により、大学副総長等によって拒否されている。研究資金収入と研究のインパクトの間には信頼できるような関係性はみられず、研究資金総額[を評価の基準とする]ことは研究の質を評価する方法としては不十分である。この方法は多くの高い生産性や価値のある学問や研究分野を周縁に追いやってしまうことになる。この方法では、学界が、イギリスの多くの研究分野の質や状況に否定的な影響を及ぼすような研究実践を採用してしまうことへの恐れがある。さらにこのような評価方法は、多数・複数の学科間専攻で成り立っているジェンダー/女性学研究のような分野にダメージを与える可能性がある。国家財政委員会委員長が以前に学科間研究の重要性を強調し、EUも設立時のフレームワークのなかに「フロンティア事業」として学問間の交流を優先事項として掲げたことにみられるように、学際的研究が非常に重視されている今日の状況においては、このことは矛盾しているようである。この評価方法は、ジェンダー/女性学研究のような学科間研究にとって障壁となる可能性

がある。それに加え、すべての研究分野についていえることは、このような数的指標を用いるということは、資金を得たものがより多くの資金を獲得し続けるといふ自己永続的なシステムを作り出してしまうことが懸念されている。さらに、この方法は大学が資金配分の管理権を失い、政府が掌握することになるわけであり、このために大学副総長等は、研究者が資金配分のメカニズムのなかでインプットを継続して行うことができるように、すべての教科においてピア・レビューを維持することを求めているのである。一部の人々にとつてRAEの長所とは、研究者の共同体がパネル選択に参加し、評価の過程を保持しているという意味で「ホトムアップ」であることがある。最善の解決法は、数的指標システムへ移行するのではなく、現在のピア・レビューシステムを継続し、そのなかで合理化していくことのようである。

■(第三のレベル)学生

どのような方法で、またどのような意味において、女性学/ジェンダー研究の教育が学生にインパクトを与えるのだろうか? 例えれば、就職の機会や成果に影響を与えることができるだろうか? 目頭で述べたように、大学におけるジェンダー教育を分析する研究はほとんどなされていない。しかしながら、近年E.Uが女性の就職、機会均等の制度化、ジェンダーに関する教育の関係性を調査するためのプロジェクトを立ち上げた。この調査は2001~3年の間に実行され、(イギリスを含む)9つのヨーロッパ諸国の女性学/ジェンダー研究の現在と過去の)学生を対象としたアンケート調査と、現在と過去の女子学生を対象としたアンケート調査は900人、合わせておこなった(全部でアンケート調査は900人、インタビューは270人に実施。多くの報告書の参照先として、Bianchi et al. 2003; Drglin et al. 2003; Griffin, 2002, 2003, 2005; Silius and Tuori 2003)。イギリスに関する調査は187のアンケート調査と30の深く掘り下げたインタビューがあり、参加者数ではもっとも実体のあるものとなつた。

この調査の分析が明らかにしたのは次のようである。イギリス、そして他のヨーロッパ諸国において、女性学/ジェンダー研究の制度化の度合いは、労働市場における女性の達成度や、各國における機会均等制度へ与えるインパクトと強い関係性があった。この調査から明らかになったことの四つのキーポイントを以下に述べる。

●就職への期待と成果

女性学/ジェンダー研究のコースを受講は、学生の就

職に対する期待と経験に大きなインパクトを与えた。ジェンダー研究を専攻した学生のうち圧倒的に多くの学生が大学院に進学しており、また68%の高い比率の学生が卒業後すぐに専門的な職業についている。ジェンダー教育は女性の就職の向上の鍵をにぎつている。イギリスにおいて労働市場への再参入をはたした主婦にみるようなキャリア向上や、上昇社会移動など多くの例が存在している。

●知識やスキルの上達

インタビューのなかで学生は、女性学/ジェンダー研究教育を通して得た知識やスキルによって、職務能力(コンピテンシー)を高めることができたことについて語った。一部の学生は、このようなスキルは批判的思考や分析能力などで、大学から課せられた必修課題をこなしている過程で身についたと述べた。(ジェンダーという研究分野が、伝統的な形態で知識の生産がなされることへ重要な批判(クリティック)をおこなうこと)で発展してきたので、そのような批判的姿勢はジェンダー研究の内容によって推奨されてきた面もあるのだが。)また、ジェンダー教育に特化されるものとして、政策や実践に関わってくるさまざまな面において求められる具体的なジェンダーの専門知識やスキルを指導する複数の学生もいた。

●柔軟性と自信

女性学/ジェンダー研究の内容と教育方法のおかげで、(女性/ジェンダー研究を専攻した学生を)他と比較すると、変化する労働市場によりよく対応できるような人材となっている。自信が湧き、転職にも意欲を持っているため、就職の可能性を広げることができたといえる。あるイギリス人の学生は次のようなコメントを述べた。「女性学研究コースで学んだ様々な視座について私が考えない日はありません」。彼女が受けた教育は、彼女の職場での働きかたを変えたと思っている。「おそらく私の働き方というのは他の実践者の働き方とはだいぶ違うと周りの人は判断するでしょう。私の働き方はオープンスタイルなのですが、これは女性学研究で学んだことが生かされています」(Griffin, 2003:36)。

●生活スタイルと日常生活における実践

歴史的に、イギリスの女性学/ジェンダー研究はフェミニズムへの関心と関与と結びついていた。このような意味では、社会変革のレベルと生活改革という意味の両方において、女性学/ジェンダー研究は変容する力をもつ(トランスフォーマーティブ)教科である(Griffin, 1994参照のこと)。前述したヨーロッパの研究は、女性学/ジェンダー研究による学習は、学生の生活・

人生の多くの様々な側面でインパクトをあたえたことを明らかにした。彼・彼女等は、自らと他者のために平等性を推進するために積極的になり、社会変革の担い手となり、職場環境に平等性を取り入れるべく働いている。子どもたちがいる環境においては、子ども達の教育的なロール・モデルとなり、また家庭生活においては、平等性をもとめて交渉することができるようになった。

あるイギリス人のインタビューを受けた人は次のように述べた。「私は差別についてもっと自覚的になりました。従来は、それは公平(フェア)ではないと思うだけでした。今では、それは公平ではないから、それについて実際ににかやってみようと、考えることができます。小さなスケールのことかもしれません、学年主任に問題が存在していることを説明したり、そのことについて自分が気にしていることを伝えたりするなどのことができるのです」(Griffin 2003:36)。

■むすびに

女性学/ジェンダー研究が、その若い歴史にもかかわらず重要な貢献をしてきたことは否定できない。過去30年間、ジェンダー研究によって我々はローカル、グローバルの両方のレベルにおいて女性が直面している特定の課題を提示し、理論化するための枠組みを開発することができます。より重要なこととして、それらの課題に着手するための戦略を展開しあげている。また、私たちは女性学/ジェンダー研究が学界へ大きな貢献をおこなってきたことについても、確認する必要がある。実際に、イギリスそして他国の高等教育における女性学/ジェンダー研究の最も重要な成功の一つとして、伝統的な学問に新たな方法で知識をもたらすことを提示したことがある。それは、単純に「女性を加えること」によってではなく、鍵となる概念(キー・コンセプト)に挑戦していくことによってなされた。

また、先に述べたように、イギリスにおいて大学の女性学/ジェンダー研究教育の制度化の度合いと、機会の平等には明らかな関連性があることがわかっている。この講演のなかで、私は、これらが交差するレベルでの関連性について考察する方法を模索してみた。ジェンダーを研究し教えることが、職場や家庭における不平等性を理解し挑戦していくことや、社会的多様性への理解と敬意をより広く育んでいくことにおいてどのような重要な意味をもつのか、これらは良い市民性という現代的な概念において中心になってくると思われる。

女性学/ジェンダー研究者は、ますます政府や他の公

的機関から依頼されて統計を提示したり、研究をおこなったり、ジェンダーの専門知識を提供する機会が増えている。はじめのほうで私がふれた研究が実証のように、学生が得たスキルや能力は、直接ジェンダー研究とは関係のない広い範囲での専門職においても有益であることが認められている。

女性学/ジェンダー研究は、ジェンダー教育の政府レベルでのインパクト、つまり市民社会や社会秩序について我々がどのように考えていくべきかという点を評価していく際にも重要である。グローバル化、人口移動、多文化主義、社会の個人化の結果は、社会の構成員の性質に重要な変容があるということを意味している。イギリスは文化的、社会的制度において高度に差別化されたものになったといえる。したがって、政府にとって鍵となる課題は、ますます社会的に多様になり多元的な社会において、社会的な結束力と秩序を維持することである。ターナー（1993）や他の研究者が論じたように、大英帝国のように異なる民族・人種によって構成されている社会(ヘテロジニアス・ソサエティ)においては、市民性Citizenshipが社会的連帯感を醸成する際の基盤になっているようである(Richardson 2000, 2005も参照)。社会の結束や秩序のために、特に、市民としての権限を与えたり、責任を要請することが必要となる。このために教育が鍵を握っていると考えられており、全国共通教育課程(ナショナル・カリキュラム)の一環として4年前に学校に市民性教育が導入される結果となった。これは11-16歳の生徒の教育において義務となり、多様性への敬意と差異への寛容性を通して良い市民性を培うこと目的としている。言い換えれば、イギリスでの教育に関する現代の公的な関心事とは、社会の不平等性の是正をする手段としての教育、また国民の連帯感と社会の結束力を育成する手段としての教育なのである。

全国紙The Guardianの教育面に掲載された最近の記事「よい市民になる方法」で、シェリー・ベース王室裁判官であり首相トニー・ブレアの妻は、市民性について教える際に本質的と彼女が考へている点について説明し、前述した見解を要約して提示した。

「より多くの国民が私たちの社会の健全さ、強い力、結束のための市民性に関する授業の重要性をますます認識していることは、私はすばらしいことだと思っております。(中略)なによりも公民権が尊厳を高めるために重要な役割を果たし、また公民権を主張するときには、責任が発生するということを認識できる子どもたちは、良い市民になる可能性が極めて高いといえます」(Booth, 2006:6)。

大学レベルでは、ジェンダー教育は政府の目標を支えるものになっていると思われる。ジェンダー教育は、自國や世界の他地域においてジェンダーの差別や不平穢性を生み出している社会的プロセスに関する知識を提供している。異なるジェンダー文化や「体制」(レジーム)を分析することにより、社会的多様性一般に関してよりよく理解できるようになることにくわえて、学生の視野を広げ、社会変革やジェンダーの不平等性に取り組むための戦略を開拓する方法について問い合わせをしていくことに役立つのである。

1980年代以来ほとんどすべての先進諸国(政府)によって採用されている、新自由主義(ネオリベラリズム)と結び付いている新たな形態の社会的統治機構(ソーシャル・ガバナンス)は、特にここで論じてきたことと関連性がある(Richardson 2005)。新自由主義は経済と文化の政治の両方の範囲に関して言及される。この講演のはじめのほうで、イギリスのサッチャー派の新自由主義的な市場原理の導入が、(皮肉にも) 1980年代と90年代の初期の女性学研究の確立においてよい影響であったと述べた。それは女性学研究が消費者によつて導引されたからであつた(Campbell 1992参照)。これらの経済的目標は「投資した金額に見合う価値」を達成すること、大学の効率性をあげること、女性の高等教育への参入を魅力付け、その後女性の職場への参入を促進することによって、将来国の福祉へ依存する傾向をなくすことであつた。新自由主義的な社会発展の中心に据えられているのは、市民の「平等権」を拡大することによって社会的包摶をはかるという概念である。集団よりも個人の権利が尊重され、国家の直接的なコントロールや介入に対し個人の監視・規制が重視されることによって「平等権」が拡大される。ここで第一の目的となるのは、新自由主義的な政府の規範や目標を内面化した自己規制力のある市民を育成することである(Lupton 1999)。これをふまえ、良い市民性の一部として理解される社会的多様性を尊重することや不平等性に挑戦することという規範を教える行為により、女性学/ジェンダー研究と新自由主義的な国家の実践の間に合致点が生じることを指摘する研究者もいる(Seidman 2002)。しかしながら、逆説的に、多様性や差異への敬意は同一性(セイムネス)への要望として[読み替えて]表現されている。「通常の」「正常な(ノーマル)」市民の、共通の価値観や規範を強調するということとして社会的包摶を解釈するのが優勢な傾向となつてゐる。つまり、異なる社会集団の統合が、同一性の言説を通して追求されている。このモデルでは「社会的包摶」は多様性の受容を意味し、「平等性」は

同じ(新自由主義の)公的な価値観や資格を共有する市民に保障される平等権という意味になつてゐるのである。

この主流化は事実上、ジェンダー、階級、人種の不平穢性のような複数の個別の平等性equalitiesではなくて一つの平等性Equalityに焦点をあてているといふことを意味している。新自由主義のこのような両面性(ダブル・フェイス)は新たな平等法Equality Bill (2005)にもみられる。平等法(2005)は、人権平等委員会、機会均等委員会、身体障害者の権利委員会、の既存の3つの権利委員会を、人権委員会(CEHR)として平等と人権の機関を一つにまとめた。この法律は「ジェンダーの義務」Gender Dutyを導入することを目的としている。4月にイギリスにおいて法的効力を発することになり、公的機関がジェンダー平等を推進することと、性別による差別を根絶することを義務付けている。政策決定、公共事業、新規採用や柔軟な労働形態など雇用実践においてジェンダー平等を実施することが公的機関に義務付けられている。

差異化ではない「普遍的な」シティズンシップ・モデルに基づいた政策決定や、市民権の新たな形態を通して、イギリスにおけるジェンダーの主流化は制度的に確立されたものになつた。他のところ(Richardson, 2005)で、私はこれを「ノーマライゼーションの政治」と述べたが、多くのフェミニストが疑問視している規範的な要求と、市民権が結びつけられているのである。新自由主義的な社会の検討事項のなかからは、不平等性に関する独自性や個別性が抜け落ちてしまうということが、深刻な懸案事項である。このようなことは大学におけるジェンダー教育にも反映されており、イギリスのジェンダー教育プログラムがより広範なプログラムや平等に関する論争のなかに組み込まれていくなかで、ジェンダー教育プログラムが直面する困難な課題の一端を説明するものになつてゐる。

特にジェンダーに関する専門家(例としてNGOSや国際機関機会均等労働におけるジェンダーのアジェンダなど)を増やす必要性をはじめとした、これらの肯定的なインパクトを雇用者や政策決定者に私たちが伝えることが重要である。ジェンダー/女性学研究に関して、次のようなことをヨーロッパの研究(Griffin 2005)が提案している。

「(ジェンダー/女性学研究は)この教科を専攻する学生、大学や雇用者が認識している以上のインパクトがある。ジェンダー/女性学研究の可能性についての

認識が高まるように、この発見を、「教育・研究機関、教員、学生によってもっと効率的に、より広範囲にひろめる必要がある」(Silius, 2005:139)。

今日の講演や議論をとおして、ここで述べられていくようなことに多少の貢献ができるとを望んでおります。

(荒木和華子訳)

■参考文献

- Afshar, H. (2001) 'Women's Studies in the United Kingdom: Some Problems and Prospects', in H. E.Z. Martelo, V. V. Garcia and P.A. Manzanares (eds) *Gender, Feminism and Higher education: An International Overview*. Mexico
- Bianchi,C., U.Gerhard, C. Leccardi, S. Magaraggia and M. Schmidbaur (2003) The relationship between Women's Studies Training and Women's Employment Expectations. www.hull.ac.uk/~ewsi
- British Academy (2006) www.britac.ac.uk/~reports/rae-2006.
- Brown, L., H. Collins, P. Green, M. Humm, and M.Landells (eds) (1993) *The International Handbook of Women's Studies*. Hemel Hempstead: Harvester Wheatsheaf.
- Campbell, B. (1992) 'Feminist Politics After Thatcher', in H.Hinds et al. (eds) *Working Out: New Directions For Women's Studies*. London: Taylor and Wishart.
- Drglin, Z., E.D. Bahovc and R. Scribar (2003) *Employment Outcomes Following Women's Studies Training* www.hull.ac.uk/~ewsi
- Equality Bill (2005) London: The Stationery Office Limited.
- Gamble, S. (2001) *The Routledge Companion to Feminism and Postfeminism*. London: Routledge.
- Booth, C. (2006) How to be a good citizen. *Guardian*, September 12th .p6 (Education Section)
- Graham, L. and N. Laurie (2005) *Gender Audit: Feminism in Practice in the Curriculum*. University of Newcastle
- Griffin, G. (ed) (1994) *Changing Our Lives: Doing Women's Studies*. London: Pluto Press.
- Griffin, G. (ed) (2002) *Women's Employment, Women's Studies, and Equal Opportunities*
-
- Richardson, D. and V. Robinson (eds) (1993) *Introducing Women's Studies*. Basingstoke: Macmillan/Palgrave. First Edition. 2nd edition (1997) 3rd Edition (2007)
- Richardson, D. and V. Robinson (1994) 'Theorising in women's studies, gender studies and masculinity: the politics of naming', *European Journal of Women's Studies* 1 (1) : 11-27
- Richardson, D. (2000) *Rethinking Sexuality*. London:Sage
- Richardson, D. (2005) 'Desiring Sameness? The Rise of a Neoliberal Politics of Normalisation', *Antipode*
- Richardson, D., J.McLaughlin and M.E.Casey (eds) (2006) *Intersections Between Feminist and Queer Theory*. Basingstoke: Palgrave
- Robinson, V. and D. Richardson (1994) Publishing Feminism: redefining the women's studies discourse', *Journal of Gender Studies* 3 (1) : 87-94
- Siedman, S. (2002) SIGMA (1995) Report on Women's Studies, published by the University of Utrecht, funded by the European Commission DG XXII
- Silius, H. and S. Tuori (2003) *The Professionalisation of Women's Studies Graduates (Including the Academic Profession) in Europe*. www.hull.ac.uk/~ewsi
- Turner, B. (ed) (1993) *Citizenship and Social Theory*. London:Sage

1945-2001. Reports from Nine European Countries. Hull: University of Hull.

Griffin, G. (2003) *The Impact of Women's Studies training on Women's Lifestyles and Everyday Life Practices*. www.hull.ac.uk/~ewsi

Griffin, G. (ed) (2005) *Doing Women's Studies. Employment Opportunities, Personal Impacts and Social Consequences*. London: Zed Books.

記念講演2

学術世界における男女共同参画の新しいかたち

早稲田大大学院教授
日本学術会議会員
浅倉もつ子

■はじめに——女性研究者問題とわたし

本日はこういう機会をえていただきましてありがとうございました。ご紹介になりましたように、労働法が専門です。学会では本日、ご出席の一橋大法学院研究科長・盛先生とご一緒に労働法学会に所属しております。2年前から、早稲田大学で「ジェンダー法」という新しい教育に携わっております。法学院の中でジェンダーをどう取り扱うかはまだ確立しておりませんで、非常に四苦八苦しながらこの課題に取組んでおります。本日は私が携わってきました学術会議のさまざまな活動を中心に、男女共同参画が、どのように位置付けられるべきかについて絞ってお話ししたいと思います。

はじめに、私自身が研究者になる上で直面した問題

についてお話ししたいと思います。それが、今日、学術とジェンダーという問題を考えるようになったきっかけとなっています。私はそもそも女性の雇用差別の問題に関心を持っておりました。ところが、大学で勉強し始めたころ、このテーマというのは労働法の中では非常に周縁的なテーマがありました。したがって、修士論文を書くときから、何人の先生から「研究テーマを変えた方がよい」「そんなことを研究テーマにしていいたら、学会の主流にはなれない」とサジェスチョンを受けました。でも、私はこの問題にこだわっていたものですから、なんとか修士論文を書き、博士課程に行ってからもこのテーマに取り組みました。そのうち、女子差別撤廃条約の批准、雇用機会均等法の施行と世の中が変わり、徐々に私の研究テーマも少しずつ目が当るようになりました。けれども、相変わらず、このテーマは、労働法学会では主流ではないテーマです。

そういうことですから、就職には非常に苦労いたしました。博士課程でオーバードクターを3年、その後定期付きの助手を5年、そして、やっと大学に就職という次第でした。非常勤も長く勤めたものですから、どのように環境改善、研究の環境を改善すれば、研究者の問題、とりわけ女性が業績を伸ばせるのだろうかということが非常に興味を持って、ずっと取り組んでまいりました。

■JAICOWSと日本学術会議の女性会員

そんなことがありましたので、「JAICOWS（女性科学者の環境改善に関する懇談会）」という団体に携わってまいりました。これは全国80万人の科学者を代表するといわれている210人の会員で作る日本学術会議のNGO的な団体です。若い方はあまりご存じないかもしれませんですが、日本学術会議には先ほど申し上げたように、全国に210名の会員があります。しかし、その中の女性会員の人数は13期には2人、14期2人、15期4人、16期1人という状況でした。特に、15期には4人まで増えた女性会員でしたが、16期になつたときに女性の会員はまた1人、全体の0.5%という比率になつてしまつたのです。

実は、学術会議の会員は、「日本学術会議法」という法律に基づいた国家公務員としての取り扱いを受けており、臨機応変には活動できない。したがって、学術会議の周辺に女性研究者が集まって、学術会議を動かす圧力団体的なものをつくらうではないか。そこで、立ち上げたのがJAICOWSでした。学術会議には会員以外に、その10倍の数の研究連絡委員がおります。その研究連絡委員と16期にたつたひとりとなつてしまつた女性会員が集まり、女性研究者の環境改善を学術会議自体に働き掛けていこうという連絡会議をついたわけです。そのたつたひとりの女性会員であつたお茶の水女子大学の島田淳子先生（家政学）を会長にしてJAICOWSはスタートし、以来、学術会議の裏側で活動してまいりました。

そのことが非常に学術会議には功を奏しました。徐々に女性の会員の数が増えたのです。19期には13人、そして、2005年にスタートした20期には42人になりました。ここでようやく、学術会議の会員の女性比率が20.0%になったと言っています。数の問題ではあります、ですが、学術会議の中の女性比率をどうやって増やすかが重要な課題であり、環境改善のための活動を様々に行なながら、数を増やしてきたわけです。

私自身は19期と20期に会員をしております。その中で、できる限り男女共同参画、ジェンダーの問題、ジェンダー学というものを学術会議で位置付けたいと思

つて、取り組んでもいました。現在私がやっていることのひとつが学術会議の月間広報誌『学術の動向』(300部)の編集委員長です。この雑誌で、できるだけ年に2回ぐらいは、女性の問題、男女共同参画の問題を取り上げていこうとしております。この雑誌は趣味ではありますが、歴代の編集委員長は学術会議の中の数少ない女性会員がバトンタッチしてきたのです。初代の編集委員長が島田淳子先生、二代目が原ひろ子先生、三代目が岩井宣子先生、そして私で四代目になります。



そうした積み重ねもあり、雑誌『学術の動向』では、学術会議の中のジェンダー問題を取り上げる一方、『学術の動向』に載った論文を「学術会議叢書」として、まとめる活動を続けています。その第一冊目が『男女共同参画－キーワードはジェンダー』です。二冊目も最近、「どこまですんだ男女共同参画」という本として出版されました。これらの書籍発刊は非常に学術会議の中で男女共同参画の問題を位置付けるのに役立っています。必ず会長が発刊にあたっての位置付けをしてくださり、「学術会議は総力を挙げて、男女共同参画に力を入れている」ことを対外的にもアピールするものになっています。

■日本学術会議の男女共同参画問題への取組み

さて、日本学術会議がこれまで男女共同参画にどのように取組んできたかを経年的に追ってみましょう。ポイントだけ申し上げますと、1981年、第12期の会員に、猿橋勝子先生が日本学術会議初の女性会員になりました。また、そのころに日本学術会議でも、1983年～1985年の間に膨大な調査がなされました。猿橋先生、塩田庄兵衛先生編で『婦人研究者のライフサイクル研究調査』といふ1巻～5巻にわたる本にまとめられております。

そして、1995年に先ほど申し上げたJAICOWSが設立。このあたりから、研究者の環境改善に焦点が当つ

ていきました。2000年には、学術会議が2つの要望と「日本学術会議における男女共同参画の推進について」という声明を公表いたしました。その声明で、「学術会議の女性会員を2010年までに10%に増やす」という宣言をしました。当時は、「10%を目指すなんて、何という乱暴な」と言わざいましたが、実際には2005年である20期には20%になったわけですから、計画よりも前倒しで実現できたのです。続いて、2002年には「男女共同参画学協会連絡会」が発足。理系の12学協会が加盟し、理系分野での男女共同参画を進めていく具体的な動きになりました。

さらに、第19期の「ジェンダー学研究連絡会議」と「21世紀の社会とジェンダー研究連絡会議」が2005年、共同で対外報告「男女共同参画社会の実現に向けて－ジェンダー学の役割と重要性」を出しました。これは時代の中で、でき上がった報告書でありました。といいますのは、2005年はちょうど国の男女共同参画基本計画の改訂期にあたり、世の中ではジェンダーフリー・バッシングの嵐の中にありました。同計画にある「ジェンダー学の奨励」という項目が削られるのではないかとも言われておりました。そういう危機感の中で、この対外報告では、学術会議としてはジェンダー学を維持し、むしろ奨励するのであり、少し学問の内容にまで立ち入って、ジェンダー学の重要性を対外的に公表しましたといういきさつがございます。

このように、学術会議は、学術の発展のためには女性の参加、男女共同参画は不可欠であり、ジェンダー学がとても重要なことを一貫して方針として打ち出しきたと言えます。

■女性研究者のライフサイクルの特色－「研究環境調査」からわかったこと

それでは、以上の活動や経緯を通じて、ジェンダー学、男女共同参画がなぜ重要なのかについての私自身の考え方を述べさせていただこうと思います。

先ほど申し上げたJAICOWSという学術会議のNGO団体で科学研究費をとり、女性研究者のライフサイクルに関する大規模な調査をしたことがあります。それは原ひろ子先生編『女性研究者のキャリア形成』(勁草書房)という本になってしまっています。私もこの調査に携わり、いろいろなことがわかりました。

この調査は、女性研究者の問題、女性研究者にとって、環境の改善とはどういう意味を持つのかを、あぶり出すことを目的にしていました。そのため、何をしましたか。全学術会議に所属している学協会をアトランダムに取り上げ、その学協会の男女会員に「これまでにど

のどのような業績を上げてきたか」「どのような生活を送ってきたか」などを調査したのです。

そこで、まず、男女の業績を比べてみました。業績に關しては「男女は同じ能力であるから、業績にも全く差がないはずである」という説と、逆に「女性は業績が低いから活躍できないのだ」という説の二つがあります。この真意を問いたいというのが私たちの目的のひとつとしてありました。そこで、当時、1部～7部まであった学術会議の理系から文系すべての部にわたって、業績指標を作りました。業績指標作りはとても難しかったのですが、すべての分野で業績を比べられる指標を作り、男性と女性を比較したわけです。

何がわかったかということなのですが、残念ながら、業績指標としてあげた業績の結果、男性より、女性の方が低かったです。また、配偶者と子どもがいることは、男性にはプラス、業績にとってプラスに機能いたしますが、女性にはマイナスに作用していることもわかりました。非常勤か常勤かで分けますと、非常勤の男女の場合には業績の差異はありませんでした。つまり、非常に待遇が悪い非常勤の場合、男性も女性も一律に業績の差がないという結果が出ました。

これは逆に言えば、常勤の男女は業績の差があったということになるわけですが、それは待遇の差によるものが大きい。そういう分析をいたしました。つまり、女性は短大など威信の低い大学に多く就職しております。海外留学や研修、学会参加に、援助を受けて参加する比率は、女性のほうが極めて少ないことがわかりました。また、同じ大学、同じ学部、同じ職場に所属していても、男女では異なる待遇を受けている例が極めて多く見られました。

また、研究活動に於ける促進要因と阻害要因も分析しました。特徴的だったのは、女性にとって、研究活動を阻害する要因は極めて多彩で数多くあるということです。女性は研究活動の一一番大きな阻害要因として「研究時間が取れない」「研究と無関係な雑用が多い」を挙げてはいますが、多くの人が自由記述には用紙に書ききれないくらい、いろいろなことを書いていました。職場での差別、職場での人間関係、きわめて不安定なポストのこと、必要な情報が十分与えられないこと、また、不公平な人事のありよう。それらに加えて、妊娠・出産・育児・介護、配偶者の転勤というのもありました。家事、家族の病気、家族の人間関係等々、極めて多彩、多様な研究の阻害要因が浮かび上がってきました。

それに比べて、男性にとっての阻害要因は主に二点しか挙がってきませんでした。メインが「管理的業務が多すぎる」、二番目が「生活費にゆとりがない」。その

くらいです。女性にとっては非常に多彩な阻害要因があり、また、アンケートの記載では阻害の経験を持つ女性も非常に多かったということです。

この調査以外にも、女性の場合は非常に多彩なライバルがあります。例えば、物理学の坂東昌子先生らが女性研究者のライフル研究調査をまとめた『女性と学問と生活—婦人研究者のライフサイクル』(勁草書房)があります。その後、板東先生は物理の学会で行われた女性研究者の調査をまとめた論文も出しておられます。それを読みますと、「女性は50代を過ぎると急に業績を伸ばす研究者が非常に多い」と記載されています。一般的に若いころは、女性の場合は業績が非常に低い。しかししながら、50代を超えると、男女の業績が逆転するという調査が出来ました。まさに「50代を過ぎると女性には好機が到来する」と書いてあります。いろいろな阻害要因が、ちょうど50代ぐらいでなくなるというわけです。そうすると、目覚ましく業績が上がっていくというのです。

■大学におけるハラスメント問題の特色

そういうことから、阻害要因に私は興味を持つております。そのひとつ、ハラスメントの問題をお話ししたいと思います。ハラスメントは阻害要因のひとつであり、私が以前勤務していた東京都立大学でも、院生と教員を対象にセクシュアル・ハラスメントの調査したことがあります。「大学におけるセクシュアル・ハラスメントと性差別の実態調査」という小さなパンフレットにまとめております。

当時の調査からは、キャンパスでハラスメントにあたる行動が非常にたくさん出てまいりました。女性の院生は自由記述でこういう体験を寄せています。「研究の中で男子院生と差別されている」「自分のやっている研究について『君のやっていることは無駄だ』と言われている」「教授に結婚したいと告げたら、『勉強したいと言つておきながら結婚もするつもりか』と不機嫌そうに言われた」「学部生のとき、指導教員に大学院進学の相談に言つたら、『だから女は困る。専業主婦になるのが格好悪いと思つていいのか』と延々と説教された。悔しかった。」

男性の院生からも、不満がたくさん出されました。「大学の研究室が極めて閉鎖的であり、徒弟制になつており、熾烈な競争社会があるので、非常に不公平感があり不満である」と。そうすると、調査をご一緒した江原由美子先生が『フェミニズムのハラドックス』と呼ばれましたが、男性の反応はふたつに分かれました。つまり「女性はセクハラと言えるからいい」というわけで

す。「だから、女性はわがままだ」という反応です。もうひとつは、「このセクシュアル・ハラスメントの調査を通じて、自分たちが感じているハラスメントというのも問題と思ってほしい」。したがって、もっと大学でこの問題に取り組んでほしいというのです。このふたつの反応は私にとって非常に印象深いものありました。

また、世の中ではもっとも大きな有名な事件がありました。それが京都大学事件です。ご存じのように、京都大学東南アジア研究センターの所長だったY教授が自分の秘書に対して性的な関係を強制し、中にY教授が自分を許してはいけない」という論文を書きました。これに対して、Y教授のほうから「名誉棄損である」と訴訟を起こされた。つまり、被害者が訴訟を起こしたことにはすべてY教授のほうから名誉棄損の訴えが起きて、全容が明るみになったケースです。

そのときに、大学の取った措置が極めて問題でした。大学ぐるみでY教授を擁護し、中には法学部の教授が、「この事件は滝川事件のようなものである。政治的な背景がある。根深い政治的背景のある事件だから、それがセクシュアル・ハラスメントというような問題に矮小化されではない」と言って、Y教授を擁護しました。それに対しても、小野和子先生は「セクハラは小事か」というタイトルで論文を書き、それがまた名誉棄損に問われるという、極めて特色のある事件であります。

セクシユアル・ハラスメントを「小事」ととらえる感覚が一番の問題であり、セクシユアル・ハラスメントは小事ではなく、重大な人権問題であるととらえなければならない。そして、そういうとらえ方ができたのは女性教官懇談会があったからです。「正しい人権感覚が京都大学を再生させるのだ」と主張した女性教官懇談会の存在が極めて大きかったということです。

という問題にしっかりと対峙する存在が大学にとっては必要だと思います。

そのための男女共同参画へのアプローチはふたつあると思います。ひとつは、勉学環境の改善を通じて女性研究者の参加比率を増大させること。これは数の問題であり、学術会議に限らず、多くの大学で一貫して性比に取り組んでこられたと思思います。ただ、これにとどまらず、ふたつめには、ジェンダー研究の学問的意義と役割を明らかにすることが重要だと思います。この点を先の学術会議の対外報告でも提言したわけです。大学においてジェンダー学の確立と普及を図るべきである。そして、各学問分野において「ジェンダーに敏感な視点」に立った研究成果を相互浸透させていき、新しい学際的な研究をつくりあげることが重要である。そういう提言をいたしました。

では、個別の分野でどう具体的に取り組むのか。とても難しいところです。最初にお話ししましたが、私自身が今早稲田大学ロースクールで「ジェンダー法学」を教えています。法学の分野でも、ジェンダーの観点は非常に重要なと思っております。それはなぜかと言いますと、司法の分野におけるジェンダー・バイアスが根強く存在するからです。裁判には男性中心の考え方があり、司法関係者には女性差別的な発想もある。また、法を知っている者特有の偏見もあります。「法でこのように規定されているから」と社会一般をそのまま枠組で見る考え方もあります。それらが非常に伝統的な権威のある學問としての法律学を、人権からかけ離れた存在にしている問題もあります。その中で、ジェンダーに敏感な視点が學問に對して与えるインパクトは非常に大きいと思っております。最近ですが、法学の分野でもジェンダー法学会というができる、一石を投げる動きも出ております。

最後に、一橋大学のプログラムとも関連すると思いまますので申し上げます。現在、学術会議では学際的な新しい学問分野をジェンダーの觀点から開発しようと、さまざまな取り組みが行われております。ジェンダー学は文理融合型で新しい学術の創出に極めて効果的なものであり、そのことが、女性研究者の男女共同参画にも非常に有益な影響をもたらすと考えております。私の報告はこれで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

■ジェンダー学の有用性を探る—新しい男女共同参画のかたち

京都大学での女性共感懇談会のように、ジェンダー

ジェンダー教育プログラム構想の現状と課題

GenEP—— そのカリキュラムの全体像とコンセプト

【司会(社会学研究科・木本喜美子)】 それでは、第2部に入ります。まず、昨年6月からスタートしましたGenEPプロジェクトの趣旨、これまでの活動、さらに現時点の到達点についてご説明いたします。

【社会学研究科・佐藤文香】 私たち一橋大学社会学研究科を中心とするGenEPは、男女共同参画社会に向けた全学的教育プログラムの策定を目的に、2005年6月から活動してまいりました。卒業後にさまざまな分野で活躍していく学生に対し、男女共同参画に対する高い意識と理解をはぐくむよう支援することは大学教育において不可欠の責務であると確信しています。これはまた、国立大学協会、日本学術会議による「研究および教育におけるジェンダー学の拡大充実」「ジェンダービュー立った研究成果の相互浸透」等の提言に積極的に応じるものであります。

一方、学内に目を向ければ、近年、社会学研究科を中心、男女共同参画／ジェンダー関係の学位論文の数が顕著に増加しております。「家族社会学」「ジェンダーカラーワーク」などの関連講義には他学部からも受講者が押し寄せ、男女共同参画教育のニーズの高まりを感じてきました。従来から男女共同参画教育・研究に取り組んできた社会学研究科では、2005年にジェンダー研究の専任教員を採用するなど組織的基盤を作り上げております。このような背景からGenEPの立ち上げに至り、この間、活動してきました。

学生・院生の教育ニーズ等「学内現状把握」を進めるとともに、7回のワークショップ、5回の連続公開講座「男女共同参画のかたち」を開催。フィリピン・韓国・香港等への海外視察、ICU・名古屋大学・東北大学等への国内視察をはじめとする「学外情報収集」にも努めてまいりました。こうした活動と本日の全学シンポジウムにおける成果を踏まえ、各研究科、各センター、各研究所と連携しながら、本学の全学的な教育プログラムを来年度より始動させていく所存です。

【司会(木本)】 次に、中野知律先生から、カリキュラムの体系理念、プログラムの考え方についてご報告いただきます。

【社会学研究科・中野知律】 まず、本プログラムの特

長についてご説明させていただきます。これまでのジェンダー教育は、主に女子大学で女子学生向けのプログラムで行われてきました。これに対し、一橋大学では、大きく三つの特長を持ちます。

第一に、本プログラムは本学中期目標の重点領域「市民社会の新しい基盤創出のための総合研究」「国際的に通用する問題解決型の高度専門職業人の育成」に位置づけ、▽男女共学の大学にふさわしく▽「市民の学である社会科学の総合大学」の歴史と伝統を生かし▽社会科学の中にジェンダー視点を導入した総合的で学究的な試みであります。

第二に、他大学での取組みがトップダウン式であるのに対し、本学では学生、院生への調査・ヒアリング、教員ボテンシャル調査・ヒアリング等、ボトムアップによる学内浸透を基盤とし、多方面に開かれたチャレンジを確保しております。

第三に、われわれのプロジェクトは教育プログラムの策定、つまり、教育に的を絞っている点です。

GenEPが提案いたします本教育プログラムをご紹介します。当教育プログラムは、学生のジェンダー理論の学習を支援し、履修者が男女共同参画社会の実現を巡る問題に気づき、問題を解決するために必要な知識、能力、手法を身に付ける支援をいたします。具体化のひとつとして、2007年4月以来のジェンダー教育カリキュラムは、基幹科目群、連携科目群の二つの科目群から構成されることになります。

基幹科目群は、社会科学の学部基礎科目「ジェンダーと社会」等11科目が構想されております。ジェンダーや男女共同参画にかかる基礎的知識を身に付け、その理論と方法の習得を目的とする科目群であり、卒業後の社会で役立つ幅広い素養の涵養とともに、理論的・学術的教育とを等しく重視し、教育改善に努めることを目的としております。次に、連携科目群の位置付けでございます。連携科目群は、さまざまな専門領域にディシプリンとの総合を図ることを目的としておりまます。連携科目群では、半年間15回の授業で、ジェンダーをテーマとして扱う授業の回数を目印として示し、履

修上の手引きとすることを考えております。なお、体系的に一定程度受講した学生に対し、「修了書」授与を将来的に展望し、今後の課題とすることにいたしております。



【社会学研究科・木本善美子】 では、新設基幹科目群からいくつか紹介させていただきます。昨年秋の学生調査で、ほしい科目的第1位が「労働とジェンダー」、第2位が「経営とジェンダー」、第3位が「グローバル化とジェンダー」でした。各研究科長へのインタビューなどを通じましても、全般的な協力態勢で進められる手ごたえも得て、1・2年生向けの全学部共通科目「キャリアデザインとジェンダー」（仮称）を作りました。一橋の同窓会である如水会にご協力をお願いし、如水講義として企業、経営、官界で活躍されている方々、男女共同参画の実務に携わる方々によるオムニバス方式での講義です。東京ガスの西山経営研究所所長・西山昭彦さんにコーディネーターを引き受けさせていただいております。

また、社会学部の発展科目として3・4年生、院生の共修科目「労働とジェンダー」を来年度冬から新たに開講します。法学部、商学部の先生にもご協力いただきながら、まずは社会学部の科目として、社会学部の教員を中心に行きたいと考えております。

【社会学研究科・貴堂嘉之】 残りの新設科目についてご紹介します。こちらは先ほどの産学連携タイプとは

異なり、新しい社会科学、先端的な研究を目指すアドバシスコース的な科目です。ひとつは、「ジェンダー研究特論」（佐藤文香担当）です。学部の基礎科目である「ジェンダーと社会」、大学院科目の「ジェンダー関係論」という既存科目に加え、学部3・4年生と大学院生の共修科目となります。現代思想にジェンダー理論を位置づけ、理解することが目的です。もうひとつは、私がコーディネーターをする「社会科学の中のジェンダー」です。こちらは人文・社会科学の諸分野の研究視座とジェンダー研究との接点を丁寧に解説し、社会科学の中にジェンダー視点を位置付けていく。秩序や公共、文化、エスニシティ、人種、ジェンダー等、複数の変数を持つた枠組をつくり、研究を推進する授業にしていきます。

【社会学研究科・木本】 私たちの目的はジェンダー研究を開拓するのではなく、いろいろな分野に広げていくことがあります。たとえば、統計学をお持ちの先生に1時間でもジェンダー統計を取り上げていただくなど、少しづつ輪を広げていきたいと思います。また、毎年、カリキュラムを運営するシステムあるいはセンターアーを持ってほしいと考えております。GenEPの教育プログラムの到達点についてはこれで終わります。

(＊注：科目設置、名称等はシンポ当日現在の暫定的なものであります。最終カリキュラム構想については第一部を参照ください)

ジェンダー教育プログラム構想の現状と課題

パネルディスカッション——各研究科でのカリキュラム構想、取り組み

パネル(発言者順)

山内弘隆・商学研究科長

小田切宏之・経済学研究科評議員

盛誠吾・法学研究科長

渡辺治・社会学研究科長

佐野泰雄・言語社会研究科長

田崎宣義副学長

司会 木本喜美子、貴堂嘉之

[司会(木本)] さて、5研究科長、田崎副学長にはご登壇いただき、ディスカッションの部に入ります。本日のハイライトです。よろしくお願ひいたします。

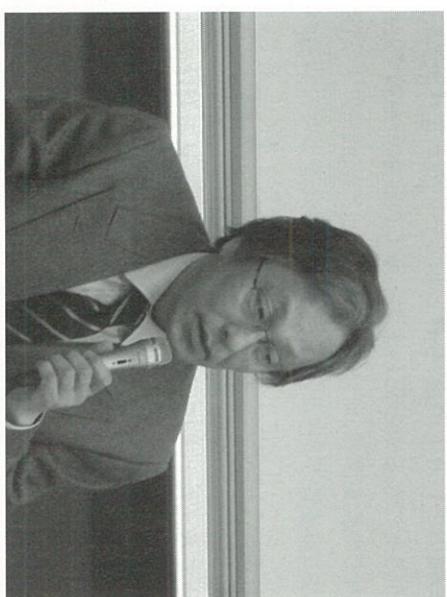
[司会(貴堂)] 先ほど、GenEPのプロジェクトとカリキュラム案をご覧いただきました。各研究科長には、ご感想や各研究科でのGenEPのプロジェクトに関連する取り組み、可能性、さらに、研究科が抱えている課題などについて、お話しいただければと思います。

[山内弘隆・商学研究科長] まず、商学研究科の事情を申し上げます。商学部では来年4月を目指して、学部内、研究科内の改革をやっております。基本は、MBAのプログラムの拡充方針です。文部科学省からの支援が期待できないところもございますが、われわれはMBAプログラムを拡充することが、商学部や一橋大学全体の教育プログラムに非常に有益であると考えております。

そういたしますと、既存の学部のカリキュラムやMBA以外の大学院での研究者養成プログラムもおのず

と見直さざるを得ない。商学部は比較的伝統的な学部であり、今までいろいろな積み重ねでカリキュラムをつくってきたわけですが、新たにMBAプログラムを拡充する場合、全体の整合をとらないと、とてもわれわれのリソースではやっていけない。そこで、MBAプログラム拡充に併せ、学部と研究者養成プログラムの拡充も行うことにいたしました。研究の面でも課題があり、もっと根本的なところで、講座エリア、専攻などすべて見直し、来年の4月から稼動することになっていきます。

GenEPとの関係で申し上げますと、われわれが行っている全体の見直しの中で、ご趣旨に合う点で、いろいろなご協力ができるということもあります。GenEP科目群といわれるところの学部構断的なカリキュラムである横軸、各学部専門教育的なカリキュラムである縦軸のうち、われわれが一生懸命やつてきたものは、どちらかといふと商学部の縦軸の部分です。これをさらに整合的に、そして、これからの一橋大学の商学部の教育、大学院の教育がこうあるべきだとの理念を実現すべく、商学部の縦軸を整備したというのが現状です。その意味では、ご趣旨を理解した上で、大変恐縮ながらソースが回らなかったというのが実態であります。もちろん、われわれの中でも、こういった問題に関心が高く、また学問的にも関係のある分野の先生がいらっしゃいます。大学院では人材マネジメントというのがあり、その分野の先生方や、企業と社会的責任、企業の中でのジェンダー問題をご担当される先生が、個人的にこのプログラムに参加するかたちで、商学研究科としては役割を若干でも果たさせていただいたというのが現状です。



一方、今申しましたように、われわれもカリキュラムの全体改革をやりましたので、どういう目標でどうのなかたちで教育を組み立てていくかには腐心してきました。その意味で、GenEPの科目群を拝見すると、かなりの成果を挙げている印象を受けます。このカリキュラムは、学部別の縦軸の体系に横軸に刺していくということです。1・2年生の全学教育でジェンダー問

題を中心とした教育科目をひとつの大好きな柱とし、領域的には中心になる社会学部がジェンダー問題を扱う科目群をたくさんそろえられて、「L字型」でひとつの大きな流れをつくられる。それに対して、商学部は人材マネジメントや経営の中でのジェンダー問題でご協力していくことができる。カリキュラムに横串を刺したようなかたちで、うまく科目を作られていると思っています。

また、学生調査の結果、ジェンダー関連での希望科目として、第一番目に「労働とジェンダー」、第二番目に「経営とジェンダー」が取り上げられたことは本学独特であります。商学部としては責任と事の重しさを感じる次第でございます。今回の商学部のカリキュラム改革の中で、正面を向いて扱えばよかったです。が、今後、ご指摘の点を実現すべく努力していきたいと思っています。

【司会(貴堂)】 ありがとうございます。続きまして、小田切先生にお願いいたします。

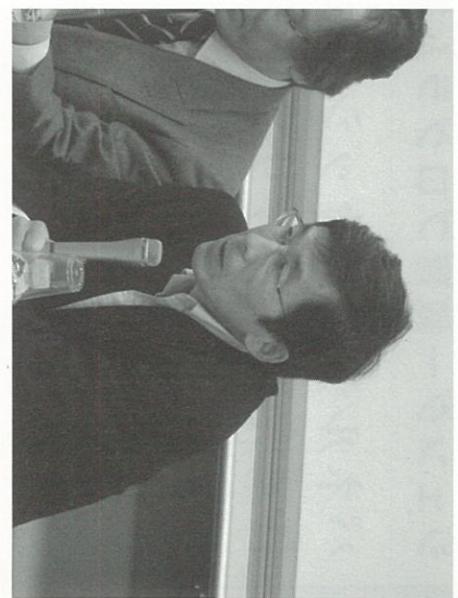
【小田切宏之・経済学研究科評議員】 本日は田中勝人・経済学研究科長が所用で欠席ということで、失礼して私が代理で話をさせていただきます。したがいまして、特にこの問題について田中研究科長とご相談をしているわけではございませんので、これから申し上げることは研究科としての意見というよりも、私個人としての見解であると思っていただければよろしいかと思います。ご了解をいただきたいと思います。

ジェンダー教育という問題について、経済学部・経済研究科として、現段階でなんらかの取り組みをしているということは承知しておりません。また、そういう意識が特に教員の間にあるとも私は理解をしておりません。

その上で、経済学の分野で、ジェンダーに関係する科目として、一番近いのは労働経済学になるかと思します。現在、学部レベルでは労働経済学、大学院レベルでは労働経済学Ⅰ・Ⅱという授業を開講しております。私の理解では、その中で1回ぐらいはこれに関連することを話されていると聞いております。

労働経済学の分野でも、この問題へのアプローチは、研究者および教員によって違ってくるかと思います。一番典型的な、一般的なのは、賃金格差の問題であろうかと思います。男女の賃金格差につきましては、いろいろなかたちでの実証研究等がございます。統計データ、計量経済学の手法を用いまして、男女の賃金格差というものが実際に存在するのか、どういう要因に基づくのかについて研究が多くなされてきております。

当然のことながら、平均値で見る限り、男女の賃金



格差が現実に存在することは皆さまご承知のとおりです。労働経済学者の間での議論では、いろいろな諸要因をどの程度コントロールすると、どの程度賃金格差が起ころのか。年齢、教育レベル、なんらかのかたちでの能力、勤続年数などをコントロールした上で、男女の賃金格差がどの程度実際に存在するのか。それは、どの程度のことか。これらについては、調査・研究によってかなりまちまちであると、労働経済学の方からは伺っております。したがいまして、男女の賃金格差といつたようなことについての基本的な数字は、今言いました労働経済学の中で検証されているということです。

重要な問題として、ふたつほど申し上げたいと思います。ひとつはこういうことを理解するためには、労働経済学の基礎、計量経済的な手法の基礎が理解されていませんと、実証研究の評価、解釈も、場合によってはミスリードイングになる可能性があります。そういう意味で、基礎を含めてきちんと学んでいただくのが必要かと思います。

もうひとつは、浅倉先生が講演の中で、研究者の話として、男女の業績の差というお話をされておりました。経済学では、能力の差はどの程度賃金格差を説明するかという話になります。そうした上で、能力が違うということは賃金格差を説明するわけです。今度はその能力というものを、与件としていいのかどうかということになるかと思います。多くの日本の企業で、社内の教育訓練、研修、On the Job Trainingによる能力の重要性が図られています。それが男女に共通のかたちで、男女に平等なかたちで、機会を多く与えていかどうかが問題になってくるわけです。その点も含めて考えたときに、ただ単に賃金格差を見るだけではなくて、今度は、そういうところでの企業の取り組みをどう考えていいのかが問題になってくるかと思います。ただ、企業の側からしますと、平均的に期待的な意味で、男性社員のほうが女性社員よりも長

く勤めるということが現実としてあるわけです。そうしたときに、教育訓練や人事戦略が、男性に対するものと女性に対するものに差が出てくるということもある。企業の構造としてはやむを得ないというものもあるわけです。そういう問題を是正するには、一体、どういう仕組みが必要なのか。そういうことも含めて、順々に考えていく必要があるということです。これはかなり根深い問題といいましょうか、教育訓練のシステムはどうあるべきかについても、そこではかかわってくると思われます。

いろいろなことを申し上げましたけれども、ある程度は労働経済学の分野でいいと思います。話を戻しますと、経済学部・経済研究科としては、私の理解の範囲で申し上げる限り、こういうことについて主として取り上げているものは、今申し上げました労働経済学の中のひとつとして話をしている程度であって、それ以上にその他の科目でされているとは耳にしていました。また、現在の段階では、学部・研究科としてそういうことを組織的に取り上げる必要があるという理解になりましたが、正直なところであると思っております。

[司会(貴堂)] ありがとうございます。法学研究科長の盛先生、お願いします。

[盛誠吾・法学研究科長] 法学部についてご報告いたします。法学部では、既に昨年から「ジェンダーと法」という科目を開講しております。実は、これはGenEPとは関係なしに進行したものであります。既に法律学の分野では、浅倉先生をはじめとしてジェンダーに関する研究がかなり進んでおりました。「ジェンダー・法学」も結成されました。いろいろな大学で学部レベル、法科大学院でジェンダーに関する科目も開設されております。いずれ一橋にもそういう科目が必要になるだろうと考え、私は労働法を担当しております関係で、労働法担当の幹で、「ジェンダーと法」をやってもらおうと女性を採用いたしました。もし、その人が労働法し

かできないのだったら、多分採用していなかっただろうと思います。昨年開講したところ、多くの学生が取ってくれてよかったですと思っております。

実は、もうひとつ、この採用の際に考えたことがあります。各研究科の教員構成で女性が何人いるかという点です。現在、法学研究科は9人で15%と平均の数字ですが、実は長い間、法学部には専門科目を担当する女性教員はおりませんでした。3~4年前に若い女性1人を助手で採用したのですが、この状況をなんとか打破しなければいけないと思っておりました。これは法学部のコンセンサスでもあって、法人化した後の中期目標・中期計画でも、数値目標を掲げ、女性教員の増加を取り組むことにしました。

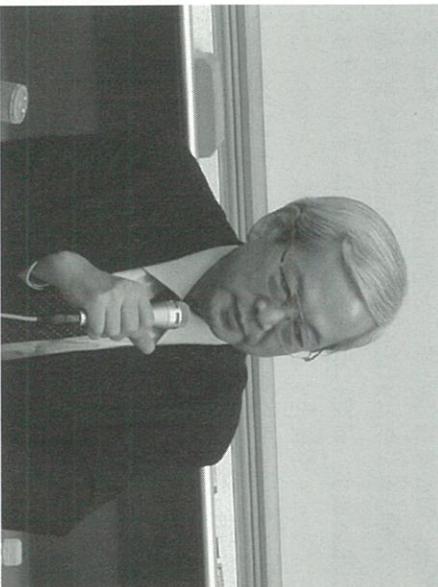
それから、法律関係での科目開設について申しますと、憲法とか刑法、企業の法務関係等、かなりの科目で「ジェンダー」という視点は現在、不可欠のものになっていると言ってよろしいかと思います。同僚の先生方も、ジェンダーという視点から問題をとらえることを既にやっておられ、必ず、そのテーマを授業で取り上げているとおっしゃっていました。もちろん、私が担当する労働法でも同様です。法律学の分野では自由・平等や基本的人権といった原理原則があります。法律学にとって、法を見るひとつの視点として、ジェンダーはもう不可欠のものになっていると思います。

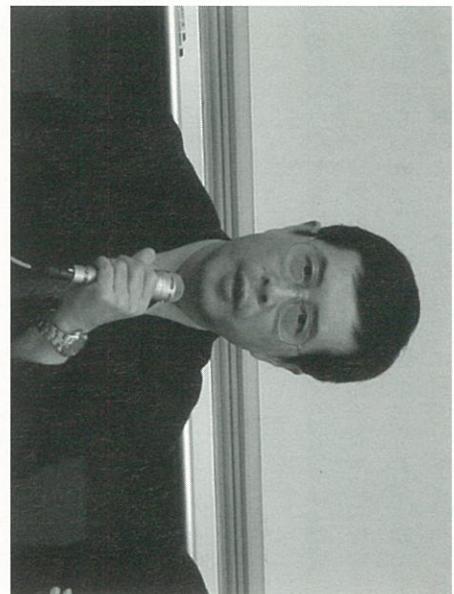
ジェンダーを対象とする法というのではなく、「ジェンダーと法」というものが特別にあるわけではありません。けれども、各法律分野でジェンダー的な視点から法をとらえ、法の仕組みや将来の法制度を考える。そういうものをオムニバス的に集めたものが「ジェンダーと法」であり、法とジェンダーの一般的な関係を考えていくことです。その意味で、法律学では、好むと好まざるにかかわらず、いろいろな分野でジェンダーとかかわっていかざるを得ない状況であることをご報告したいと思います。

[司会(貴堂)] ありがとうございます。続いて、社会学研究科の渡辺治先生。

[渡辺治・社会学研究科長] 社会学研究科は、GenEPの中心メンバーが参加している科です。今日は、大きく、歴史と今の社会学研究科の現状と方向という三つのお話をしたいと思います。

最初に、社会学研究科がジェンダー的な視点、ジェンダー研究、ジェンダー教育にどのように関わってきたか。その歴史をふり返ってみたいと思います。GenEP発足以前、社会学研究科は、教員の個々人あるいはグループで取り組んできました。総合科目である社会科学の中のジェンダーは、教員グループ、社会学グループの





共通科目に道を開いてきました。従来の流れの大きな転機は、2004年度に、前研究科長のイニシアチブと社会学研究科での議論に基づき、ジェンダー研究の専任教員採用の動きが出たことにあります。従来、社会学研究科の教員はディシプリンに基づいて、教員を配置・採用しており、大きな議論となりました。しかし、ジエンダー研究に専念する教員を中心に、各個人がそれぞれやっていた社会学研究科のジエンダー研究を全体としてまとめ上げ、ひとつの方針性を持っていいけないか。そういう目論見のもとに、2005年4月から担当の教員が新たになりました。それを踏まえて、2005年の学長裁量経費でGenEPプロジェクトが社会学研究科のイニシアチブで発足しました。ジエンダーに関する研究協力を、全研究科的な取り組みの方向へ持っていく大きな転機になったのではないかと思われます。

それでは、組織とカリキュラムの要綱から現状を見てみたいと思います。社会学研究科には63名の教員がありますが、そのうち22.2%にあたる14名が女性教員です。国大協全体では2010年までに20%を目標としており、社会学研究科はかなりの比率を持っています。その中身は教授が14%、助教授25%、講師100%となっております。これを見て「講師や助教授は女性が多いけれども、教授は少ないのではないか」ととらえていただいているのです。そうではなくて、女性教員も含めて全体としてジエンダー的な視点を考慮に入れながら、人事配置を行っていった結果です。つまり、われわれが定年退職していくにしたがって、自動的にこの「教授」のパーセンテージも上がっていく。今の助教授、講師の構成が今後の社会学研究科の教員構成に反映していくこととらえていただきたいと思います。これは公募人事であることを関わっており、応募者が出てくる中で、業績とさまざまな教育履歴等々を判断して行った結果が、このようなかたちになっており、この方向は今後進めていく必要があると思っています。

女性比率に関して、ひとつの学問領域に集中して女

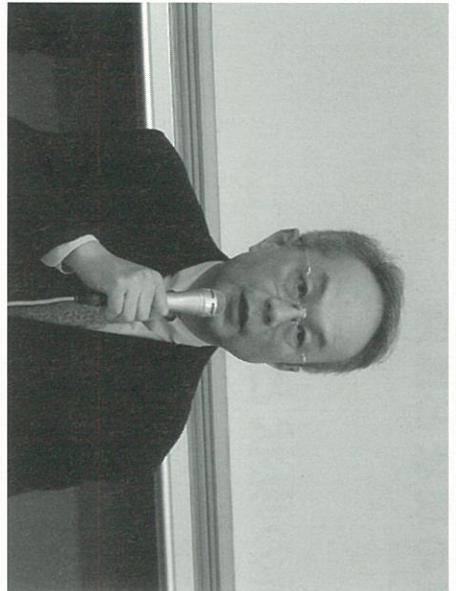
かいる、集中して男がいるのは、ある種の問題があります。社会学研究科は法、商、経と違い、多様な学問領域を持っていますが、社会学研究科の六大研究分野と地球社会研究専攻を併せて女性教員の比率を見ますと、それぞれ1~3人とバランスがとれている。院生の女性比率も修士55.6%、博士47.5%となっており、将来はこういった構成も考えられると思っております。

さらに、GenEPで出されたカリキュラムについて、先ほど山内先生が「L字型」と言われましたが、実際、社会学研究科が基幹科目群で7科目、連携科目で18科目を担っています。ジエンダー研究、教育の中心的な部分を、社会学研究科が担っていかなければいけないと思っています。特に、そのカリキュラムを考える上で、注目していただきたいのは、大学院総合社会科学専攻の「先端課題研究」です。社会学研究科の総合社会科学は、ディシプリン本位の構成になっているので、この科目では、毎年度、環境やジエンダーや平和等の新しい問題を取り上げ、教育と研究を兼ね備えた実践的なものとなっています。社会学研究科としては、さまざまなアプローチからジエンダーについての教育と研究を開発する科目を重視していきたいと考えます。

最後に方向です。三つあります。ひとつは教育です。社会学研究科では、本年度「魅力ある大学院教育プロジェクト」をとりました。大学院教育、特に博士課程教育を重視し、単に学位を持つ権威者になって社会へ出て行くのではなく、学位を取った研究者が実践的に戦えるような能力を身に付けるような教育をやっていこうと取り組んでいます。私たちは大学院の学生が従来にプラスした能力と視点を持って研究者として出ていく上で、ジエンダー教育を必要不可欠な能力、視点のひとつとして位置付けたいと思っています。そういう意味で、社会学研究科としてGenEPを全学的に位置付けるとともに、社会学研究科の研究教育の目的としても考えてみたいと思っています。

これに付随して、カリキュラムの実施の面で、ジエンダーに关心を持った学生が学部、研究科まで体系的に学ぶカリキュラムが見えるよう作ることが必要であると思います。研究において重要なのは、ディシプリンとイシューを統合する視点を開発することです。これは社会学研究科全体のコンセプトでもあり、ジエンダーにおいて、このコンセプトを具体的ななかたちで示すことができれば、教育・社会全体に役立つ研究ができると思います。

最後に、研究科長としての、私の個人的な思いではありますか、研究、教育、社会への還元という点で、それらをマネジメントするセンター的な組織をバックアップ



していけばいいと思っております。大学全体の教育をジェンダー視点で見直し、研究を開発するために協調し、社会に発信する組織を社会学研究科として作り、総合的に開示していく方向性を追求していきたいと思います。

【司会(貴堂)】 最後に、言語社会研究科長の佐野先生、お願いします。

【佐野泰雄・言語社会研究科長】 三つ、お話しいたします。まず、言語社会研究科がGenEPのプロジェクトにどのような貢献ができるか。言語社会研究科は人文系の独立研究科であり、文学テキストや音楽、美術作品を扱っております。この分野では、ジェンダー視点の導入、フェミニズム批評は定番であり、過去3年の言語社会研究科の講義要綱を見ても、「西洋フェミニズムと植民地主義」をはじめ、多くの講義がジェンダーを扱うしております。今後も、毎年、ジェンダー視点、フェミニズムをキーワードとする講義やゼミナールが開講されていきます。言語社会研究科は総勢22名と人材の資源が限られ、GenEPのために新たな講義やゼミを新設するのは難しい。ですが、コンスタントにゼミナールや講義が行われております。ご希望があれば、GenEPとして加えていただいても構わないと思います。

二つ目は、新入生、学部学生に、男女共同参画の枠内でどのような教育をなすべきか。ここに高校用の国語の教科書がございます。この中で、太宰治の作品で『雪の夜の話』を扱っております。作家で変人の兄と兄嫁、妹からなる慎ましい一家の話です。語り手は妹で、舞台は太平洋戦争末期。作家の兄が問題の人物で、身重である兄嫁に買い出しに行かせたり、妹に内職をさせたりしているにも関わらず、本人は家でプログラミングしている。そのような生活態度が許されるのは、「高貴な



芸術活動は男が、卑しい家事労働や経済活動は女が」という信念を兄が持っているからであります。むき出しひのジェンダー批判が、この人物の中で愚直かつ強力に作動している。

その作品について、教科書は「作者はどのようなことを表現したかったのか考えてみよう」と問うています。その模範解答を教師向けの指導用ガイドブックで見ますと、「他人を思いやつての美しい行為を、大きな宝石のようなものとしてとらえ、優しくそうして気高い生き方をしていきたいと知ること」となっています。主題は「兄弟夫婦と暮らす私の優しい思いやりと、信じることの大切さ」だというのです。日本の中等教育レベルで行われている国語教育は情操教育、道徳教育の部分があり、このようなかたちで、ジェンダー問題について、学生は無菌状態で大学に入って来る。1年生・2年生向けに男女共同参画の枠組での教育が求められていると考えます。

三つ目は、ジェンダー問題への感受性を強く学生に与えることは、上からのイデオロギーレベルで教えていくことに結局はなるわけです。問題は、ジェンダー差別への肯定的な振る舞いをする学生と、一橋の男女共同参画という教育制度がどう折り合いをつけいいのかという点です。たとえば、男子学生を中心とする体育会系活動で、女子マネージャーの存在はなれば制度化されている。それを許容するかどうか。ジェンダー教育の推進とどう折り合いつけるのか。少し悩ましい問題が残されていると思います。

【司会(木本)】 各研究科それぞれ実にさまざまあり、ジェンダー教育研究に対するスタンスなども、おのずと違う面が当然ありますが、少しづつ協力体制を整え、全学的に組んでいいけるよう考えていきたいと思っています。皆様、ありがとうございました。

ジェンダー教育プログラム構想の現状と課題

フロアから—— 本学における男女共同参画の現状と課題

【司会(木本)】 それでは、フロアの皆さんから、コメント、意見、批判なども含めていただきたいと思います。まず、商学部のカリキュラムつくりに携わっておられる鈴木良隆先生には、来年度の新設科目「労働とジェンダー」の立ち上げに関して、ご相談させていただきました。ご発言いただけますでしょうか。

【商学部・鈴木良隆】 確かに学問の性格上、経営学や経済学ではこういう問題は取り上げにくい。人間をすべて中性としてみている面があると思います。そういうことで、商学研究科長の肩身の狭さを作った原因のひとつが私のところにあるようですので、少し説明させていただきます。

商学部は、GenEPプロジェクトの進行に気づかず、

カリキュラムを大きく変えました。商学部のカリキュラム変更の背景にあるのは危機感です。一橋大学の憲章は「市民の学としての社会学の総合大学」をゴールとしていますが、それをひとつの前提とした上で、MBAを拡充するとともに、高度な専門的職業人をつくり出す専門学校として生きたほうがないのではないか。それが商学部の結論です。そこで、一橋大学の商学部を出れば、最低限、これだけの知識と手法と思考法を持っているのだという趣旨から、商学部内の縦割り科目構成の骨格を再度見直し、作り直し、カリキュラムを整備いたしました。

そのため、現時点ではジェンダーという問題を取り入れる余地是非常に少ないよう見えるのですが、次のステップもあります。商学にはイノベーション、あるいは産業文化という縦割りでない分野もあります。そこには、ジェンダーを専門に研究する先生もいますので、特別講義等は可能です。消費、マーケットなどの分野から手を付けることもできる。ただ、学生の要望の多い「経営とジェンダー」については、おそらく、いくつかのステップを経ることになるのではないかと考えています。

【司会(木本)】 ありがとうございました。少しづつ入る余地はあるということで、希望をつないでおります。先ほど、佐野先生からご指摘のあったジェンダー教育とジェンダー差別肯定的な学生、学生生活で慣習、ハビ

ットをどうつなげていくのか、たいへん重要な視点だと思うのです。フロアには、学生の相談にのっておられる保健センター、留学生相談室や学生相談室からの方もお見えだと思います。いかがでしょうか。

【保健センター・丸田伯子】 保健センターでは、企業のメンタルヘルス相談も受けています。うつ病やうつ状態などが多く、全体的に受診層が若年化しています。派遣や非常勤の場合、正社員になりたいがために無理をして、ハラスメント的なものに耐えるケースも増えています。被害者が女性で、加害者は身分が上の男性という上司と部下の図式が多い。男性同士、女性が上司など、広くハラスメントということでとらえることが必要だと思います。学内でも、セクハラはあり、保健センターに来る方もあります。

ハラスメント防止という点で、コミュニケーションやモラルの教育などを盛り込んだ授業を1・2年生、就職前などに授業で学ぶチャンスがあるといいかと思います。いろいろなケースに備え、学生自分で身を処せるようになれば、社会に出てから役に立ちます。保健センターでは、個別相談でそういうサポートをしようと思います。

【司会(木本)】 ハラスメントの問題を出していただきましたので、院生自治会の方で院生ハラスメントの調査をされた方、ご発言をお願いします。

【院生自治会代表】 院生自治会では、昨年10月～11月にかけて全院生を対象に、ハラスメントに関するアンケート調査をいたしました。セクハラに限らず、アカデミックハラスメント、セクシュアルハラスメント、ジェンダーハラスメント、パワーハラスメントと広く調査しました。院生約200人の13%にあたる207人から回答がありました。嫌がらせの経験について聞いたところ、約10%が「自分が受けた」、約15%が「周囲があつた」など約半数の院生がなんらかの嫌がらせを受けたとしました。男性教員、同じゼミの学生からのハラスメントで、謝罪申傷のレベルから指導拒否、研究を盗用されたなど様々です。

アンケートを書いた方は、この問題に関心の高い方ですが、保健センターや学生相談室などの相談窓口が

意外と知られていませんでした。実態調査もまだ行われていません。そこで、院生自治会はセクハラに関する制裁やガイドラインだけでなく、「広報活動などをやっていただきたい」などの提言をいたしました。

[院生自治会長] 院生自治会では、ハラスメントと共に組んでいきたいと思っています。先のアンケートでは、自由記述で要望も聞いております。その中に、託児所をつくるってほしいという要望もありました。そこで、院生自治会として大学に託児所の設置要求をしています。託児所の問題とジェンダー問題はつながっています。GenEPは研究や教育に重点を置いているとのことですが、他大学では研究環境と研究内容のどちらも総合的に充実させていると思います。研究環境と研究内容は車の両輪であり、教育プログラムを作っても、学生にとって環境が悪い、育児等で授業に出られないようでは意味がありません。託児所も含め、研究環境にもせひとも力を入れていただきたい。よろしくお願いします。

[司会(貴堂)] 全学的な取り組みにかかわるところなので、副学長に後ほどご発言いただきたいと思います。今のハラスメントの関係で、学生相談室の高尾先生に一言いただきたいと思います。

[学生相談室・高尾隆] 学生相談室では、2人の相談員で年1000件以上の相談を受けています。家族の問題、恋愛に関するトラブル、ストーカー被害、セクシュアルハラスメント、就職での性差別、性同一性障害に関する相談、結婚・妊娠と、性やジェンダーにかかわる相談も寄せられています。現実の社会の中でジェンダーは学生にとっての大きな問題になっていることを感じます。そこで、学生が自分の生活をより良くし、将来の展望を描く上で、特にジェンダーや性にかかわる授業があれば、助かると思います。学生自らが実体験と結びつけながら、参加し、学ぶスタイルの授業が展開されれば、相談室でも、「この授業を取れば有益ではないか」など授業と連携して、学生を育てていくことができます。また、センター構想に関して、教育カリキュラムのみならず、ジェンダーにかかわるような相談や学生支援を包み込んだ組織であれば、学生は助かるかと思います。

[司会(貴堂)] ご意見どうもありがとうございました。幅広た。今日はご欠席ですが、留学生センターの柘植先生からも、この問題に関して、事前にペーパーをいただきました。GenEPのメンバーの社会学研究科尾崎先生からご紹介いただきたいと思います。

[社会学研究科・尾崎正峰] 稔植道子先生は基礎科目

群では「ジェンダーと心理学」を担当されると同時に、留学生専門教員として活動されています。留学生が抱えているジェンダー関係の問題と支援についてご意見をいただいておりますので、代読いたします。

「現在、本学には約500名の留学生が在席しておりますが、その抱える問題は2点ございます。1点目はセクシュアル・マイノリティの問題です。留学生の中には、自らがセクシュアル・マイノリティであるため受容されていないと感じたり、アイデンティティを否定されていると感じたりしている者が複数おります。自らのセクシュアル・オリエンテーションのために奇異の目を向けられ、差別されるのではないかとカミングアウトできずにいます。残念なことに、このおびえは彼らの思い過ごしではなく、偏見と差別によりセクシュアル・マイノリティの存在を許容できないと断言する者も複数おります。留学生として、ただでさえ大きな心理的ストレスを抱えることに加え、周囲の無理解はストレスを増大させ、大学への適応を困難にし、学生としての生活を破壊しかねません。

2点目はジェンダー・バイアスについてです。留学生に対し、自らのジェンダー観を押し付け、彼らの文化のジェンダーの在り方を否定することは、留学生の不快な気持ちを募らせ、教員や学生に不信感を高めてしまいかねません。授業やゼミにおいて、教員や仲間との信頼関係を持てないことは、留学生でなくとも学生にとっては大問題です。ぜひご配慮いただければと思います。講義やセンシティヴィティ・トレーニングなどを通じてバイアスの少ないキャンパスをつくり上げ、一橋大学の国際性と学問の発展に寄与し、将来の国際的リーダーとなり得る本学の留学生を真に受け入れることのできる日が来ることを心待ちにしております」

[司会(木本)] どうもありがとうございました。幅広い問題点が提起されていると思います。フロアの方はこの機会をとらえてお願いいいたします。

[社会学研究科・院生] 教育機関として、一橋大学が学生のジェンダーに対する意識の高まりや意識の涵養を目指すのであれば、正規のカリキュラムだけではなくて、隠れたカリキュラムの部分にも働きかけをしていくべきだと思います。学生のみならず、教職員に対する働きかけも重要な要素だと思います。学生調査からも明らかのように、大学での生活で差別を感じている学生が男女を問わざいます。学生、先生、職員に關係なく、ジェンダー・バイアスを持っているというこことだと思います。先ほどの研究科長のお話でも先生の方の間に意識の濃淡があることを感じました。改善の道

として、たとえば、教職員に対する研修や教職員向けの教育プログラムも可能ではないでしょうか。教職員側の意識改革に向けた試みについて、ぜひ考えていただきたいと思います。

[司会(木本)] ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

[社会学研究科・足羽與志子] 研究と教育と福利厚生という三つの問題に対し、それぞれに取り組みが必要になります。それを進める上で、根っこはひとつになっている部分も多いと思いますが、そのつながり方が、各研究科で少しずつ温度差があることを非常に憂慮します。私がお願いしたいのは、第1に、各研究科が内発的に取り組んでもらいたいということ。第2に、ボトムアップヒップダウンの両方が必要であるということです。これまでの経緯はボトムアップでした。社会学研究科の個人の教員、他学部の女性教員からスタートし、懇話会からGenEPにいたった。私たちの研究科長のお話にもあったように、このボトムアップの歴史は誇るべきことです。しかし、GenEPも今年で終わりです。今度は大学がトップダウンというかたちで、そろそろ引き取って動いていただく時期に、十分成熟しています。ボトムアップヒップダウンの両方があつてこそ、いいかたちで展開していくのではないかと思います。特に、市民の学である社会科学の総合大学、市民社会の新しい基盤の総合研究という点から、商学部・経済学部・法学部・社会学部・言社すべての共通課題として、研究科内・研究科間、そして、総合的に大学のほうでもお考えいただきたいと思います。以上です。

[司会(木本)] 重要なご指摘ありがとうございます。た。学長がたった今お帰りになられました。お聞きいただけるとよかったです、残念です。それでは、最後になりました。まず、田崎副学長、続いて、浅倉先生にコメントをお願いいたします。

[田崎宣義副学長] 今、出てきたことへの提案と今後の取り組みをお話していきます。ひとつは、GenEP



の科目群については、学生が一目でわかる工夫や計画的な履修モデルを提示してもいいのではないかと思います。学生に配布している学習計画ガイドブックにも、科目群の見取り図と履修モデルを入れるなども考えられるかと思います。

もうひとつは、大学というコミュニティの中で、ジェンダーイコールな社会が実現されることが大事だと思います。学生が社会に出たときに、大学でジェンダーイコールな状況を体験していなければ、大学と社会の違いを自覚できない。それでは大学としての社会的責任は果たせません。そういう観点で考え、今後は何よりも行動しなければいけないと思いました。それに連して、大学で作っているリーフレット『セクハラのないキャンパス』ではハラスメントを「いじめ」と記しています。というのも、「嫌がらせ」では弱過ぎる。ハラスメントは「いじめ」であり、それだけ深刻な問題だと受け止めています。コミュニティの中で「いじめ」が起こらないような仕組み、男女の違いを超えて、それが起らせる人が自己実現をできるような大学を大きな目標にしたいと思います。人間としての生き方の根源にかかる問題だから、きちんと問題をとらえ直す工夫をしていきたいと思います。そのためには、学内のこういう動きや情報を先生方と職員も含めて共有できるための工夫も必要でしょう。現に起きている問題にはきちんととした手立てを講じていくなど、引き続き努力を続けたいと思います。

[浅倉むつ子] 本日はたいへん、ありがとうございます。いくつか印象的なご意見がありましたので、それに対してコメントをすることで責務を果たしたいと思います。

第1に、早稲田大学では2年前から、セクシュアル・ハラスメントだけでなく、広くハラスメントを大学からなくしていくことの趣旨から、名称を「ハラスメント防止委員会」にしております。第2に、早稲田大学でも、ジェンダー教育と学生生活に見られるジェンダー差別肯定的な慣習の問題は一番問題になっており、重点的に取り上げることを始めています。第3に、一橋大学ではすべての教員がジェンダーを意識し、教育の中に取り入れ、ジェンダーのメインストリーミングにまで広げていく取組みをなさっている。早稲田大の法科大学院でも、「ジェンダーと法」以外のすべての科目で1コマの半分でも取り上げられるようにしたと思っていましたので、大変参考になりました。第4に、その積み重ねの中で、教員側の意識改革ができていくかと思います。フェミニズムはコンシャスネス・レイジングから始まります。われわれが学んできた方法論に触れ、教員が

専門を教える中で多少意識を変えていく。そういう観点から取り組んでいくことも大事だと感じました。第5に、学生自身がジェンダー・バイアスに立ち向かっていく意識をつけてほしいというご発言がありました。ジェンダー関連科目は、そういう意味もあるのだとう点も改めて学ばせていただきました。

【司会(木本)】 大変貴重なコメントをありがとうございます。フロアからのご意見から、キャンパスで起こっている問題に気付かされることも多くあります。

開会のあいさつ

GenEP代表
閔 啓子

本日はご参加いただきまして誠にありがとうございます。

ました。ダイアン・リチャードソン先生、浅倉むつ子先生には素晴らしいご報告を賜り、今後の励みになりました。杉山学長、田崎副学長、各研究科を代表する先生方から心強いお言葉を頂戴いたしました。また、本日、140名以上のご参加をいただいております。本当にありがとうございます。

私たちGenEPは、現在の高等教育に対する外部、内部の評価を十分に満たしうる全学教育プログラムの策定に向け、これまで努力してまいりました。プログラムとしての体系性、一貫性を念頭に置きながら、一橋大学が蓄積してきた資源、人材を生かし、一橋大学にふさわしいものを模索した結果が、今日ご報告申し上げたカリキュラムでございます。不十分なところもござりますが、男女共同参画社会の実現に向けた、全学的なカリキュラムとしての基礎編成の一歩は踏み出せたのではないかと思っております。皆さんにはさらに一層の

ご協力を願い申し上げます。

それから、渡辺社会学研究科長がおつしやったセンター的な組織についても、ぜひ検討していただきたいと思っています。教授過程と学習形態に工夫を凝らすこと、大学の中の文化を少しずつ作り替え、教師間が学習することも可能になろうかと考えます。

この討論では重要な問題がフロアから出されました。GenEPのプログラムが基盤になり、育児を抱えた院生の問題、心身の健康の問題、就職の問題なども検討し、積極的に取り組む方向へと動き出すことになると想います。開会のご挨拶で杉山学長からは、GenEPへの期待、男女共同参画の基盤作りに関する力強いお言葉をいただきました。ぜひ、学長をはじめ、執行部の先生方にご検討いただければ、大変にありがたいと思思います。本日はお忙しい中、多數ご参集を賜りまして誠にありがとうございました。これをもってあいさつに代えさせていただきます。

した。ボトムアップで、ここまで走ってきたGenEPですが、今後は、大学として男女共同参画を教育のみならず、教職員のレベル、学生の研究教育環境のレベルも含めて、取り上げていただきたいと思います。他大学では相当なスピードで取り組みが進んでおります。一橋大学の執行部としてもぜひ、今日の皆さんのご発言を生かすかたちで取り込んでいただきますようお願いいたします。

第3部

2006年度の主な活動の記録

海外視察報告

連続公開講座

—男女共同参画のかたち—

海外視察報告

韓国 香港 デンマーク アメリカ

木本喜美子・貴堂嘉之

1. 観察の目的

GenEPの教育カリキュラム策定に向けて、韓国のジェンダー教育事情を観察する目的は、以下の三つの理由からである。

① アジアに学ぶか、欧米に学ぶか？

日本におけるジェンダー学は、欧米発の理論に先導されるかたちで発展してきたが、女性の生きる日常や現場に目をやれば、日本社会やアジアという枠の中でこの理論を再検討することが不可欠の作業となる。昨年開催された第二回公開講座「日米の大学教育ヒュンダー」でも、我々はアジアに学ぶのか、欧米に学ぶのかが問題となつた。この問い合わせの答えを求めて、アジアにおいて最も女性学/ジェンダー教育がさかんな韓国の事情を観察し、あわせて韓国の研究者とのネットワークの構築をはかることとした。

② 韓国社会における女性の活躍、女性関連立法・制度改革の急展開

韓国では、1990年代以降、立て続けに女性関連法が成立し、制度改革が進んだ(女性発展基本法[1995]、乳幼児保育法[1991]、性暴力特別法[1993]、男女雇用平等法[1995]、家庭暴力防止法[1997])。こうした背景にどのような動きがあったのかを探るため、1998年に設置された大統領直属の女性特別委員会の元メンバーや教育部、女性部(2001年設立、2005年女性家族部に名称変更)、韓国女性開発研究院を訪問することとした。

③ 韓国における女性学/ジェンダー学の隆盛

韓国では70年代の民主化運動とも連動するかたちで、女性運動が盛んになつた。1975年の国連世界女性年を契機に、1977年には梨花女子大学に女性学講座が開設され、同大学の女性研究所は現在も精力的な活動を行つてゐる。この女性学はその他の大学にも広がりを見せ、1984年には韓国女性学会が設立され、2005年には世界女性学大会がソウルで開催されるに至つてゐる。今回も、梨花女子大学のキム・ウンシル教授らと会い、同研究所の現状と女性学事情について話を聞く

機会をもつた。だが、本学のカリキュラムの参考とするためには、女子大のものよりも、男女共学校において実施されているプログラムにヒントがあると考え、今回の観察では、成均館大学、延世大学、ソウル大学の3大学を主要な観察先に選んだ。

2. 主な観察先と日程

6月15日(木)

15:00～16:00 成均館大学 Young-Oak Lee教授
女性部、教育部 Young-Ju Suh女性教育政策課課長

6月16日(金)

10:30～ 韩国女性開発院(Korean Women's Development Institute)

Moo-Suk Min研究員
(女性人的資源開発センターの所長)
12:00～14:00 梨花女子大学 KimEun-shil教授
15:30～16:30 延世大学 Kyung Ja Oh教授, Director,
Center for Women's Students & Development

18:00～ ソウル大学 Eun-Kyun Bae準教授
(社会学部・ジェンダー研究学際プログラム)
このほか、韓国の労働問題や歴史(従軍慰安婦問題)の専門家とも面談。

3. 観察報告

① 成均館大学

2006年6月15日

Young-Oak Lee教授

● 成均館大学は、社会科学および自然科学、医学の総合大学であり、男女共学の大規模大学である。沿革は朝鮮王朝時代に遡る。儒教道德がその根幹をなしており、旧成均館は科挙の養成機関であり儒教の布教センターでもあった。日本帝国支配の崩壊によって復興し、1946年以来、旧成均館と成均館大学とに分化し、後者は教育研究を発展させて今日に至っている。

● Lee教授はハワイ大学でPh.D取得(アメリカ研究)。

英文学専攻。

● 女性学プログラムの開設にいたる経緯

1999年11月に教育省から文書が来た。女性学プログラムを開設すれば200万ドルの補助金を出すといふものだった。これをきっかけに文学、心理学、言語学などのスタッフで取り組むことになった。韓国初の女性学を開設した梨花女子大学では10年以上にわたる歴史をもっているが、成均館大学は儒教研究をもつ伝統的な大学であり、この方面の経験がまったくないので、梨花女子大学などの国内の大学、およびUCLA、UCBやイェール大学についてもプログラムをリサーチした。2000年に学際的プログラムとしてスタートしたが、学生たちはこのプログラムの存在さえ知らない状態だった。他の学際的プログラムとしては、比較文学、日本研究、東アジア研究、グローカル遊牧民研究などがある。新入生の集まりで宣伝したところ、「何でこの大学で女性学なのか」という声が聞かれた。ポスターを学内のあちこちに貼り、学生を惹きつけるようにいろんな場で話をした。当時は「ジェンダー研究」という名称でスタートしたのだが、バイオテクノロジーの科目略称とまぎらわしいので「女性学」に改めた。

● 学内では人文社会の学生が63%、自然系が37%だが、自然系のキャンパスは離れている(1時間半かかる)ので、女性学の講義を取りにはこない。今年でいうと16人(うち男子学生は3人)。男子学生に魅力を感じてもらうのがひとつ目の目標と考えてきた。男性学の講義も最初は入れていたが、科目数が多くなるといわれたので、これは落とすことになった。現在は40科目。

● 2000年の科目構成

春期：基督教と女性学、人間発達と家族、夫婦教育(カウンセリング)、家族問題研究
秋期：女性学入門、性愛論、韓国女性史、女性と政治、女性と生活文化、女性語文学1、女性と法律、韓国文化と女性学、女性と哲学、ジェンダーと大衆文化、女性学古典講読、女性と労働、科学とジェンダー、ジェンダー理論、ジェンダーと宗教、ジェンダーの哲学的視座、女性と文學2、女性運動史、フェミニズム哲学、女性と経済、ジェンダーとマスメディア、ジェンダー研究特殊講義

● 2006年(春期)の科目構成

女性学入門、フェミニスト哲学、セクシュアリティの歴史、フェミニズム史、ジェンダー文化論、ジェンダーレ倫理学、大衆文化のなかのセクシュアリティとジ

エンダー、儒教と女性、ジェンダーと宗教、女性と芸術、フェミニスト古典講読、家父長制研究、女性運動の理論と実践、韓国女性史、女性と文学1、女性と文學2、戦争と女性、映画のなかのジェンダー、女性と信仰、女性とサイバー文学、身体とアイデンティティ、グローバリゼーションと女性、フェミニズム哲学、ジェンダーとメディア、フェミニズムと教育、女性と法律、女性と政治、女性と國家、女性と経済、セクシュアリティと愛、女性と労働、科学とジェンダー、女性の健康、女性と医療、英文学のなかの女性、仏文学のなかの女性、西洋女性の生活と文化、韓国家族研究、ジェンダーと家族、家族と生活文化、社会福祉と女性(計42科目)。

● 女性学プログラム委員会

Lee教授をヘッドに哲学の教授2名、フランス文学の教授1名、歴史学(ドイツ史)の教授1名、家族と消費者研究の教授1名、計6名から構成されている。年間200～400ドルの予算。プログラム開設時に教育省からもらったお金の使い道は、Lee教授にはわからないという。このプログラムのためではなく、全般的に使われたようである。

● 女性学入門の受講者数でみると、26人。少ないところを宣言している。専任教員は所属学部との兼任となっており、所属元での講義もあるので、2年に一度教える。1セメスターに7科目を出し、そのうち2科目は本学所属教員。したがって非常勤インストラクターを毎年集めてくるのが大変な仕事だという。梨花女子大学の大学院生などを雇つてくる。(＊韓国女性開発研究院の研究員・朴宣映は女性と法律を非常勤で教えている。10人の受講生中男性は2人。男子学生の抵抗感は少なく、受けがよいといふ)。「女性と国家」のために著名なYWCAの活動家を呼んでも、学生が1人しか受講しないなど、フルストレーションのたまる仕事でもある。

● 学生団体とミーティングを開くと、「コンサーバティブで男性中心的な大学なので、教員の方が学生よりも遅れている」という発言が出る。専任教員こそが勉強すべきだという学生の主張である。また科目のタイトルがアカデミック過ぎるという声も聞かれた。

● 「女性と哲学」(Sang Hwan Bak教授)のシラバスあり(ただしハングル)。

② 大韓民国教育部

(正式名称は、Ministry of Education & Human Resources Development)

2006年6月15日

Suh, Young-Ju 女性教育政策課長

Chung Director, General Headquarter of Women Policy

- 女性向けの高等教育の重要性、教育熱の高まりから女性教育政策課が設置された。現在、全学生数のうち国立大学で10.7%、私立大学で18.2%の女子学生が学んでいる。

70

- 政策提言の柱の一つは、女性教授の比率を高めていくこと。そのために三つの具体的提言を実施。(1)アファーマティブ・アクションの実施。2003年より開始して、2004年～2006年にかけ国立大学では女性優先枠を設定。全体で55%にすぎない少なすぎる女性教員比率の上昇を目指した。(2)大学の学科専門でもとりわけ女性比率の小さいエンジニアリング部門では、5大学を選定し、2006年～2010年に44億ウォンの資金を使ってこ入れ。(3)また、より包括的にはWISEプログラム(Women into Science & Engineering)を実行し、理系の教員増のためのアファーマティブ・アクション。梨花女子大への資金供与を皮切りに、9つの大学に重点的な資金。これららの効果が出てくるのは、これから。

- それ以外では、セクシュアル・ハラスメント防止のためのオンライン・プログラムの実施(2005,2006)。

インターネットを使っての女性支援は今後も検討。

- アジアでは、台湾において制定された男女平等教育法(2004年6月制定)などを参考にしている。だが、この台湾のように法律により、小学校から大学までの男女平等の概念を教えることを義務つけることは、韓国では実際問題として難しい。幼稚園段階から義務化することも検討課題だが、数が多くすぎて実現は困難。また、それよりも、韓国の場合、少子化問題がより深刻であり、晩婚傾向とともに、こちらのほうがより緊急性を要する政策課題である。
- Chung氏は、女性政策部門のディレクター。2000年から大統領補佐として、2002年からは政策を立案する部門、2003年からは女性の権利を守り地位向上を図る部門で活躍。
- なぜこれほどたくさんの女性関連法をつくるのか:
 - ①金大中政権下での大統領特別補佐委員会において、女性の雇用差別を是正するための検討がなされ、経済発展のために女性労働力を創出することが図られたこと、②女性のエンパワメントの必要性

が、先述の少子化問題、貧富の差が広がる格差社会の問題、都市部と地方での地域間格差など国家が取り組むべき三つの重要課題を解決するための鍵となるから。

→そうした政策を実行するために、Gender Equality Education Centerが本局の傘下に作られた。ここでジェンダーに基づく評価プロジェクトが開始され、40以上の部局が参加し、ジェンダー意識の調査などを展開(2005年～)。

③ 韓国女性開発研究院(KWDF)

2006年6月16日

リサーチフェロー: Moo-Suk Min博士(女性の人的資源開発[Human Resources Development]における戦略センターのディレクター)、朴宣映博士(法・政治学部門)

- 1975年の国連女性の10年宣言にもとづいて、1982年12月31日にKWDF法が国会を通過した。1983年4月21日に保健福祉省(Ministry of Health and Welfare)のもとに創設された。1991年4月18日にはKWDIは、政治省(Ministry of Political Affairs)の管理監督のもとに移管された。ついで1998年2月28日には政府の再編成策によって、女性問題の大統領直属委員会の傘下におかれるようになった。女性問題、女性政策と女性の能力開発、女性の社会参加と福祉の増進についての総合的調査研究を担っている。86人のスタッフを擁する。
- Min博士は教育社会学の出身であり、女性の教育政策を中心的におさえている。女性教員のポジションの問題や女性教授が少ないという問題にいかなる政策努力が必要かを調査研究している。女性教員のポジティブアクションとしては、2003年から2005年6月にかけて、国立大学のみに限定してではあるが、女性教員比率を20%にという目標数値を掲げて取り組んだ。全国に200人分のポストをわりあてたのである。雇用平等法を改正し、女性雇用のプロンづくりを大学に義務づけ、そのインセンティブとして3千万ウォンを与えるとした。男性教員は抵抗しているらしいが、あまり問題にはならない。
- また理系の女性のポジティブアクションとして、梨花女子大学が準備したWISE (Women into Science and Engineering)に取り組んでいる。学生と教員のメンタリングをし、梨花女子大学と9つの地方大学を選び、10のWISEプログラムセンターをおいた。毎年3億ウォンを4年間出していく。ただしまだ3年しかたっていないので成果のほどはまだなんとも

言えない。このほか大卒、あるいは修士号や博士号をとっているのに就職が決まっていない女性たちの問題の解決、さらに退職したまま職に復帰できない女性たちのための再就職支援なども取り組もうとしている。科学技術省と連携しての実態調査の実施とリーダートレーニングなどである。教育省は女子学生のキャリア意識をエンカレッジするプログラムをつくっている。金額的には多くはないが、すでに10大学が応募しており、女性キャリアセンターができていくことになるだろう。キャリア意識教育のなかにジェンダー、平等、差別問題が位置づけられることになる。ただし男子学生の就職状態も悪く、女性はこれよりさらに悪いという問題を抱えており、情報面でも当事者の意識の面でもなかなか困難な課題ではある。2018年までの期限立法として青年失業をなくすための法を制定せざるをえないほど、労働市場問題が深刻だからだ。

● ジェンダー教育について

現在90%位の大学で女性学の講義をおいている。韓国の女性学は1970年代からだが、研究面でジェンダー研究という言葉が使われるようになったのは1998年頃からかと思う。大学ではまだジェンダー教育とは言っていない。韓国の実情では「女性学」ということになり、これに男子学生も参加している。最近は男性学の論文も出るようになった。梨花女子大学が女性学の中心であり、長い伝統があり、たくさん女性教授がいる。梨花女子大学も男性学を取りこもうとしているので、今後は変わってくるだろう。学生の意識が変化しているので、教育のコンテンツ自体も変化させなければならない。若い世代は目に見える差別を経験していないので、間接的ななかたちでの差別をとりあげていく必要があると考える。

● 台湾のジェンダー平等教育法について

強い関心をもつてお台湾区を視察し、教授のインタビューを行った。学校と先生向けの性平等教育を進める法律的裏付けが必要と考えており性平等教育促進法の準備をしている。小学校から大学まで男女平等教育を義務づける内容である。1年間に40分×10時間教えるたいと思う。女性学だけでなくセクハラ、暴力、性売買問題についても入れこみたい。セクシュアル・ハラスメントや性売買を禁止する法律はすでに存在する。性暴力事件が起きた場合、学校のなかに調査機関など組織を作っていくことになっている。高校までの教師をこうした観点から教育・研修させる場はすでにある。大学教員が

むしろ問題である。大学教員を教育する法的根拠として重要だと考えている。この法のもとで自体に、性平等教育を推進する担当部局をつくっていただきたい。この法案づくりがいま進んでおり、2007年に国会提出となるだろう。

④ 延世大学

2006年6月16日
Oh, Kyung Ja教授(心理学科教授、女子学生部部長
[Women Student Affairs]、女性学&キャリア開発センター所長[Center for Women's Students & Development])

● Kyung Ja Oh教授は、延世大学卒業後、アメリカのハーバード大学にて臨床心理学で博士号(Ph.D)を取得。現在は、延世大学心理学科教授で、2004年度より延世大学女子学生支援センター長を兼ねており、韓国臨床心理学会の会長でもある。

● 女性学&キャリア開発センターは、2002年12月に設立。女子大で女性学教育を受けた学生たちが韓国社会でリーダー的存在となっていくのに対しても、延世大学では優秀な女子学生が入学していくにも関わらず、男女共学大学特有の男性中心的文化の障害により就職面で支援体制の整備が遅れてきた。この状況を開拓するため、男女共学校としての古い体質を改善し、グローバル・リーダーを輩出すべく女子学生向けリーダー養成プログラムの創出が図られた。その事業母体としてセンターが設立され、男女平等の大学文化を創出するための教員向けプログラムやキャリア開発モデル、卒業生を含めた同窓ネットワークの構築などを推し進める方針が固められた。

● 2003年は、教育基盤を充実させるために、女子学生向け進路相談、女子学生に対してどのような教育プログラムを希望しているのかの調査、キャリア開発のための特別講師を招いての講演会などを開催。2004年は、教育プログラムの体系化のため、キャリア開發教育の充実、学生の自治活動との連携、オンラインでの広報活動の充実をはかった。2005年は、ジェンダー教育のより専門的知識の涵養を目指し、プログラムを強化。メントレ・プログラムの導入や、地域社会に根ざした就職支援活動。

● 組織形成の延世大学の特長：他大学と異なり、政府の資金援助を頼らず、独自に大学理事会との連携をとり、教員組織、学生組織とが手を組み、コンセンサスを得たこと。はじめは、アメリカのハーバード大学やミシガン大学などを視察しアメリカ型モデ

ルの導入を学長は図ろうとしたが、実際には難しかった。多様な教員があり、地道に交渉を重ね協力してくれる教員を少しずつ増やしていくことが最良の方策であった。

- 教員向けFDプログラムの運用：男性中心の大学文化の変革には、教員向けのFDが必要との声は学生の側から強くあがった。そのためTraining for Trainers (2004年には5,6月に実施)という教員向けの性に関する意識変革を促すプログラムを作成。その目的は、学内の男性中心的文化と性差別慣行を省察すること、教職員が性やジェンダーに関する正しい知識を習得することを通して学内の男女平等文化を広めていくこと。教育内容は、ジェンダー基礎、学内における性差別事例の紹介、ジェンダー、セクシュアリティの観点から各教科の分析など。教育対象は、教授および教職員で、夏休みに1回4時間をかけいった。また、女性教員の懇親の集いとしてノンジ堂フォーラムの定期的開催(フェミニスト写真家の展示会や講演など)。

→しかし、参加人数があまり増えないところが悩みの種。

- 延世大学の男女学生比率：学部生レベル男子学生：女子学生=61.8%：38.2% 大学院生レベルでは男子院生(MA)：女子院生(MA)=59.6%：40.4%、男子院生(Ph.D)：女子院生(Ph.D)=70.5%：29.5%
- 延世大学の教員男女比率：男性教授：女性教授= 87.0%：13.0%
- 授業カリキュラムと受講者数などは、Oh教授からいただいた報告書と資料集に詳しい。

④ ソウル大学

2006年6月16日

Bae, Eun-Kyung助教授(社会学部&女性学学際プログラム)

通訳：金銀惠(社会科学院社会学科博士課程2年)

- Bae助教授はソウル大学社会学科卒業し、1993年に修士課程を修了。修士論文はマーガレット・ミードの社会心理学とラカンの精神分析を中心とした内容。2004年2月に博士課程修了。ソウル大学女性研究所(*後述)に専任研究員としてかかわってきた。2005年から助教授として採用された。
- 女性学学際プログラムはソウル大学全体にある30ほどの学際プログラムのひとつであり、1998年から修士課程がスタートし、2002年には博士課程がスタートした。法、社会学、生活科学、人文科学、生命科学の学際プログラムであるが、社会科学がこれを

支えている。英語版HPでは、gender studiesと表示しているが、ハンブルでは「女性学」と表示している。1998年にたてられた目標としては、研究、教育以外に現場での政策作りや運動が位置づけられていた。すでに女性学は韓国内部で確立しており、理論と専門性が研究と教育で求められるのは言うまでもないが、これに加えて現場とつながっての政策作りや女性運動とのつながりを明示する点に特徴がある。とりわけアカデミックな世界においても、女性運動の位置づけを明確にしたいという問題意識なのである。プログラムの主任教授はチヨン・ジョンソン教授(二代目)。主任が女性研究所(*後述)所長も兼任している。学際プログラムだけを担当している教員はおらず、全員が既存の部局との兼任である。修士の定員は6名、博士は3名であり、現在は前者23名、後者7名が在籍している。修士の学生の人数が多いのは、さまざまな運動に関わっている人がいるので、比較的長く在籍する傾向があるからである。男子学生は1名のみで、法律大学の修士2年生であり、学部生のときにセクシュアル・ハラスメント規則作り運動をやった人物である。

- 将来的には独立した学科にしたいとの希望はあるが、国立大学の規則を変えないと実現しないので、きわめて困難な見通しである。もともと学生たちの下からの要求にもとづいてつくられたプログラムである。別な学科にも女性学に関心がある院生がいるので、この社会学科の先輩院生たちが、彼らに対してもかかわらず大学全体は保守的な雰囲気が強く、この学際プログラムに対して積極的ではないという問題がある。
- Bae助教授のポストは次のような経過でつくられた。金大中最後の政策であった教育省の女性教授拡充政策(女性教授採用目標制)は、女性教員数をやすために、女性を1名採用すれば、その学科の定員を1名増員するという内容であった。総長がこの1名の枠を使って女性学学際プログラムに配置したらどうか、と提案し実現。その結果、この新ポストを貼り付けるも既存の母体であった社会学科は13名の定員が1名増員となり、14名になった。
- プログラムとしての科目群

【必修】*女性学理論、*女性学調査方法1(量的方法)、*女性学調査方法2(質的方法)

【その他】韓国社会における女性、女性史研究、女性

運動研究、ジェンダーと階級、ジェンダーと家族、女性とソーシャルワーク、フェミニスト文化理論、女性と情報社会、フェミニズム・国家・社会政策、＊ジエンダーと法、女性・科学・テクノロジー、フェミニズムとナショナリズム、ジェンダー・セクシュアリティ・社会統制、異なる伝統のなかの女性比較研究、女性・生命・健康、女性と文学、ジェンダーと心理学、ジエンダーと宗教、ジェンダーとメディア、女性と経済、女性学時間、フェミニスト方法論、エコフェミニズム研究

＊＊は常勤スタッフがカバーしている科目。

＊ 1セメスターで5～6科目出し、うち三つぐらいは非常勤を依頼している。

- 院生の半数はソウル大学出身である。修士入学時のレベルの違いをどうクリアするのかという課題がある。入学前に読むべき文献リストをHPに掲載している。そのため基礎知識を学んできている人が多い。また女性運動のなかでやつてきた人たちも、論にかかわっているので、すでに勉強していく人が多いといえる。ただ創設した当初はレベルの違いがありあり、1年次の必修科目である女性学理論の出来が悪い人を集めて勉強させたこともある。カリキュラムが整っている大学からきても、理論的知識は必ずしも高くはない場合もある。ソウル大出身の人はレベルは高い。また運動してきた人々は、関心のレベルは高い。
- 女性研究所(2001年9月設立)は、韓国の社会的な条件と歴史を基盤としたジェンダー研究の基礎をつくる目的で、国際政策、労働市場、家族を含むさまざまな女性に関する研究プロジェクトを遂行してきた。この研究所が学際プログラムの授業に多角的に協力するとともに、学部女性学科目の開発・定着にとめ、学内女性学の裾野を拡大するために力を注いでいる。当教育プログラムと「姉妹関係にある」と表現されており、院生はこの研究所の研究活動に参加している。国際学術研究大会や国内学術研究大

会の開催のほか、出版活動にも取り組んでいる。チヨン・ジンソン他『韓国現代女性史』(ハンウルアカデミー、2004年刊)、チヨン・ジンソン著『日本軍性奴隸制度』(ソウル大学出版部、2004年刊)などがある。

●今後は博士課程の充実と博士取得以降の就職などの状況を改善する努力をしていく必要がある。学部には女性学科目をおいているがプログラムはない。また副専攻をつくっていきたいと考えている。

4. 視察を終えて

韓国で立て続けに成立した女性関連立法は、政府の重要な政策立案案に関わるポジションに就き始めた、民主化運動に携わった世代の人々により担われており、多くの女性職員により支えられていることがわかった。また、これまでの梨花女子大を中心に関花した女性学は、ジエンダー学として男女共学のソウル大、延世大学、成均館大学などにも広がりを見せており、そのような大学での新しい取組には、本学が学ぶべき体系的なカリキュラム、教員向けのFD、学生のキャリア支援などがあり、今後とも注目していく必要がある。

しかし、ジェンダー学とはい、いまだ女性学という学問の殻に閉じている傾向にあるとの印象を個人的に受けた。行く先々で、なぜ男性なのにジェンダー教育プロジェクトに関わっているのかと貴堂は質問を受けたが、やはり韓国では、ジェンダー関連の授業も活動も、いまだ女性が中心である。欧米の理論を導入し、理論的には先鋭な問題意識を持つ大学では講義が開講されているが、大学内での男性中心文化の根強さ、戦後の冷戦構造、とりわけ南北分断のなかで形成された男性的ナショナリズムが支配する言論空間のなかで、女性たちが介入できない領域がいくつも設定されており、その構造の脱離が取り除かれない限り、ジエンダー研究の深化は難しいのではないかとの印象をもつた。

香港〈2006年6月22日～24日〉

新田啓子・坂元ひろ子

1. はじめに

「ジェンダー公正(中国語は平等)教育の挑戦と可能性」アジア太平洋地区第二回国際シンポジウム(The Second International Conference in the Asia-Pacific region: Challenges and Possibilities in Gender Equity Education)が2004年の台北での第一回開催について、2006年6月22-24日の3日間にわたって香港教育学院において開催された。中心となつたシンポジウム実行委員会のほか、共催団体として公的機関である香港の平等機会委員会が参加しての開催である。本学からは言語社会研究科の新田と社会学研究科の坂元の2人が参加した。

このシンポは概ね、つとめて中国語と英語のバイリンガルを心がけた構成であった。8件の基調報告を除くと、1～2時間ごとに四つずつのセッションに分けて進行したため、専門にかかわる使用言語の関係で、おもに英語によるセッションは新田、中国語によるセッションは坂元と分担を考慮しながらも、それぞれの関心に応じて参加することになった。

以下、まず新田による総論、各論としての英語基調講演について、その後に坂元による中国語基調報告と参考になりうるセッションについての報告をおこなう。

2. 総論

2006年6月22日より3日間にわたり、香港教育学院で開催された同国際会議は、標題の通り、「ジェンダー公正教育」への挑戦の軌跡を確認し、そのさらなる可能性を模索するという目的で、開催されたものである。この共通テーマのもと、「身体と心理」、「教育と発達」、「フェミニスト教授法：理論と経験」、「フェミニスト教授法：経験による提案」、「ジェンダーと高等教育」、「香港の初・中等教育機関におけるジェンダーとセクシユアリティ」、「ジェンダー公正教育：中国本土と香港における経験」、「中国本土における女性教育の歴史と発展」、「リーダーシップと管理」、「マスキュリニティ」、「学校における暴力とハラスメント」、「性別が意味づけられる空間」、「セクシュアリティとクライア教授法」、「教師の態度とアイデンティティ」、「クラスルーム

を超えてジェンダーを教えること」、「台湾における教育と学習」、「香港における教育と学習」、「中国本土における教育と学習」、「台湾における教育政策と改革」等々、非常に多岐にわたる21のセッションが開催され、活発な討議がなされていった。

この会議最も興味深かったのは、言うまでもなくequityという公正概念の提唱と、それをジェンダー教育に応用する際の方法論を、真摯に模索しようとする問題意識であった。Equityとは、欧米においては多文化主義教育との関連で、1970年代後半より、盛んに言説してきた比較的新しい市民社会理念である。それが乗り越えようとしてきたのは、集団や個人を何らかの文化的差異で規定しようとすると際には限界を示さざるを得なくなる、平等(equality)概念に他ならない。つまり、ひとたび差異によって多様化された同一性(i.e. 国民)は、一枚岩的な平等理念で遇されることが不可能になるのである。人々が、単に抽象的に同質な市民個人であるのではなく、特定個別の歴史性に基づいた中間的集団に属する者として定義し直されるとき、必要なのは、その歴史性を考慮に入れた、より可塑的で繊細に規定された公正概念に他なるまい。さらにそれは、個人としての人々の間に求められる「平等」概念とは、明らかに異なるものである。(もとより平等概念そのものについても、スタートラインで与えられるべきものなのか、結果に付与されるもののかは大きな論争を呼んできた)エタイティの理念とはつまり、一つにはこの「平等」に対するアンチテーゼに繋がるのだ。ゆえに「ジェンダー公正教育」とは、単に女性と男性を等しく扱うことではなく、女性と男性、そしてそのどちらの性自認をも持たない人々を、彼らのアイデンティティに即してそれぞれ公正に遇することのできる教授法・学校・学習の指向性を指すものになる。この学会では、多くの研究発表が、「女子」や「男子」という歴史的に形成されてきた集団の持つ問題性をジェンダー・フリーの視点から批判的に指摘する一方で、それらの集団が築き得てきた「文化」を盛んに問題化する傾向が見られた。それはひとえに、「ジェンダー平等」ではなく「ジェンダー公正」というパラダイムが必然的に

要求した方向性であったのであろう。

だが、その方向性には大いに納得し、「男性的な学校文化」や「女性的学校文化」の諸相を個別的に知ることは非常に興味深い経験ではあったとはいえ、一つだけ、会議を通しても解決しなかった懸念が残された。それは、ここで訴えられた「ジェンダー公正」概念が、ジェンダー・カテゴリーが現前させる文化的差異を出发点にする反面で、国民主体間を差異化する男女の既存枠組みの是非については、それ程厳しくは問わない傾向にあるという点である。無論、ジェンダー公正論者たちも、ジェンダーによる人間の差異化が結果として産んだ不寛容性や差別意識を撤廃することに対しては心血を注ぎ、それを第一の目標として掲げているには違いない。しかし、どちらかと言えばカテゴリーの構築自体に関する正義は問わず、差異を成立させてきた歴史の再吟味に留まるこの立場は、現在並びに未来において、カテゴリー自身をなくすことの有効性を展望する大胆な想像力には、欠けていると言わざるを得ない。

またそれもさることながら、このように、ジェンダー・カテゴリー温存的なトーンを持つ公正論は、岡らずもその意に反し、ジェンダー擁護を目論む新保守主義政治に利用されてしまう危険性もあるのではない。同学会では全般的に、こうしたエクティティ概念自体が抱える問題性に対する自己省察が見られなかったことは事実であり、そのため以下、個別に記すように、とりわけ基調講演のいくつかを含めた発表の中に、奇妙なまでに保守的で将来的展望に乏しく、視野の狭い(と言わざるを得ない)内容が聞かれたことも事実であった。しかしそうした印象を大きく上回り、こうした学会が教育学研究／現場のみならず、多分野の研究者の参加を得て成立していること自体が、日本を大きく凌いだ成果を明示していることは事実であろう。ジェンダー平等教育を実践するため、新たな公正理念を積極的に援用しようとすると、学会主催者と参加者に共にされた一真摯な意識と、それを実際に試みる教育者・研究者の多さ、さらにはそれらが暗示する、ジェンダー研究がすでに学問として認知を勝ち得るに至っている香港(そして中国本土・台湾)の現状には舌を巻くものがある。そして我々にとって、その実情に学ぶべき点が絶対的に多いということは、言うまでもない。

以上、同学会の基本的な理念・方向性を踏まえた上で、以下では各論として、特筆に値する研究発表や講演に関する概要を記しておきたい。

すこと

スーザン・マギー・ベイリー Susan McGee Bailey 博士

(米国ウェルズリー大学女性センター教授)
本報告は、小中高一貫教育校における児童生徒のジェンダー相違および相似についての調査に基づき、市民性教育におけるジェンダー問題の複雑性を論じたものである。

性差間ににおける人々の行動様式の違いは従来「ジェンダー・ギャップ」と呼ばれ、とりわけフェミニストなどは、教育や社会的規範が構築するそのギャップを乗り越える必要性を提唱してきた。しかし、男性と女性に期待された「市民性」に関する差異・差別を映し出すがゆえに、変わらなければならないとされてきた、いわば「古いジェンダー・ギャップ」に対し、「新しいジェンダー・ギャップ」を認める必要性に、いま我々は瀕しているのではないか。例えば、女子生徒と男子生徒の間に存在する、社会的少数者に対する態度の違いのようなものは、その一つの現れである。社会における階層化が進むと共に、国際紛争が頻発する現代、このように「新たなジェンダー・ギャップ」は、単に否定されたり、平板化されたりするべきではない。

社会的少数者に対してより感情移入的な態度を取るのは、男子学生よりも女子学生である。しかし「新たなジェンダー・ギャップ」は、それをジェンダー・ステレオタイプに馴致させることをよしとはしない。この種のジェンダー・ギャップは、男子生徒の中にも非常にセンシティヴな子が存在し、女子生徒の中にも非常に乱暴な者が存在するという事実と共に、注意を払われるべきである。そうすることを通して、より有効な学校教育の実践が、模索され得るはずである。

② 「数字を躍動させる—市民性教育における『新たなジェンダー・ギャップ』と、教室における含蓄について」
ケリー・ケネディ Kerry Kennedy(香港教育学院教授)
ペイリー教授の講演と運動する本報告は、いわゆる新たなジェンダー・ギャップをステレオタイプに結びつけないための研究方法論を紹介するとともに、統計的数字の中に生じる誤差のうちに、今後のジェンダー公正教育のための有意なヒントを見出すことを、提唱するものである。

新たなジェンダー・ギャップとは、とりわけ女子生徒において顕著に見られる、社会的少数者とのことを積極的に知ろうとする態度などに代表されるが、これは、従来の「市民性」に関する常識を覆すという意味で、決して無視されはならない傾向である。つまり、従来女性は、男性に比して「市民」であることを期待されず、

3. シンポジウム・基調講演

① 「少女を教育する、少年を教育する——研究が我々に示

家庭の中に居場所を限定されてきた存在であった。そしてそれゆえに、女性は男性よりも市民としての資質に欠く存在であるとして、信じられてきた。

しかしながらこの「社会的少数者への配慮」のような性「豊かな態度を取り得る」という事実を証しているのではなかろうか。だとすれば、こうした差異は単に性差別に繋がるジェンダー・ギャップとして平板化されればいいというものではなく、むしろ積極的に評価し、既成の男女イメージを覆すために使われるべきだ。また、こうした点を重視するとすれば、一つの傾向をあまり出すために使われる計量的方法論(統計)の重要性を見直すことも可能となる。つまり、昨今、その単純さから忌避されるきらいのある統計であるが、それは、こうした反ステレオタイプ的な解釈法と組み合わせることにより、むしろ非常に複雑なジェンダー行動をより正確に定義する可能性を持つていると言えるのである。

③ 「ジェンダーによる差異と自主学習——香港、マカオ、台湾で立証されたこと」

マジャレナ・モウ・チン・モック(莫慕貞)教授他5名
(香港教育学院・マカオ大学・台湾国立大学共同研究チーム)

本研究は、国際学力テストに備えて自主学習をする際に、男子と女子の児童生徒が、態度や心構えにおいていかなる差異を示しているか、またそれは、試験の成績といいかにも有機的な関係を持っているか、この2点を検証するものである。

従来女性は特に理数系の科目に弱いとされ、そのためオタクが信頼されるがゆえに、自然とそれに関する職業的な道から排除されてきた。しかし、そうした結果を惹き起こす要因は、女性的な学びと自己評価の姿勢、および男性的なそれとの差異に求めることができると判明した。つまり、理数科系科目への資質をジエンダー別に判断するのではなく、自主学習に必要な計画性・自信・やる気・問題意識・努力・技術等々の要因の中に、ジェンダー的な差異が生じているのではないか、ということだ。

この調査では、そうした差異が現前すること自体が、まさに数値から証明されたが、その点をきめ細かく見極め、男の子と女の子それぞれに合った指導法を確立することで、かえって男女の学力差というものは解消されると思われる。例えば、子どもが試験で成功した際、男の子は自分の高い能力に、女の子は自分の努力に、その原因を見出すという。すなわち、そうしたメンタリティの差を実質的な教授法に反映させることによ

り、ジェンダーに関わらず、子どもの能力を最大限に伸ばしてやることができるということが、言えるのである。

*以上、3つの基調講演は、英語で行われた

(以上、新田記)

④ 「社会運動から体制へ：二十年來の台湾ジェンダー教育」

謝小芩教授(台湾国立清华大学)

基調講演は、その組み立て方からしてやや不可解であり、其感できるものばかりとはとてもいえなかつたが、その点、台湾の国立清华大学の謝小芩教授の「社会運動から体制へ：二十年來の台湾性別教育」講演は、台湾で草案から4年未満で2004年6月に立法院を通過して実施されるにいたった「ジェンダー公正教育法」の具体的プロセスについてで、これはやはり興味深かった。

1) 当該法の制定背景としての台湾の女性解放運動とフェミニズム研究との過去20年間の発展と協力関係、2) 当該法の内容上の特徴、3) 当該法制定過程の社会・政治・教育の脈絡を分析し、そのなかの追い風ならびに挑戦を受けた面について議論し、4) キャンパスにおいて推進的なジェンダー公正教育の実務を分担した経験についての以下のような報告があった。台湾での法制化と実践については、一橋大GenEPが招聘した台湾大学の林紹維教授の報告にもあったことだが、女性運動と研究との密接な協力関係が築けたからこそ、性的マイノリティに対する配慮をもりこみ、速やかな法制定に成功したという分析は説得力をもつものだった。

台湾での女性教育は、80年代末からの民主化について、男女ともに加速的に大学進学までの高学歴化をたどっているが、縦方向では女性は大学院での業績において評価されず、横方向では研究分野に男女間でジェンダー役割のステレオタイプによって差ができるという問題がある。

女性教育の環境の問題として、1) さまざまな形態のキャンバス・セクハラおよび暴力が女性の安全と教育の権利を脅かしている。2) 同性愛の学生・教員に対する偏見・差別がある。3) 女子のセクシュアリティの発育を保守的な性教育が歪め、抑えつけ、脅かしている、と報告された。

台湾の女性運動としては、1983年に女性運動の最初のNGOが立ち上げられ、85年には国家発展における女性の役割についての会議の開催が台湾大学における女性の研究プログラムの設置に結びつき、ツーリズムと女性についての会議の開催から少数先住民の娼婦の救済が課題とされた。87年の戒嚴令解除はその後の民

主化の象徴となっているが、翌88年からは覚醒のための基金によって学校の教科書における家父長イデオロギーの点検がおこなわれ、学校教科書におけるジェンダー役割ステレオタイプのイラスト付き例示、公教育の成人用教科書における男性的のみ市民権を謳歌するさまの例示等を掲載するハンドブック「両性平等教育手冊」が発行された。

先駆的には85年にはじまった大学での女性学プログラムは、90年代には急増し、反セクハラ・キャンペーンも各大学で展開された。

そうしたなか、大学でジェンダー公正教育が推進されるようになり、教師・学生間でジェンダー学コース設置、会の組織、大学一般教育でのジェンダー学コース設置、講演・映画・シンポ・セクハラ対策等の学園安全チェックの活動、学園の出来事についての公開討論会の開催などがおこなわれた。

96年には民進党の女性部門の幹部が強姦されたことから死にいたった悲劇が社会に衝撃を与え、それが引き金となって女性に対する暴力が初めて公的領域で問題とされ、政策的関心に結びついた。同年、教育改革会議による21世紀台湾教育ガイドラインにジェンダー平等教育が加えられ、98年の9年教育カリキュラムのガイドラインにも女性の問題が加えられた。こうして女性の運動によって、97年には(1)各政府機関での性暴力防止センターの設置、(2)性暴力被害者の保護、(3)小中学校での性暴力防止教育(毎年4時間)を主に盛り込んだ性暴力防止法が通過した。97年には教育省のジェンダー公正教育委員会が作られ、女性のNGOが法制化の後押しをし、99年にはジェンダー公正教育法GEEAの起草を開始、2000-01年にデータ収集と起草のための集中的会議開催、02-03年には全島規模で公聴会を開き、法案を練り上げ、04年に通過させた。この間、2000年4月に9年生(中3)の性的同一性障害の男子生徒が男子トイレに行くたびにいじめにあい、授業中に用を足すほなくなっていたなか、トイレ内で自殺するという事件がおこり、性的マイノリティの学校におけるいじめ暴力問題が認知されるようになった。

こうした順調な法制化の要因としては、(1)社会的認知度の高さとフェミニストNGOによる政策化推進、(2)法制化段階でのNGOの盛んなロビー活動、(3)低予算、利害の衝突の少ない法案であったことがあげられる。

GEEAは対応策としては教育におけるジェンダー差別の禁止・除去を、積極策では教育における公正と多様性の推進、特別な関心としてはキャンパス・セクハラならびに暴力事件の防止と対応を目指として、7条38項を有し、学校当局に対して制度化・環境整備を義務づけている。

*この基調講演は中国語で行われた。

4. セッション

① 「規制と軒轅：中学校における性教育」

曹文傑(広東、嶺南大学、香港十分一會)

この報告では香港の性教育の歴史について概観したうえで、6名の同性愛を学生・卒業生に対するインタビュー結果から、在学中の特定のシチュエーションと性・性別との関連性、彼らがいかにしてアイデンティティを獲得したのかを考察し、教育者と対話をしています。

曹報告によると、香港では50年代には家庭計画指導が始まっていたが、80年代になってようやく生育指導から青少年対象の性教育へと拡大した(おそらく中國における文革の終焉と改革開放路線への政策変更が関係している)。70年代では宗教系の女子校などで一部は実施されたものの、内容は思春期における性徴についての教育にとどまっていた。80年代の高まりのなかで主要な議論になつたのは婚前交渉・未婚妊娠等で、90年までは犯罪行為とされた男性間性行為の非刑事犯罪化の討論が活性化の要因でもあった。だがそうした討論の方向や焦点化は専門家たちの「エリート言説」の介入によって壊斷され、それがもとになり、教育機構改革の健全な進路を目指してじめた。86年に「中高校生教育手引き」が作成され、それがもとになり、教育機構改革の香港租借期限切れが近づき、香港の前途をめぐる英中談判段階の90年代に入ると、家庭内暴力や児童へのセクハラなどのより切迫した社会問題が「エリート言説」の社会的位置にとってかわった。同時に青少年のとりわけゲイの性行為に対するメディアでの興味本位の報道に拍車がかかったが、教育部門では対処するために提供しうる教材も乏しかった。86年作成の「中高校生教育手引き」には「同性愛」が学習内容に列挙されたものの、慎重な扱い・手続きが求められていたため、89年段階でも65%は実際には教えることがなかった。

それでも、「教育がすなわち性教育、性教育がすなわち教育」(デューイの社会と学校についての言をもじっている)と主張し、性教育が実は「隠されたカリキュラム」形式でおこなわれてしまう、「隠されたカリキュラム」が権力関係を複製・再生産していくのだとみなし、それを逆手にとり、ネゴシエーションの過程として性教育を考える人たちも出てきた。それがクィア理論とその教育実践という関心にもつながった。その人たちとの対話を通して、同性愛者のアイデンティティが具

体的な学校教育の脈絡のなかでそう理解し、パーフォームされ、抑圧され抵抗しているのかを考察している。

② 「中国(大陸)高等教育(大学等)における女性学／ジェンダー研究教育およびいくつかの矛盾について」

王宏維(中国、華南師範大学政治・行政学院)

中国(大陸)高等教育(大学・大学院等)における女性学／ジェンダー研究のカリキュラムは近年、急速に進展があり、教育レベルでは学部教養課程・学部専門課程・大学院学位(修士・博士の必修と選修)課程の三段階に分かれている。2006年3月に教育部は「女性学」を新重点に入れた学部専門課程を公布し、これによると、中国の高等教育における女性学／ジェンダー研究教育はすでにある程度は大学教育の主流に入り始めた。けれども学校行政の面からいえば、各レベルでの女性学／ジェンダー研究のカリキュラムの研究教育の目標・内容・教材・教育方法・教育評価等々についてのさらに詳細で明確な規定と要求ができるていない。こうした局面にあって、実際にはバラツキがかなりあり、それぞれ特色、融通性があるともいえるが、その効果と状況は概ね各学校の担当教員の個人的なやる気・専門・関心・特徴・好み次第という面がある。その他の主流の課程と較べると、女性学／ジェンダー研究の教育は大部分が自発的自生的な状態で、通常の課程の評価と体系には入っておらず、よって、必要な教育上の機構に欠き、甚だしくは授業報酬にも保証がないことさえあり、高等教育における女性学／ジェンダー研究課程をまだ边缘にとどめおかせることになってしまっており、メジヤーの課程からは無視、抑圧されているという困難さが依然として明らかに存在する。しかも、内在・外在の原因によって、本来そなわるべき社会批判の立場および理論背景が程度の差はあっても多分に希釈、曲解されている。これに対しては可能性もあるとともに、挑戦も受けており、三つの主要矛盾の解決に努力すべきである。1)内外のフェミニズムと本土化したフェミニズムとの間の理論背景・教育理念面での矛盾、2)実用的・応用的女性用課程と女性学／ジェンダー研究課程との間の政治的立場と技術面での矛盾、3)女性学／ジェンダー研究教育における理論と社会行動との矛盾の三つである。

さらに考へるべきは、近年、中国大陸の高等教育では年々、大学院が増加拡大の一途をたどり、ただでさえ教員の仕事の負担は耐え難いほどになってきていて、女性学／ジェンダー研究課程の開設となると、女性教員の労働負担をより重くし、現行の教員業績審査体系とも齟齬を生じてきていて、女性学／ジェンダー研究課

程の推進を制約しかねない状況にある。とはいっても悲観・失望しているわけではなく、逆に問題を検討していくなかで推進の効果的な道を探し出しうると考える。

5. おわりに

以上、中国大陸・香港・台湾の状況の理解に役立つものをとりあげた。坂元は多くの香港の報告者の使用した広東語が理解できず、基調講演以外に同時通訳も用意されていなかったのだが、女性の参加者が多いこともあって、理解できない」と、すぐに中国からの広東語とのバイリンガルの(広東人であろう)参加者が自発的に中国語(いわゆるマンダリン系)にウイスパリング方式で通訳してくれたのがたかかった。日本ではなかなかこうはないだろう。

中国大陸・香港・台湾のなかでは、台湾の場合が研究面でも教育実践においても、やはり突出している。社会の大変動期(80年代末から民主化)に何よりも女性運動の力によって、全般的政治改革を好機ととらえ、その中で取り残され、後回しにされることなく、むしろ先頭にあってしっかりと組み込ませた成果といえよう。悲劇的な事件が引き金となって、性的マイノリティへの関心が高いことでも突出していて、制度面よりもしき現場の取り組みにおける試行において刮目すべき点があるようだ。セッションでも、都會・非都會の地区での8人の中学高校のゲイの教員に対するインタビューをもとにした「ゲイ教師のアイデンティティの歴程と教育実践」(台湾)という報告があり、ゲイの教師が声をあげることから、反霸権的な教師のあり方を追求しようという、刺激的な議論もされていた。

香港の場合はやはり中国への返還(97年)がさまざまに反映されていると思われたし、中国大陸の場合は、この数年間の超高度経済発展とそれがもたらす影が反映され、日本以上に理系中心の効率主義的ネオリベラル的な教育「改革」が進むなかで同様の悩みを抱えていることも分かった。セッションでのさまざまな報告から、すでに中国で「美女経済」という言葉が成立し、ジェンダー権力関係が隠蔽され、隠れ文化暴力ともなっている商業やメディアにおける女性美的構築(文学でも「美女作家」群がベストセラー作家となっている)を見抜き、女性に対する疎外・商品物質化を批判するような流れもできていること、一方で、十数億の人口のうち、約1億4800万人もの非識字者がまだ存在し(日本の総人口より多い!)、そのうちの67%、1億人が女性だという現実も知りえた。

このようにアジア地区のどこでもさまざまな問題点をかかえていることは事実ながら、少なくとも教育行

政レベルで、日本のように、嫌ジェンダー公正教育・嫌女性学／ジェンダー研究が公然と威力をふるうというようなことは考えられない。日本にあってはこのレベルからの奮闘が求められている。

なお、このシンポジウムにおける報告者としては、中国・香港・マカオ・台湾が主ながら、シンガポール、オーストラリア、インド、パキスタン、アメリカなどの地域からも参加があった。だが一方で、日本・韓国・ベトナムといった地域からの報告者がいなかつことは

奇異な感じを否めなかった。日本の場合はまだしも、上述の状況からくる教育実践の乏しさが関係しているだろう。だが韓国・ベトナムでは日本のような状況ではなく、なぜそうなっているかについて、何らかの理解をしている参加者も少ないよう見受け、ありがちながら、このアジアにおけるジェンダー平等教育面に関しては限られた人脈からでることがなく、強力なネットワークがまだできていないという印象をいたいた。
(以上、坂元記)

デンマーク〈2006年9月1日～3日、6日〉

木本喜美子・阪西紀子

1. コペンハーゲン大学社会学部

インタビュイーは、社会学インスティテュートジョンソンダーリー研究コーディネーション・コーディネーター、同学部助教授、ヒルダ・レマー・クリステンセン Hilda Rømer Christensen（専門はジェンダー）

① ジェンダー研究コーディネーションの現況

コペンハーゲン大学社会学部社会学インスティテュートの中に設けられている機関で、コーディネーター1名、研究助手1名、事務助手1名、学生ヘルパー2名で構成されている。

コーディネーションの目的は、デンマークのジェンダー研究の主導、国際化、振興であって、そのために国際的なプロジェクトの主導、会議およびセミナーの開催、学際的な機関紙『女性、ジェンダー、研究』（季刊）の発行などを行なっている。現在のコーディネーターであるヒルダ・レマー・クリステンセンは1996年から現職にあり、当初は2年毎に更新という身分だったが、2005年からコペンハーゲン大学の教員としてのパーマネントな地位を得た。半分はコーディネーターとしての仕事、半分は社会学部教員としての仕事をしている。2006年秋には、コーディネーション主催の国際シンポジウム「グローバルな視野におけるジェンダーと宗教」を開催するので、その準備のために授業は開講していない。

② ジェンダー研究コーディネーションの沿革と特徴

●1970年代以降のフェミニズム運動の流れの中で、1980年代初頭、他の国にはすでに女性学による博士号取得者が存在したが、デンマークにはまだいなかった。しかし、1980年代にはほとんどの大学で、学生と教員の間の草の根運動として出発した女性学のためのセンターが設立された。1986年に国会を通過した女性学のためのアクションプランにより、デンマーク全体で8名の助教授職と1つのコーディネーションが確保されたことで、それらは確固たる地位を与えられた。コーディネーションには当初、2名のコーディネーターが置かれたが、このプラン

の第1期が終了した1992年以降は、1名のみとなつた。1990年代初頭の新たな傾向として、焦点は女性からジェンダーへと移行し、多くのセンターが改設した。

●デンマークの5総合大学(すべて国立)におけるジェンダー研究関連センター

- ・FREIA（オールボー大学歴史・国際・社会研究インスティテュート・ジェンダー研究センター）：1990年設立
- ・ヨーロッパ文化研究センター・ジェンダー研究部門（オーフス大学人文学部歴史・地域研究インスティテュート）：2002年設立
- ・文化研究センター（南デンマーク大学人文学部文化研究科）
- ・ジェンダー平等研究センター（ロスキレ大学センター）：2002年設立
- ・ジェンダー研究センター（コペンハーゲン大学人文部北欧研究・言語学インスティテュート）：1982年（設立当初は女性学のためのセンター）設立
- ・オーフス大学、南デンマーク大学、コペンハーゲン大学においては独立した課程を持つセンターが設立されたのに対し、他の大学においてはよりゆるやかなユニットが設立された。いずれのセンターも、社会科学と人文科学に重点を置く領域横断的な視野を持っている。
- コーディネーションが2003年に作成した冊子『研究におけるジェンダー、ジェンダーにおける研究』は、デンマーク各地のさまざまな機関に分散しているPh.D.以降の研究者たち250名を網羅したものである。これは、コーディネーションのその後の仕事のためのよい道具となっている、とのことである。その序文でクリステンセンは、デンマークではこれまでジェンダー研究が主に個人的なイニシアティヴによって生き延びてきたこと、この分野での継続的な発展を保証する中性的な機関が欠けていることを指摘し、機関的な連携でも知的生産の面でも他の北欧諸国に遅れを取っていることを述べている。
- コーディネーションは、2005年にコペンハーゲン

大学に統合されて以降、教育を重視する方向に変わった。2004年に学長に提出した新しいコースの提言(報告書「ジェンダーと多様性：学部横断的な開発プロジェクトとしてのジェンダー研究」)は、ジェンダー研究を中心にするものであったが、学長が“too much”だと言つて却下したため、2005年にジェンダーと平等(報告書「ジェンダー・エスニシティ・その他の平等視点における学部横断的な教育の提供」)で再度提出してOKとなった。「ジェンダーと何かを組み合わせることは、一種の戦略か」と尋ねたところ、そうだとのことだった。この提言に基づく新たなコース「ヨーロッパにおけるジェンダーと平等」は2007年春学期から実施されることになっているが、これはコペンハーゲン大学が大きなテーマとしている「変わりつつあるヨーロッパ」とも一致する。このコースは3年の期限付きとのこと、「なぜ3年間なのか、学生の需要はないのか」と尋ねたら、「学長の決定だから仕方はない」とのこと。これは他方では、その間はしっかりした資金的裏づけが保証されている、ということでもある。学部横断的に、法学者、歴史学者、宗教学者などが交代で講義する予定である。

●コペンハーゲン大学には他に、人文学部の北欧研究・言語学インスティテュートの中にジェンダー研究センターが設けられている。ここは、文学・言語学などの人文学的分野の研究が主体であり、コーディネーションとして時に協働もするが、人文科学と社会科学という違いもあって、なかなかうまくいかないのが実情である。

●ヨーロッパの大学の再編と「私営化」という大きな流れの中で、古典研究や人文科学が軽視され、「何かの役に立つ」学問の需要が高まっている。ジェンダー研究は、学際的で比較的新しい研究分野であるといふこともあって、フレキシブルにそれに対応して生きて残っていくためには、かつちりとした組織を作ることよりも、分散している個々の研究者に、必要な時に協力を求めるほうが現実的であり、これからも連携ということが重要になると思われる。

③ 2005年春学期のクリステンセンの授業

「新しいジェンダー理論へのイントロダクション」について

●合計5日16時間という集中講義形式で行なわれ、クリステンセンをコーディネーターとし、社会学インスピリテュートのクリステンセンを含め2名の教員と

ゲストスピーカー2名による、学部と修士課程の学生を対象とする授業。25名の履修者の男女比はほぼ半々だった。デンマークの大学では学生は少なくとも年間60ポイントの授業を履修しなければならないが、この授業は5ポイント相当の集中講義であつたため、それだけ不足している学生たちがあちこちから集まつた観があった、とのこと。シラバスと下記の課題文献のコピーすべてを1冊に製本した教材が助手により作成されており、履修者はこれを購入するそうである。

●この授業の目的は、社会的な性なのか生物学的な性なのか、構築されたものなのか本質なのかの間の二項対立に焦点を当てる従来のジェンダー研究を超えた、ジェンダーに関するアカチュアルな理論を提示することである。この授業では、ジェンダー・アイデンティティ、パフォーマティヴィティ、サイボーグ、クイア、政治、倫理という概念に焦点を当て、ジユディス・バトラー、ドナ・ハラウェイ、ジョン・スコット、ジユディス・ハルバースタムなどの中心的な理論家を紹介する。

●授業予定

• 5月9日 13:00 - 15:00

オリエンテーション、要約の配布

• 5月11日 10:00 - 12:00

ヒルダ・レマー・クリステンセン「ジェンダー、ディイスコース、政治：歴史的および思想的ジェンダー理論へのイントロダクション」

13:00 - 15:00

ロビン・ショット「ジェンダー、フェミニズム、競争の倫理」

• 5月17日 10:00 - 13:00

ボニー・バール「パフォーマティヴィな引用とトリックスターとしてのジェンダー：ジユディス・バトラーのジェンダー理論へのイントロダクション」

• 5月18日 11:00 - 12:00

ボニー・バール「クイア理論とジユディス・ハルバースタム：イントロダクション」

13:00 - 15:00

ジユディス・ハルバースタム「クイア理論：イントロダクション」

• 5月19日 10:00 - 15:00

学生によるプレゼンテーション：5ページのレポートおよび口頭での紹介

●課題文献一覧(デンマーク語・スウェーデン語のものには邦訳を付した)

- Joan Scott, "Gender – A Useful Category of Historical Analysis", *American Historical Review*, 1991, pp.1053-1075.
- Anthony Giddens, "The Emergence of Life Politics", in : Anthony Giddens, *Modernity and Self-identity : Self and Society in the Late Modern Age*. Polity Press, 2004, pp.209-230.
- Nina Lykke, "Intersektionalitet – ett användbart begrepp för genusforskningen [インター・セクシヨナルティ : ジェンダー研究のために有効な概念]", *Kvinnoretskapskaprig Tidsskrift* 1 (2003) , pp.47-56.
- Connell, "Masculinities and Globalisation", *Kvinder, Kon og Forskning* 1999-3, pp.43-61.
- Donna Haraway, "Situerte Kunnskaper : Vitenskapsprøgsmålet i feminismen og det partielle perspektivets forrang", in : Kristin Asdal, Brita Brenna, Ingunn Moser & Nina Refseth eds., *En kyborg til forandring – nye politikker i moderne vitenskaper og teknologie*. TMS centret, 1995, pp.43-67. (この論文は下記の翻訳 Donna Haraway, "Situated Knowledges : the Science Question in Feminism and the Privilege of Partial Perspective"] Chap.9 in : Donna Haraway, *Simians, Cyborgs and Women : The Reinvention of Nature*. London : Free Association Books, 1991, pp.183-201.)
- Robin May Schott, "Feministisk konflikttikk? [フェミニズムの闘争倫理?]", in : Robin May Schott, *Feministisk filosofi*[フェミニズムの思想]. Gyldendal, 2004, pp.105-156.
- Toril Moi, "Jer er en kvinde : Kroppen som baggrund i "Det andet kön" [私は女 : 「第二の性」の背景としての身体]", *Kvinder, Kon og Forskning* 1999-2, pp.6-20.
- Judith Butler, "Bodily Inscripticons, Performative Subversions", in : Judith Butler, *Gender Trouble*. London, N.Y. : Routledge, 1990, pp.128-141
- Judith Butler, "Critically Queer", in : Judith Butler, *Bodies That Matter*. London, N.Y. : Routledge, 1993, pp.223-242.
- Dorte Marie Søndergaard, "Subjektivering og nye identiteter – en psykologi i et padægogisk

felt 「主体化と新しいアイデンティティ : 教育学的分野における心理学」", *Kvinder, Kon og Forskning*, 2003-4, pp.31-48.

- Nina Lykke, "Kyborg eller Gudinde", *Kvinder, Kon og Forskning*, 1996-4, pp.31-43.
- Don Kulick, "Queer theory : Vad är det och vad är det bra för? [クライアード理論 : それは何で、何に役立つか?]", *Lambda nordica*, 2-3/4(1996), pp.5-22.

• Tiina Rosenberg, "Inte bitch, men butch [あばずれではないが男役]", *Kvinder, Kon og Forskning*, 1999-2, pp.30-42.

- Annamarie Jagose, "Masculinity Without Men [Interview with Judith Halberstam About Her Latest Book, *Female Masculinity*]", in : *Genders Online Journal*, 29 (1999) , pp.1-14.
- Judith Halberstam, "An Introduction to Female Masculinity", in : Judith Halberstam, *Female Masculinity*. Durham & London : Duke University Press, 1998, pp.1-43.

④ その他

●デンマークとスウェーデンとの違いについてあちらこちらで耳にするので、一番大きな違いは何かと尋ねたところ、あちらはリソースが豊富だ、ということだと言う。ジェンダー研究関連のポストも豊富で、デンマーク人研究者の中にも、国境を越えてそれらを求める者もおり、頭脳流出が起こっている。また、スウェーデンにはジェンダー平等アドバイザーという職があり、ジェンダーを学ぶインセンティブになっている。

2. オールボーグ大学

インタビュイーは、歴史・国際・社会研究インステイティュートジェンダー研究センター (FREIA) のアネット・ボアコースト Anette Borchorst 助教授(専門は社会学、福祉国家とジェンダー)

① FREIAの現況

●三学群から構成されており、その一角に明確な位置づけをもつ組織である。三学群とは、人文科学(ヨーロッパ研究、カルチャーコミュニケーション/グローバリゼーション、歴史、ツーリズム研究、開発研究)、自然科学、そして社会科学の三つである。社会科学群の中に歴史・国際・社会研究インスティテュート(IHIS)があり、そのもとにFREIAがひと

つのセンターとして位置づけられており予算措置もなされている。社会学、政治学、統計学、人類学、歴史研究のスタッフが所属している。教授1名、助教授5名、講師1名、上級研究員1名、Ph.D.の学生が5名。バー・マネントな部門としての位置を占めており、研究プロジェクトを推進し、その成果の出版活動に取り組んでいる。通常のマスターコースと社会人用のマスタークースを持っている。労働組合からの派遣マスタークースも持っている。

●2005年から2009年の研究課題として社会科学学群がFREIAに指定している戦略的研究課題は「ジェンダー化された権力関係の再構成—現代福祉国家における平等ヒダイバーシティ」である。この研究プログラムの目的は、グローバリゼーション、EU統合路線の強化、モダニティ、移民の増加によってもたらされた社会変動と、ジェンダー化された権力関係の変動を明確にすることにある。ここで特に重視しているのは、家族、市民社会、労働市場と国家とのあいだの関係がどのように変化しているかという点にある。

② FREIAの沿革と特徴

●FREIAは1990年に創設された。それは社会科学群が大きな研究プログラムを担う研究者を集めたいと希望したからであり、FREIAのプログラムは、他の10のプログラムとともに優先性を与えられた。その母体になる活動は1974年に始まっている。1976年には、オールボーディー大学フェミニストグループが開発とプラニング部門の社会科学的研究をベースに形成され、国内初の学際的女性学会議を組織化することに取り組み始め、デンマーク社会科学研究カウンシルの資金を得て、1978年にこれを実現した。その成果はオールボーディー大学出版部の女性学研究シリーズの一冊目として出版されている。現在、このシリーズの出版は29を数えている。1980年にはこのグループは「オールボーディー大学女性フォーラム」に改称し、1986年には「女性学元年」という新しいプロジェクトに取り組み始めた。1980年代を通じて国内的な協力関係を形成し、1986年には女性学のためのアクションプランが国会を通過した。1995年に6つの国内リサーチカウンシルが、研究におけるジェンダー障壁に関する研究プログラムへの予算を認可した。

●デンマークのなかでジェンダー関係の研究所を持つ大学は多くない。オールボーディー大学がこうしたセンターを持つことができたのは、新設大学だからとい

う面がある。伝統のある大学は大学組織の構造がすでにできあがっているため、フレキシブルに時代の要請に応えるような組織を新しく組むのはむずかしい。伝統的な大学は、オールボーディー大学のような組織編成をとることができず、人文系に偏ったかたちになっている。たとえばロスキレ大学ジェンダー平等研究センターは人文系の専任スタッフ4名から構成されている。コペンハーゲン大学にはジェンダー研究センターがあるがこれも北欧研究・言語学インスティテュートのなかにあり、人文系。コペンハーゲン大学社会学部は現在新しいコースを準備中であり、そのスタッフとわれわれは一緒に議論を交わしている。

●個々のスタッフは学部ごとにインテグレートされており、それぞれの科目を担当しているので、ジェンダー教育に関する特別のプログラムは持っていない。学部生でもジェンダーに特化した研究をする人たちがおり、それをプロジェクトの中に入れて指導することはある。さまざまなか目の中でジェンダーと階級、ジェンダーとエスニシティについて触れる機会は多くあり、いつも意識的にジェンダー問題について考えるチャンスはあるので、ジェンダーにのみフォーカスした学部教育科目が必要だという認識をもっていない。女子学生のジェンダー問題への関心は高い。男子学生は女子学生ほどではないが、それでもPh.D.の学生のなかの5人中2名は男性である。彼らは男性学を専攻しており、移民マイノリティ男性のマスクьюニティ研究などに従事している。

●FREIAの特徴は社会科学におけるジェンダー研究を担ってきた点にある。国内でこのジャンルをリードしていると言えるだろう。研究資金もずいぶん獲得してきているし、2005年にはジェンダー研究でこの国初の女性教授を生み出した。日本と異なり、デンマークでは大学教員のほとんどが助教授どまりで、教授となる者は一握りである。デンマーク全体で女性教授はきわめて少ないので、全国的に大いに注目されている。

③ 研究動向

●1990年代には北欧およびヨーロッパ、さらには国際的協力関係に力を注いできた。1991年8月には、「運動下のヨーロッパにおける女性」会議を開催し、東欧を含む80カ国から200人の参加者を得た。1994年に女性学国際フォーラムの定期刊行物を出版し、1999年に北欧カウンシルが提起した「北欧諸国にお

ける平等な民主主義?」にも、デンマーク側としてFREIAメンバーが寄稿している。国内的には長年にわたって地位の平等カウンシルにおける研究活動に従事し、また労働関係の研究協力を推進している。オールボー市との協力関係も築いてきている。

- 1990年代の研究プログラムの力点は「知と権力の相互作用」におかれた。常に女性間の階級差に目を向けてきたが、近年の焦点は世代とエスニシティ、および政治的アイデンティティにおられるようになってきている。

- 1993年のPh.D改革とかかわって、社会科学および人文科学の全国的学際的ネットワークが創設された。FREIAは社会科学部門への責任を担っている。

④ その他

- デンマークはスウェーデンと比べた場合、ジェンダーへの関心度という点では遅れている。スウェーデンでは、両親休暇とかかわって1990年代半ばからジェンダーシステムやジェンダー平等について政治的議論が常になされてきている。女性はすでにマジョリティとしての地位を得ている。デンマークではそうではない。その原因は政治勢力のちがいだと思われる。デンマーク政府は現在、福祉については社会民主主義の立場はあるが、しかし小さい政府を目指している。
- 近年、メディアでも反移民色が強くなっているが、このことがジェンダー研究に影響を与えるといふことはないだろうと思う。

- FREIAでは2005年秋学期に社会人向けのマスターコース「ジェンダーと社会福祉」を開講した。このコースは通常のマスターコースとは異なり、3年以上の社会人経験を持つ人々を対象とし、その多くがフルタイムの仕事の傍ら学ぶものである。12名の履修者が集まつたが、1学期(半年)のみの実施にとどまつた。この計画は長期的には、ジェンダーに関する全国的な大学横断的マスターコースを作ることを目指しており、そのような方法を取ることで、3学期もしくは4学期ごとに半年の講義を提供すればよいことになる。授業は週末に行なわれるため、実施する側の負担が大きい。

3. デンマーク教育大学教育心理学インスティテュート

インタビュイーは、ドーテ・マリー・セナゴーフ
Dorte Marie Sondergaard 教授(専門は社会心理学)

① インタビュイーについて

- 2002年から当大学の教育心理学部門、社会心理学の

教授。同大学のPh.D.教育のダイレクター、「主体性、ジェンダーと多様性」研究ユニットのヘッドを務める。

- おおがかりな調査研究に従事され、その調査内容が重要だということで紹介を受けた。デンマーク教育大学には学部生はおらず、Ph.D候補とPh.D.学生のみ。下記のような大学、および企業の現実があるなかで、大学生にこうした問題の所在を教示するカリキュラムを学部生のいる大学でととのえる必要があるのではないか、というわれわれの質問に対し

て、「もっともだ」と返答してくれた。

- インタビュイーは企業での調査を行いつつ、学術世界の調査を行っている。のちの彼女の議論にもかかるが、デンマークでは、企業への女性進出に比して大学世界の女性進出がきわめて遅れをとっているという問題意識が強くある。この点は、この国の女性研究者がよく口にすることである。客観的なデータとしては、5つの総合大学での女性教授比率は1979年に3.4%であったが、1996年には6%になつたにすぎない。またパーマネントな地位を獲得しているアカデミックスタッフすべてについてみると、コペンハーゲン大学で1970年に18%、2001年に21.5%となる。フェミニズム運動や女性学、ジェンダー研究の展開にもかかわらず、たいへん低い女性比率であることになり、アカデミックな世界でのジェンダー問題が研究テーマとして選ばれる理由となっていると思われる。

② 学術世界のジェンダー問題調査

- 調査は女性大学教授が少ないデンマークの現状を解剖するために行われた。この研究の特徴は「差別」という言葉を使わずに、実証的に現実に迫り、現行の教育システムをめぐるディスコースの脱構築をはかろうとするものである。たとえば教育システムが能力主義的に組み立てられているという言説に対して、根底的に疑問を付すものである。研究プロジェクトは1996年から準備され、調査は2000年~2005年に行われた。二つのプランチがあり、ひとつは教育学を中心とした内容(ノルウェーの研究者、スサンヌ・クヌズセン Susanne Knudsen が中心)であり、もうひとつが社会科学的な研究である。インタビュイーがかかわったのは後者であり、これは「大学におけるジェンダー構築」研究とネーミングされている。プロジェクトメンバーは5名。(1) シャーロッテ・プロッシュ Charlotte Blush (社会学、コペンハーゲン大学)が情緒性を扱い、ジェンダー

ミックスされるメカニズムを担当。(2)リース・ホイゴーA Lis Hoigaard(政治学、コペンハーゲン大学)が社会科学、人文科学の教員・研究者文化を扱い、それぞれの領域の異文化を扱った。彼女はコメディネーターでもあった。(3)ハンネ・ネクセ・イエンセン Hanne Nexo Jensen(政治学、コペンハーゲン大学)が調査を中心的に担った。デンマーク全国のPh.D.学生の大学卒業後のキャリアアパターについての、量的、質的調査を行った。(4)インゲ・ヘニングセン Inge Henningsen(数理統計学、コペンハーゲン大学)がキャリアアパターの数量的分析を行い、たとえば医学系学生の進路をみると、なかなかアカデミックな世界で上には上がつていけないということが明らかにされた。こうした状況を(4)と(2)が共著で論文を書き、“The Leaking Pipeline”(水漏れパイプライン)と表現した。

● インタビュイーが中心的にまとめたのは、5大学の男女双方の助手への調査研究である。アカデミックな世界で昇進を果たすためには、第一に研究能力(出版物や学位、その他の業績に対するフォーマルな評価)、第二に「アカデミックにことがらをなす」ための知を意味する文化的社会的能力が必要となる。後者は正式な評価においてはあらわれないものであるが、個々人の評価において大きな位置を占めるものである。具体的にはそれはネットワークを組み、情報を獲得し、研究仲間、指導者、部下などとの相互関係を束ねる能力である。この研究はこうした視点にたち、セックス/ジェンダーと他の諸要素(年齢、エスニシティ、出身大学や指導教授など)がどのように交錯しているかを解明しようとするものであった。大学世界での言説とコード分析によれば、それぞの学問分野のメインストリームから、女性の批判的な新しい挑戦を周辺的なものとして位置づける権力関係が働いていることが明らかになった。「優秀な女性」の場合は、女性性が消され、「若いからできる」などというように、他の要素から彼女の業績を位置づけようとする。他方、若い男性教授の出現によって脅かされる成熟世代の男性教授は、前者の「男性性」行使と対比して、自分たちのなかの「女性性」を認めている。こうした点に潜在的な変容可能性を読みとができるのではないか。固定的な境界線が動き、新しい自己認識が生まれるからである。多様なカテゴリーの交錯によって新たな主体の変動が起こり、カテゴリー間の相互補完や相互の挑戦がなされる可能性があるとみることができる。

③ 企業での調査研究

● インタビュイーが行った調査では、上記のプロジェクトとかなり似通った結論が得られている。こちらの方がわかりやすいだろうということで下記のようく説明してくれた。銀行とDTC(情報通信会社)との2事例をとりあげ、大卒女性マネジャーの問題をとらえることから、それぞれのジャンルで Jennerがいかに構築されるのかについての研究である。トップマネジメントに女性がアプライしようとはなかなかしないという問題がなぜ生じているのかという問題に切り込んだ研究である。女性にとってもマネジャーの階段を登っていく道は以前より開かれており、段階ごとに適切なアドバイスを得ながら前に進むようになってきてはいるが、トップへの道に進むために現状を打破しようとする流れはあまり強くない。これに対して、男性マネジャーは女性のように段階ごとのアドバイスを必要としていることが調査から明らかになった。なぜなら彼らには既存のネットワークがあり、これを通じて情報を得ることができる。彼らのネットワークはかなり広いものであり、彼らには将来にわたる昇進の仕方が見えている。日頃の振る舞い方に關しても、ポーカーフェイスを守り、笑わず、小刻みに表情を動かさない、大声で話さないなどといったレベルまで含めて、男性的権威にふさわしい振る舞い方をすでに修得している。ネットワークはフォーマルレベルだけでなく、インフォーマルな側面に対しても機能している。これに対して女性にはそうしたネットワークは狭く、彼女たちは男性のようには振る舞うこととはしない。むしろ人に対して共感的であろうと意識している。調査結果からすると、マネジャーのなかで中心的なのは男性性であり、女性はごく一部が男性性に重なっているが大部分はその外にあって周辺的である。このことが意味するのは、少なくとも情報通信会社では、権威主義的傾向が強い銀行とはちがって、男女ともに能力の的確性においてトップマネジメントに登っていく道が開かれているが、男性のみにもうひとつルートがあり、女性がそこから排除されているということである。それはネットワークを通じてトップマネジメントまで登りつめていくというルートである。

● そこで次なる問いは、なぜ女性はネットワークに入ることができないのか、という問題である。そのひとつのが根拠は、男性同士の絆にある。情報の共有、

交換においてこの辯は強く働き、トップマネジメントへの道をより有利にする。また世話になった男性には借りをさりげなく返すということがこの辯のなかに含まれている。女性はそのなかにははいつていけない。もうひとつはセクシュアリティの問題である。女性がそうしたネットワークグループのなかに参入しようとする場合、情報のやりとりのために飲み会や食事に出かけなければならず、そこでは親密な関係を築く必要があるために危険なことに直面せざるをえない。したがって女性マネジャーへのアプローチとして、適切なコーチング、感情移入したかたちでの相談・アドバイス、彼女たちの語りを尊重することが重要になってくる。彼女たちが自立的に道を探していくよう、アドバイスする体制が必要になる。ただし近年リーダーシップは女性化しつつあるので、男性も能力的的確性という点で女性的な共感性を獲得しなければならない時代であり、その点で女性にもチャンスはあるといえる。マネジャーの方をめぐって、ふたつのディスコースが闘い合っているといえる。男性的ベースペクトと女性のそれとの闘いである。若い男性は女性に共感性をよりもっているし、また

会社は女性をトップに入れ込もうという姿勢を示してきている。

性には借りをさりげなく返すということがこの辯

④まとめ

●こうした企業調査の結論と学術世界における女性教授比率の低さとは同じ性質の問題状況から生まれているといえる。だが、学術世界の方が圧倒的に遅れをとっている。銀行にはかつて存在しなかった女性ダイレクターが生まれているのに対して、大学はまったくそうではない。大学のトップが「ジェンダー研究なんて途方もない(ridiculous)」と言つてはばかりない場合さえある。10年前に女性教授比率をめぐる論争があつたが。スウェーデンよりはるかに遅れている。

●なおインタビューは1970年代、1980年代のフェミニズム運動から影響を受けて学問の道にはいったが、デンマークでは無理だったので、ノルウェーで学位を取った経緯がある。現在若い後継者は育っている。Ph.D.学生がジェンダーとエスニシティと階級の交錯という問題を、移民問題をとりあげながら、きっちり位置づけてとりくんでいる。

アメリカ〈2006年10月〉

中井重佐子

1. はじめに

本報告は2006年10月カリフォルニア大学バークレー校 (University of California, Berkeley) におけるジェンダー教育の現状を調査した結果をまとめたものである。バークレー校はアメリカ合衆国でもトップ・ランキングに位置する大学の一つであり、とくにジェンダーリサーチ、エスニシティ研究など新しく学際的な分野の研究・教育が充実している。調査は主としてジェンダースタディーズ (Department of Gender and Women's Studies) における資料収集及び学部長、教員、事務職員へのインタビューによって行われた。

2. カリフォルニア大学バークレー校ジェンダー・女性学部について

① 組織及びカリキュラムの特徴

バークレーの女性学プログラムは1976年に設立され、1991年に学部 (department) として独立、2005年のカリキュラム改革の際にジェンダー・女性学部と改称されて現在に至っている。学部には現在7名の専属教員と若干名の講師、客員教授が所属しているほか、他学部所属の教員が数多くの連携コースを提供している。

② 受講者の男女比及び男子学生への取り組み

現在ジェンダー・女性学を主専攻とする学生 (一学年45人) のなかに男子学生は0名である。過去には男子学生が主専攻とした例がないわけではないが、バリースーン (Barry Thorne) 学部長によれば、女子学生が圧倒的に多い理由の一つは、学部名に女性 (women) という語を冠しているからかもしれないそうである。一方、副専攻として履修する男子学生、ジェンダー学部の授業を聴講する男子学生は少くない。ジェンダースタディーズの授業を聴講する男子学生の割合は一クラス平均10%程度、多くて20%くらいのことである。ちなみに現在大学全体では、学部生総数2万2643人中男1万415人に対し女1万2228人と女性が過半数を超えており (2006年春学期)、文科系の学部に占める女子学生の受講者のほうが多くなるのは必然的だが、それでもジェンダー関連科目の男子学生の受講者は通常

きる。本年度秋学期の具体的なコース内容については “A Brighter Idea” : *Gender & Women's Studies Courses on Gender and Women Fall 2006* を参照のこと。GWS10 GWS 20 については過去の授業の詳細なシラバスをいただいているので、読書リスト、内容などを参照されたい。また、セクシュアリティ研究 (LGBT Studies) は現在は副専攻プログラムとして設置されている (LGBT Minor パンフレット参照)。

バークレーにおけるジェンダー教育の特色は、非常に学際的であること、また他学部と連携してジェンダーリ関連の授業が幅広く行われることによって、ジェンダー・女性学部の以外の学部の学生もジェンダーリー関連の授業を受講しやすい環境になっていることなどが挙げられる。また、バークレー校は多様なエスニック・バックグラウンドを持つ学生が集まっている (2006年春学期の学部生のエスニシティ構成は、アジア系43.3%、ヨーロッパ系32.4%、ヒスパニック10.7%、アフリカ系3.6%、アメリカ先住民0.6%そのほかである) ことから、エスニシティ、人種問題とジェンダーを絡めた問題提起をする授業も多く開講されている。

の文科系の科目よりは少ないと考えられる(たとえば英文学の低学年必修授業では受講者の3割程度は男子学生である)。

男子学生の受講が比較的多いのは、男性性(masculinity)やセクシュアリティの問題を扱う授業や、グローバル化や人種の問題などジェンダー以外の視点を取り込んだ授業だということである。トランショナル・フェミニズムが専門のバチエッタ教授の授業は常に男子学生の受講希望者が多いが、定員枠(40人程度)を設定して主専攻の学生を優先して受け入れるため、結果的に多くの男子学生の受講を断らなくてはならないそうである。

③ シラバス例

GWS10 及び20以外に、個人的にお話を伺ったパオラ・バチエッタ(Paola Bacchetta)教授(GWS専属)とミリヤム・サス(Miryam Sas)教授(比較文学所属、連携教員)からも授業のシラバスをいただいた。バチエッタ教授は、本年度秋学期には Gender, Sexuality, and Race in Global Political Issues(学部低学年)と Transnational Feminisms(学部高学年)の2コースを出している。前者はジェンダー・セクシュアリティ研究とポストコロニアル研究を横断的に論じるもので、メディアにおける9・11テロの表象といった時事的な議論と平行してエドワード・サイードの『オリエンタリズム』のような理論書が取り上げられている。サス教授のご専門は映画論と日本文学だが、数学期に一度程度GWSに連携コースを出している。一例としていただいたシラバスは主としてマス・メディア論の授業だが、なかに2週ほどジェンダーをテーマにした講義(大衆文化と女性の問題、バーバラ・ジョンソンの理論書)が含まれており、連携コースの提供のされ方の一例として参考になる。

3. バーカレーフにおけるジェンダー研究組織について

① 概観

バーカレーフにはジェンダー関連の研究組織が複数存在するが、現在はそれらすべてがジェンダー・コンソーシアム(Gender Consortium)としてまとめられている。コンソーシアムに所属する組織の主なものは、ビートрис・M・ベイン・リサーチ・グループ(Beatrice M. Bain Research Group)、人種・センター・センターセンター(Center for Race and Gender)、セクシャル・カルチャー研究センター(Center for the Study of Sexual Culture)があり、それぞれフェミニズム、人種とジェンダー、セクシュアリティを主とした

観点から講演会、学会、研究会を企画、開催している。

② 研究組織活動例——人種・ジェンダー・センター

人種・ジェンダー・センターは2001年に設立された学際的な研究組織であり、ジェンダーと人種の問題あるいは両者の相互作用に焦点を当てる研究を促進することを目的としている。活動の主軸は2週間に一度行われる研究会であるが、実際には大学院生の研究発表の場として機能しているようである。発表者の所属は英文学、教育学、社会学、エスニック・スタディーズなど幅広く、学部を超えた教員、院生の交流の場となっている(本年度秋学期の発表題目については*Center for Race and Gender Fall 2006 Afternoon Forum Series*参照)。センターは院生に対するスカラーシップの授与、院生の読書会に対する支援(場所の提供、資金援助など)なども行っている。より公の活動としては、他大学の研究者を招いた講演会を学期に1、2度程度開催しているほか、来年4月にはジェンダーと人種に関する理論研究の大規模な国際学会を開催する予定である。

4. 総括

豊富な人的資源を十二分に活用したジェンダー・女性学部のカリキュラム編成はうらやましい限りだったが、多数の連携コースの設置によって受講の機会に恵まれているにもかかわらず男子学生の受講者が少ないという事実は意外だった。より広範囲の学生にアピールするには、「女性」という語を講義名から除き、センター以外の要素を前面に出すしかないのだろうか。一方、私自身が参加している人種・ジェンダー・センターの研究会のような形で院生や若手教員の研究と相互交流を支援するのは、学内の人材開発やカリキュラム開発につながる試みとして参考になるのではないかと思った。ジェンダー研究のような新しい学問分野の場合専門の研究者が少ないなか、少しでも関心を持つ研究者がお互いに意見交換をする場はぜひとも必要なのではないか。

5. 参照資料

- カリフォルニア大学バーカレーフホームページ
<http://www.berkeley.edu/>
- ジェンダー・女性学部
<http://womensstudies.berkeley.edu/>
- ジェンダー・コンソーシアム
<http://womensstudies.berkeley.edu/consortium.html>
- 学部生統計資料

- <https://osr2.berkeley.edu/Public/STUDENT.DATA/PUBLICATIONS/UG/ugstat2.html>
- Student Guide Gender & Women's Studies Major & Minor* (履修ノハンドブック)
- LGBT Minor (LGBT ミンバー) 〒 1 研究副専攻案内)
- "A Brighter Idea": *Gender & Women's Studies Courses on Gender and Women Fall 2006*
- (コース内容説明)
- コース・シラバス
- WS 10 Introduction to Women's Studies: Gender in a Transnational World (Karen Kaplan)
- GWS 10 Introduction to Women's Studies (Paola Bacchetta)
- Women's Studies 10 introduction to Gender and
- Women's Studies (Charis Thompson)
- WS 20 Introduction to Feminist Theory (Trinh T. Minh-ha)
- WS 20 Introduction to Feminist Theory (Caren Kaplan)
- GWS 14 Gender, Sexuality, and Race in Global Political Issues (Paola Bacchetta)
- GWS 102 Transnational Feminisms (Paola Bacchetta)
- Comparative Literature 190: Mass Media and Culture (Miryam Sas)
- Center for Race and Gender Fall 2006 Afternoon Forum Series* (人種・性・文化・セクタ―研究会プログラム)

2006年度連続公開講座

男女共同参画のかたち

第4回 「性といふコミュニケーション」

2006年4月26日 一橋大学マーキュリータワー3103

村瀬幸浩 “人間と性”教育研究協議会代表幹事、日本思春期学会理事
司会 藤田和也 一橋大学大学院社会学研究科教授・学生相談室長
坂なつ子 一橋大学大学院社会学研究科専任講師

第5回 「企業で活躍中のOG/OBが語る」

2006年5月24日 一橋大学マーキュリータワー3103

齋谷万里 日本IBM(株)執行役員、ゼネラル・ビジネス事業担当
浦島宣哉 伊藤忠商事(株)伊藤忠保険サービス(株)取締役副社長
司会 谷本寛治 一橋大学大学院商学研究科教授

第6回 「セクシュアリティの変容?エイリアン的他者から善きゲイ市民へ」

2006年10月30日 一橋大学佐野書院

ダイアン・リチャードソン ニューカッスル大学ジェンダー研究所所長
司会 木本喜美子 一橋大学大学院社会学研究科教授

性というコミュニケーション

“人間と性”教育研究協議会代表幹事
日本思春期学会理事

村瀬幸浩

■性教育との出会い

性教育に取り組むようになったのは今から30年前のことです。高校で保健体育を受け持つ中で、性教育を扱うようになったこともありますが、私自身の体験も関係しています。中高ともに男子校に通い、性に関することは教えられない。自分なりに情報を集め、女性や性に関するイメージを膨らませるしかなかった。大学を卒業し、結婚し、妻との関係の中で知らずに相手を傷つけていたこと、それを通じてまた、自分のセクシユアリティについて考えるようになりました。もっとうな性理解がないといい関係は作れないと気付いたのです。

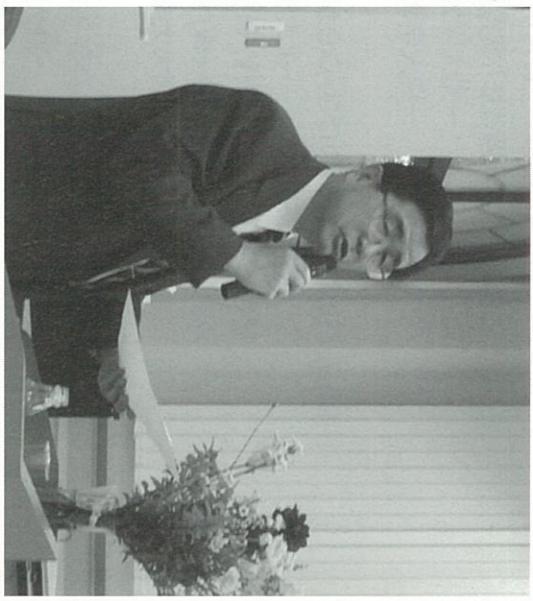
そこで、独学で女性の性について、まつとうな勉強をしました。それまでの享楽的で、男性本位の性ではなく、小沢一郎・民主党代表の言葉ではあります、「僕は変わろうと思った」のです。妻にも「僕も女性の性を学ぶから、君も男性の性を学んで欲しい」と伝えました。性関係は人間関係を作ること。学び始めて、もっと早く学んでいれば、妻と、もっといい関係を作れたのではないかと思いました。

そんな思いから、教職員会議で「人権と生命」という授業を提案したところ、当時、勤めていたのが私立高校であったこともあり、すんなり受け入れられました。やがて、大学に籍を移し、学生に教えることになりました。一橋大では毎年、夏学期か冬学期に、「ヒューマン・セクソロジー」の講義を受け持っています。毎年、700人から800人が受講しますから、これまで延べ1万人近い学生が受講したことになります。

■「学び落とす」—— 大学での性教育

GenEPの一橋大学生を対象にした調査から、88%の学生が「これまでに性教育を受けたことがある」と回答したことが明らかにされました。確かに、学校で「性教育」と称する授業があったかもしませんが、本当に中身のある、生きる力につながる内容を教えられたのかどうか。お互いの幸せのために、自分の行動をコントロールできる教育を受けたのではないと思います。今、性教育は「セクシュアリティ・エデュケーション」

と言いますが、日本の性教育は「セックス・エデュケーション」でした。つまり、女の子に女の先生が女の性を教える。そこには男はない。今は男の子も参加していますが、そこでは男の性を学ぶことはほとんどない。セクソロジー、性科学として学んでいないのです。では、性に関しては「学校で教えていないから、白紙」なのではなく、すでにマスメディアなどを通じて相当に色がついています。そこで、ゆがんで学んできた下半身のことを「学び落とす」ことがあります。今まで学んできたことの間違いを知り、改めて身に付けること。そのことを性教育、運動の中で訴えてきました。



また、性教育に関して、教師の側にも、「セックスのこと教えるのは卑猥だ」「下品だ」と思っている人は多い。授業は「奥歯にモノがはさまったような感じの授業」「読んでおけといわれた」という学生の声が圧倒的です。性に関する言葉が使えないれば、生きる力、人間関係を作っていく力にはなりません。性を言語化することを男性は卑猥な話にしてしまい、女性は性を言語化すること自体もしない。そのため、「こうして欲しい」という最低限の自己表現ができない。これはたいへんなことです。性に関する言葉を使いこなすこと、性の言語化は大切なのです。初めは躊躇するかもしれません、ペニス、ワギナを使う。そして、聞き慣れ、自分で言えるようにすること。「エッチ」「あそこ」ではなく、きちんと言え、コミュニケーションできる。妊

娠、避妊、中絶。それらは本来はお互いの幸せのためで

あり、相手の理解、コミュニケーションが必要な知的な行為です。そのためには性の言葉を言語化して伝える力が大切なです。

講義のシラバスを見てください。今日は、その中か

ら、生殖をめぐる性ではなく、特に「コミュニケーション」に焦点をあてて、お話しします。半年、一年の講義の

いずれもテキストは『セクソロジー』(十月舎刊)を使っています。授業では毎回、学生にショート・レポートを課しています。出欠の確認も兼ね、講義の残り5分程度を使って、毎回、その講義で考えたことを書いてもらっています。本来はそのショート・レポートを元にディスカッションしたいのですが、受講者が多いので、10篇程度を選び、その次の講義で、私のコメントと一緒に、クラスに紹介しています。津田塾大、東京女子大でも教えていますので、毎週1000枚を読むことになり、たいへんですが、学生からは好評で、「そういう考え方もあるのか」「そういう体験をしている人がいるのか」という反応が返ってくる。勇気づけられます。

授業の際に提出された学生のショート・レポートの中から、今日はまず、デートDVに関するもの。次に、性とコミュニケーションについての授業での感想を紹介します。

この性とコミュニケーションについての授業では、快樂の性という問題を扱っています。日本の性教育では、生殖のみを取り上げ、快樂の性は扱ってきませんでした。リプロダクションだけ価値のあるものとし、生殖が性行為だとしてきました。その一方、快樂の性という問題については触れず、日本では快樂の性を通り越して、享楽の性に行ってしまう。快樂という部分は猥褻の世界に押し込められたまま、まっとうに考える力をそがれているのです。けれども、今、大学生の7-8割は性体験を持っており、快樂を正面からぶつけることが大切だと考えています。高等動物の中で、人間はなぜ性に近づくのか。また、人間にとってセックスとは何か。それを中心にすえ、2コマの講義で考えさせています。お互いに充実を味わう、快樂に近づくのは、は難しいものです。お互いが快樂に近づくというのは、人間的で、知的な行為であることを講義します。

性の快樂は快樂を肯定的にとらえて初めて可能になること。「下半身の卑猥」な問題ではないこと。また、ジェンダーとからめながら、女性は性的快樂を求める気持ちを表現できないという問題。それらを語りながら、ある意味で、快樂、コミュニケーションの問題は、パートナーと人生の幸福を分かれ合う大きなわかれ道か

もしないという話をします。

そして、最後に結婚と共生を行った授業、学生の反応を紹介します。これらのショート・レポートはいすれも6月に発刊予定の本『恋人と作る明日』から抜粋したものです。

■男子学生のレイプ観

まず、授業では食欲、性欲の違いについて考えます。食欲は飢えを満たす対象はモノです。空腹になれば食べるというように、食欲は自分の意思決定のみで完結するものです。食文化や味、バランスという文化的要素もありますが、根本は命を作る、飢えを満たす欲望です。これに対し、性欲は、種族保存の本能であり、今まで人間に備わったものと書かれています。しかし、これは疑問だと思っています。子どもを持たない人、もてない人もいる。セクシュアルマイノリティ、不妊の人もいる。種族維持かどうかは、その人の生き方であって、選択するものとなっている。性的欲求というのは子どもが欲しいというより、快感を得たい。それがあるのです。人間の性的欲求は相手が必要なものであります。相手は人間です。自分と同じく価値、意識を有する存在です。性的欲求はそのスタートから、相手の人生すべてにかかわるものです。そのスタートから、文化的、社会的関係、人間関係を前提とするものです。性欲は食欲のように、食べたいから食べるというものではありません。そういう振る舞いは犯罪です。

ところが、学生、とりわけ男子学生が学んできたのは、男の性欲のために女を利用するということです。メディアによる性の情報は男性の性欲に影響を与えていました。今、青少年の性行動、意識に一番、影響を持っているのはメディアです。偏見に満ちたものを「学び落とす」ことが必要なのです。彼らが学んできたことはいかに男性中心的で身勝手なものか。性欲と食欲の違いを伝え、相手の合意ではない性行動は犯罪、虐待であると話します。そのことを本来は思春期、中学生のころから、強調すべきです。自分がしたいからしたことは犯罪ですよ、と。

そういった観点から、大学の講義でレイプを扱うと、学生から「レイプは女性の人権を根底から傷つける犯罪だということを初めて知った」「レイプもセックスのバリエーションのひとつと思っていた」という感想が出てきます。これはアダルト・ビデオのパターンが刷り込まれているからです。そうした刷り込みがあって、酒が入る、群れる、一人ではないけれど、仲間に言わると断れず、集団レイプが行われる。国士館大サポートナー部、京都大アメフト部の事件に見られるように、

男のおろかな同盟が犯罪をひきおこす。群れる中で、個人の意思が登場しない世界に追い込まれていく。

ビデオショップに行くとわかりますが、人妻、ロリコン、レイプものというジャンルがあり、「バリエーシヨン」という言葉はそれを反映したものです。実際のレイプの現場を映したビデオすらあるのです。

これに対して、私は「レイプは殺人に匹敵する犯罪」であること、人権を切り裂く行為だということを授業で伝えています。引きちぎられた衣類、血、殴られた衝撃での嘔吐。殺人現場と変わらないレイプの実態に「えっ」という声があがります。レイプは決してエロティックな行為ではない。レイプは女性の人格・人権を根こそぎ傷つける暴力犯罪であり、性行為ではないのだと講義をしています。

津田塾大では1年間のコースなので、このテーマの講義では映画「告発の行方」を見ます。映画で描かれるレイプの被害者のありようも変化しており、かつての自殺や不遇な人生から、「リップスティック」では被害者が加害者の教師に個人的復讐を遂げる。「告発の行方」では「自分ががまんすればいい」ではなく、法で裁く、社会的に制裁していく。その流れを取り上げながら、授業をします。その授業でのショート・レポートには自分が最近までいました。私は彼女が疲れていて拒否しているにもかかわらず性行為を強要したことが何度もあります。その時、暴力はふるいませんでしたが彼女の腕を強くつかむことがあった気がします。彼女にとってこの行為はDVだったのだろうと今思います

■データDV——学生のショート・レポートから①

それでは具体的に、ショート・レポートを紹介していきましょう。DVについては、夫婦間だけでなく、結婚しない関係においても、起きていることがわかっています。性被害者の支援団体を組織している山口のり子さんが数年前から、日本で中高生、大学生で、データDV、データレイプがあることを報告しており、講義でも取り上げています。「講義を聞くまでデータDVだと思わなかった」という感想を寄せてくる学生もたくさんいます。以下は女子学生からの感想です。

「データDVの話を聞いていて、2年前のことを思い出しました。彼はケータイを3分に1回くらいかけてきて、いちいち私のすることに干渉してきました。大学に入学したばかりの時だったので、"サークルに入るな、バイトするな、男としゃべるな"などと言ってきました。最初は"私のことを思ってくれているんだ"と思つていましたが、だんだんエスカレートしてこわくなりました。耐えられなくなつて別れ話を切り出すときらに私につきまとつようになりました。直接的暴力は

ありませんでしたが、あれは精神的暴力だったのだと思いました」

共通の知人に悪口を言う、友人にいやがらせをする、「殺してやる」と血染めの包丁の写真を送付されたという体験を書いてきた女子学生もいます。一方、男子学生からは「DVとは何なのか、しっかり認識できたので自分がしないように、また相手にもさせないように恋人関係を送つて生きたいと思う」というショート・レポート以外に、自分がしてきたことを振り返るショート・レポートもあります。

「先生の話を聞いて自分もDVの加害者であったことに気づきました。私は二年半近く交際してきた彼女が最近までいました。私は彼女が疲れていて拒否しているにもかかわらず性行為を強要したことが何度もありました。自分の行為がDVなのかどうか。この学生を含め、勉強しなかったら絶対、考えなかつたことです。やっぱり勉強すれば意識は変わるし、それは男子学生の方により明確に現れる。ゆがんで学んでいたことを学び落とすことで、男性は変わります。

また、授業で用いた「恋愛と支配」という言葉を受けてこんな風に書いてきた男子学生もいます。

「恋愛と支配は表裏一体なように思えます。私は絶対に相手には浮気をしてほしくないし、だからこそ日々の相手の行動も気になります。これが異常だとは思えないのですが、それとも客観的に見ればこれこそ潜在的にDVの氣がある人間ならではの考え方なのでしょうか」

また、男子学生からは、以下ののようなショート・レポートもありました。

「今日のDVの話を聞いて、友人(男性)のことを思い出しました。彼は高一のころから6年間同じ女の子と一緒に住んでいましたが、彼はその女性のせいだ同窓会や飲み会など他の女性のいる場所にはなかなかいけない状態なのです。聞くと高校の頃から他の女の子に勉

強を教えたり楽しく話したりするだけで修羅場になることが幾度となくあったようです。そのくせ干渉している本人は大学に入つて他の男と浮気をしていました。まったく意味が分かりません。今思うとこれもDVの一種なのではと感じます。DVは男→女だけではないのだと思いました」

女性の側の振る舞いに身動きできなくなる。こういう男子学生のケースも増えています。また、この授業を通じて、自分の生き立ちを振り返って考える男子学生もいます。父親が母親に暴力を振るい、両親が離婚した家庭で育った男子学生は「幼いころのDVの記憶のせいか私は人の顔色をうかがって行動するくせがついています。力で相手の行動をねじ伏せようとするDVは決して許すことはできません」と書いています。

こんな風に傷ついているのです。傷つきながらも、絶対、自分はしないと思いながら、それでも、結婚する

と妻や子どもに手を挙げてしまうことがおきます。学習として刷り込まれ、どこかで暴力を許容してしまう。これを暴力に対する親和性と呼んでいますが、本当に、学び落とすというところまでいかないとそこからは抜け出しにくいという問題もあります。次は女子学生のものです。

「DVについてのいろいろな人の経験を知つて驚きました。私が今付き合っている人は去年この授業を受けたことがある人のためか、本当に私の気持ちを尊重してくれます。男性には是非とも先生の話を聞いてもらいたいです」

このように、学ぶことは意味のあることなんです。データDVについて、学び始めて気付く。「学習するまでは彼がしつこく言つてくるのは愛しているからだと思つていた」と書いてくるのです。友人に相談しても、「愛されているからよ。がまんすれば」と言われる。これは夫婦間のDVで言られてきたことです。性と暴力との関係をそういう風に考えてしまう。性行為を男が支配する関係だと思つてしまう。こういう学ばない男たちの伝統的な男性優位主義が深くしみこんでいる。性行為は対等な関係の快感の分かち合いではなく、支配と従属の関係に入っていく。

愛があるから、セックスする。よく言わることです。言葉としてはいいけれど、ここで言う愛というのは何なのか。「納得」「同意」「安心」「安全」「快適」が自分の気持ちの中にしっかりとあること。学生にはあってそれを確かなか愛だと言っています。少なくともそれ

をキーワードにしながら、それがないなら、あえてしないようにしようと言っています。これが性とコミュニケーションの問題としてつながっていきます。

■生理的快感、心理的快感——学生のショート・レポートから②

快感、快楽をどう認めるか。それが重要な議論になります。生殖は生産、快楽は無駄なもの、消費という考え方を覆したいと思っています。相手に快を与えたといふ自己肯定、快を感じ取ったという自己愛着。それを通じて生きることの楽しさを分かち合う。その行為は価値のあるものです。快楽が新しい価値を生むためには相互性をもっているかどうか、なんです。多くは一方的な快楽で、これは犯罪、虐待、支配です。そうではなくて、快楽が生きる喜びになつていくためには方が要る。それは相手に意思を伝え、相手を理解し、受け止め、一致点を見つけていくという、優れて知的なものです。生殖の性については子育てと一貫しながら考えることが重要だという点を強調しながら取り上げる一方、快の問題もそれに負けず劣らず、重要な問題だと話しています。

二つ目に、授業の中では、生理的快感、心理的快感の二つを分析します。性的快感からイメージされるのは生理的快感、オーガズムです。男性中心の性情報の中で強調されてきたことです。けれども、人間が性に求めるのは、オーガズムだけでなく、触れ合つていて、癒されたい、一体感というものがある。

もし、オーガズムだけを求めるなら、相手はいります。まさに、マスターべーションでいい。私はセルフ・プレジャーという言葉を使っていますが、シングルラブあるいはシングルセックスとも言います。今、多くの国で結婚しない人が出ています。生涯独身という人にとって、性行為は相手との関係だけでなく、自分で快感を得ることでもあります。しっかりと自分を愛撫し、快感を得ることを通じ、生きがい、愛を感じる人生もあります。結婚は価値のあるものだと思ってますが、結婚しなくてはならないということではない。性の快感は自分で味わうこともできるのです。

けれども、相手のある性的行為は相手なしでは感じられない人間だけが持つ心的、生理的、深い愉悦がある。性の深まりがある。動物と違つて、特定の発情期を失つて、相手の同意があれば性行為を行い、密着面を広げ、より深いタッチング、時間をかけて行う。そこには、オーガズムではなく、むしろ精神的な願い、一体感、安心感を得たいという思いが根っこにあります。

ところが、一般的に、セックスは男性の射精が語られ

てきた。もちろん女性もオーガズムを得たいという人もいるが、むしろ、触れ合う、抱きしめあっているだけでいいという人もいる。「男はいつもインサートしなくてはならないと考えていることがうっとおしい」という女性が実際にいる。お互い思っていることを伝えることが大切になっていくわけです。その点を心理的快感、生理的快感にあえて分けて説明していきます。

以下はこの授業を聞いた男子学生からのものです。

「男性は生理的快感を追い求め、逆に女性は心理的快感を求める。このことに関しては納得できる点が多かった。僕も女の子とデートした時、その日に女の子とどこまですればいいのか悩んだことがよくあります。別にSEXをしたいとは思わないけどそうすると女の子がガッカリするんじゃないかとか、失望するのではないか。なんか余計な心配をこれまでしきっていたよう気がします」

これは男子学生に多い感想です。別にセックスしたいと思つていなくとも、「マンションまで送つていて、さよならでは女性に悪いのではないか」「半年もつきあっているのに、セックスしなきや女性に失礼じやないか」と追い込まれている学生がいる。こうした感想を授業で紹介すると、女子学生からは「えっ！？」「そんなこと、思つてたの」という声があがります。書いて、読んで、初めてわかることです。わかっていていけば男性も自分の気持ちが言えるようになってくるのです。次は女子学生からの感想です。

「“セックスをしてもキスはない”ということをすごくあてはまっていてこわかった。最近キスしていくないなあと丁度思つていて、“セックスよりもキスのほうが親密なのかもしれない”と切に思う」

■コミュニケーションと性——学生のショート・レポートから③

こうした総論的な感想文以外に、以下のような少し踏み込んだものもあります。女子学生のものです。

「最近、“私ってもしかして彼氏の性欲処理班！？”と思うことが多々あります。私はやっぱり肉体的快感よりも、慣れてくると省略され、セックスはするけれどキスはしなくなる。学生には、相手の気持ちは性行為より、相手の目が近づくキスの方がわかりやすいと伝えています。セックスしているから二人が親密だとは言えないよ。セックスしているから愛されていると思うのは間違いかもしれないよ。そんな風に二人の関係を重層的、多面的に語ると、こういう感想が返されてきます。

また、女子学生からはこういう声も出でています。

「心からパートナーと思える人、心理的一体感を得られる人をみつけようと思いました」

「アイデンティティがしっかりしていない、精神的に子どもの段階での性行為は自己崩壊になりやすいという考え方には強い衝撃を感じました。私が今まで持つていなかった考え方でした。このような精神的に未熟な段階で性行為をすることが、従属とか支配とかDVにつながるときいてなるほどなあと思いました。また、性行為をした方がなんとなく離れていく気がします。今のはいろいろあり、今日の話はこの感覚について考えるにとても参考になりました」

次は男子学生のものです。

「今回の授業で快樂に対する考え方方が大きく変わった。今まで自分がいかに男性寄りのゆがんだ情報の中で育ってきたか、またいかに世の中にそうした情報が氾濫しているか思い知った」

「相互の関係性の中でのコミュニケーションであるという考えを前提にしなければ一方的な押し付けになってしまうと思った」

それ以外にも「我々は生の主体者なのだから、快樂の性についてもフランクに教育されてもいいのではないか」「快樂の性について、生きる意欲を生むっていうことがすごい印象的だった」という声が出てきます。

為をしても先生がおっしゃっていた一体感や安らぎのようなものは感じられません。自分がいい加減だからもちろん、相手もいい加減で、もしかしたら私はいいように扱わっているのかなんても思いました。この授業でいろいろな知識や考え方方が身につきました。これからは授業中に感じた気持ちを大切に、良いと思えるセックスだけをしていきたいと思いました」

つきあっている彼との関係から女子学生はこう書いています。

「一人でも得られる生理的な快感なぜ他者と共に必要はないし二人でしたいって思つたらしよう」思いを打ち明けることができたこと。「いつも私の体や心を気づかってくれる彼に会えたことは本当に幸せです。大切にされると本当に大きくなります。人に心があることは本当に素敵だと思います」と書いています。一方、男子学生のものです。

手を出さないことに対して私がどう思っているのか、セックスのためにホテルに誘うことが出来ないことをなど彼が悩みを真剣に話してくれ、また、自分も「急ぐ必要はないし二人でしたいって思つたらしよう」思いを打ち明けることができたこと。「いつも私の体や心を気づかってくれる彼に会えたことは本当に幸せです。大切にされると本当に大きくなります。人に心があることは本当に素敵だと思います」と書いています。

「中学生の頃からポルノ雑誌やAVでSEXシーンを何べんも見、SEXとは必ず挿入を伴うものだという考えが自分の中にすみついていた。でもSEXとは肌と肌とのふれあいという今日の話には共感した。現代の若者の性感觉は“合コン持ち帰り”などの例のように、ある意味ぶっ飛んでいる気がする。だがお互いのことを長い時間かけて信頼している二人のSEXが正常な感觉なのだと感じた。自分は前者のような価値観ではなく後者のほうでありたいと願っている」

「今まで僕は女性のことを深く考えず、自分の気持ちよさだけを求めていたような気がする。今日の講義をきいて何のためにSEXするのかということを深く考えさせられた。これからは女性の気持ちを尊重し、互いがいやされるSEXにしたい」

触れ合う感覺について話をすると、同性愛者、高齢者の性についても、わかりやすく、「こういうのがあって

もいい」と考えるようになるのがわかつていただけます。男性の傲慢さについても考えをめぐらせるようになります。「セックスも別にしなくても済むのかなあと思っていたが初めて経験したとき、その快感にとても驚いた。生理的快感だけでなく相手がいることによって心理的な快感が得られたからだと思う。

セックスはメイクランジやいけない」と書いてきた男子学生もいます。

また、「男性が快楽の性を求めるあまり女性が傷ついているのを何度も見てきました」とする男子学生は、「正直、僕は男性の性への執着は好きにはなれません。僕も心理的快感派です。そばにいてくれて軽くいちやつくだけで十分です。それだけですごく幸せな気分になれます」としています。このレポートで学生は「僕も射精不全のようです」と書いています。射精不全は挿入はできるが射精までいかないというもので、今、学生だけではなく、男性の性相談の第一位を占める男性の性の問題となっています。

■結婚と共生の問題

講義の最後に、結婚と共生の問題を扱います。かつての結婚するという時代から、結婚する、しないを選ぶ時代に入ってきた。選ぶとはどういうことなのか。お金、子どもという理由は薄らいできた。法的な意味も小さくなっている。そうなってくると結婚生活は何をもって継続、発展していくのか。それを問いかけています。

私は、情緒的つながりと性的紛だと思っています。悲しみ、苦しみをわかってくれているという精神的連帯感。共に生きている実感、お互いが価値ある存在であると思える関係。それを続けて行くのは力が要る。結婚すれば幸せになるというのではなく、環境を作り続ける努力が必要です。それをタフ・アンド・フレキシブルと言っています。ちょっとしたことでめげない、環境を作り続ける粘り強いタフ・ラブであり、相手の関係の中で、自分の生き方を変えていくことができるフレキシブルさです。

その中で、あえて結婚型人間と恋愛型人間に分けで話をします。結婚型人間は人生を共にする、自分の欠点を矯めながら環境を創り続ける力がいる。それがいやで、自分の生き方を大切にしたいという人は結婚してはいけない。そういう恋愛型、結婚しない生き方もあります。結婚をしなくてはセックスもないということでもありません。結婚には対等、平等の関係を作り続ける力が必要で、性を卑しいと考えてはいけないということを伝えています。結婚は性という関係を介在

して作る人間関係であり、それをポジティブに考えられないうちは、結婚はまだ早いと言います。

自分の結婚生活、失敗談、経験を紹介しながら、結婚には相手に自分の思いを伝え、相手をしっかりと受け止め、互いの一一致点を見つけていくコミュニケーション、人間的力が必要なのだという話をします。そして、学生のうちからその力を蓄えて、一回しかない人生を生きて欲しい。お互いの体、心、命を大切にして生きて欲しいと伝えて、授業を終わります。そうすると毎年ではあります、拍手が起きます。初めて大学での講義を終えた時、学生からの拍手に驚いたものです。

男女共同の社会や生活、人生をどう作っていくか。その中で、性の問題は今まで一番扱わっていないテーマではないか。労働、家庭の問題の根っこにはやはり性の問題があると思います。家事分担の問題にしても、女性が不満に思うのは50%、50%の家事分担にならないことではなく、「ありがとう」の言葉もなく、当たり前だとされること。セックスも同じです。コミュニケーションもない、しない扱い方に腹が立つという女性がいっぱいいます。

先日、行われた一橋大の新入生オリエンテーションでも、男女が一緒に生きていくことは日本の社会では難しいことを少子化とからめながら話をしました。そこで、育児手当も大切だが、まず、男性を早く家に帰すことだと話しました。諸外国の夫婦の生活に関する調査はいろいろありますが、その中で、「夕食の献立と一緒に考える」という夫婦は日本で5%。欧米では30~40%に上ります。一緒に献立を考えることは一緒に夕食を食べること。日本の夫婦は圧倒的に一緒に夕食を食べています。

授業の様子について、まだお伝えしたいことはあります、性とコミュニケーションというところに焦点を当てて、今日はお話をしました。ありがとうございました。

■フロアから

一般参加者：日本ではセックスの回数が少ないとのことだが、データはあるのか。

村瀬：イギリスのコンドーム会社が40ヶ国を対象にした調査を行っており、日本は2004年から参加している。それによると、2004年のデータでは、未婚既婚かかわらず、フランスは1年140回程度。全体での平均は1年120回だが日本は46回。日本は2004年、2005年ともに最下位となっている。エラの調査でも夫婦のセックスレスが多いのがわかっている。これに対して、買春が多いのも指摘できるところだ。日本では対等で、楽しみ合うという性がない。子どもを産むと夫婦がセックスをやめてしまい、生涯、体を慈しみ安い、快感を分かち合うという考えがない。心の奥深いところで、古いセックス観は揺れ動いていないと感じている。

社・木本：学生調査の結果に対し、「近年、やわらかい

感覺の男性が増えている」とのコメントをいただいたが、くわしくうかがいたい。

村瀬：この十数年、男女共同参画社会基本法の施行をはじめとする国内法の変化、家庭科の共修などの枠組の変化があった。セクソロジーも、より内面に踏み込むようになった。その社会的な変化も影響していると思う。

一橋大学で授業を始めたころ、学生から「言うことが偏っている」「男性を攻撃している」「セックスはそんなもんじゃない」という感情的な反発があった。フロイトの学説を引いて「男性の実態をついていない」という論争を挑ませたこともあり、一橋大での授業はずいぶん、構えたものだ。だが、今は私の発言に「そう思う」と反応してくれる。その反応のスピードが速くなったり、今では、射精不全、女性との関係などの悩みを持つ学生が夜、電話をかけてくることもある。これは最初のころはなかったことだ。

人間環境キーステーションとまちづくり授業・田中恵理子：今、性教育への風当たりは強い。今後、どう進めていくのか。

いる。日本はそんな世界ではまれな国だ。社会的な關係と深くかかわっている問題で、個人の力だけでは変わられないけれど、是非、できるところから、自分の意見を言うことから、関係を作つていって欲しいと思つ

中国はエイズ予防、一人っ子政策とからめながらだが、北京、上海で始めている。韓国では女性首相が誕生し、学校教育でも対等であると教えてる。アメリカでは、ブッシュ政権が二期目に入り、純潔教育を強めているが、ヨーロッパでは性の多様性を認めており、国家権力が性に介入しない、性の多様性を認める方向に動いている。

その中には、日本特に東京は特殊な状況にあると考えている。だからといって、男性中心の性のありようがいつまでも続くとは思えない。

司会藤田：これに関して、性に関する学びを提供している方の意見は？

千葉大・関口久：2003年から、大学の非常勤講師として性教育を担当している。東京に来て、性教育へのバッシングに驚いている。だが、性教育に携わる教育関係者には「明けない夜はない」と言っている。私たちの足元を照らすのは子どもの置かれた状況、現実だ。性感染症の問題、高止まりで推移する中絶の問題もある。高校のPTA調査でも「危ないことは危ないと教えて欲しい」という要求が出ている。また、世界の潮流も、今後の行く末を照らしている。

私は性教育とは心が温くなるものだと考えている。学生から「授業の後の食事がおいしい」という声が寄せられる。「彼女と一緒に来ている」「彼と一緒に来ている」「弟を連れてきたい」という学生もいる。それがスタートになる。いろんな大学でセクシュアリティに関する授業が広がっていいってほしい。

村瀬：そのためには、日本での取組みが包括的教養として、もっと進化していかなくてはならない。国際家族計画連盟(I P P F)発行の用語集「セクシュアル／リプロダクティブヘルス用語集」は性教育、つまりセックス・エデュケーションをこう説明している。「妊娠・出産の過程や思春期、性行動などに関する基礎的教育。避妊、性感染症の予防および親となることについての情報なども含まれることがある」。

一方、セクシュアリティ・エデュケーションについて、「セクシュアリティとその表現に関するあらゆる事柄についての教育。セクシュアリティ教育は性教育と同じ内容を扱うが、加えて、人間関係、セクシユアリティに対する態度、性的役割、ジェンダーの関係、性的行動を取ることに対する社会的圧力などの問題も扱う。セクシュアル／リプロダクティブヘルスサービスに関する情報も提供する。対人関係の作り方や意思決

定に関する技能の習得を含めることもある」と説明している。

日本で今、行われているのはセックス・エデュケーションだけだ。性教育の中身だけでなく、教える人の養成課程も考えていくべきだ。進んでいくといわれるスウェーデンでも、セクシュアリティ・エデュケーションを担う男性教師をどう育てるかが課題になっており、それほどに教員養成は困難だ。

この課題に対し、今後、ジェンダーの切り口から入っていく方法もあると思う。その際、男性がどうかかわされるのか。その点がわかれ道になるだろう。

司会藤田：学部時代、村瀬先生の授業を受けての感想やその他、質問があれば。

院生：学部時代、村瀬先生の授業を受講した感想をお伝えしたい。記憶に残る授業で、今でも友人と話題になる。みんなで一緒に話を聞けたこと。この体験を共有できたこと。貴重な体験であり、心強いものになっている。

一般参加者：成熟してから結婚を、という考えは納得するが、「自分は未成熟だから」と子どもを持つ、結婚することに躊躇する人もいる。授業で積極的に結婚する、子どもを持つという生き方も啓発してもらいたい。

院生：私は交際相手がすることに嫉妬を感じないので、相手を束縛するということが考えられない。「DVの加害者かもしれない」という男子学生の声が紹介されたが、どう考えればいいのか。

村瀬：積極的に結婚、子どもをもてとは授業では言わないが、面白いことに、授業を受けた後、学生の結婚、子どもへの考え方が変わる。「結婚なんかしたくない」といっていた学生、とりわけ女子学生が「結婚してもいいかなと思う」「産んでみたいと思った」という感想を寄せてくる。

嫉妬、束縛についての質問だが、二つ考えてもらいたい。まず、夫が他の女性と性的関係をもっても平然としているられるか。もうひとつは、相手に対する束縛かどうかの判断は、自分ではなく、相手がどう思ったかを考えることで、変わってくる。自分のしていることがDVなのではないか。そう思ったなら、相手に聞いてみる。聞かないで、勝手にDVやセクハラだと決めないことだ。

第5回・企業で活躍中のOG/OBが語る IBMのダイバーシティと女性の 能力活用

日本IBM株式会社執行役員
ゼネラル・ビジネス事業担当
鷺谷万里

本日は、IBMが推進するダイバーシティと女性の能力活用についてお話ししたいと思います。

IBMをパソコンを作っている会社と思われている方もありますが、実はパソコン事業はレノボ社に移管しています。では主力ビジネスは何か。約十年前にeビジネスを提唱し、現在はオンライン・ディマンドやイノベーションがテーマです。企業変革がビジネスの課題となっている今、変革を模索する企業に対し、ITを中心とするビジネス・コンサルティング、ビジネス・ソリューション、サービス提供を中心にビジネスを開拓しています。

IBMのビジネスは絶えず、お客様のニーズに即応して変化してきました。当然、その変化に応じて、IBMの社員に求められるスキルや従業員構成も変化せざるを得ません。その変化にあわせ、データベースにネットワークの男性がすらりと並ぶ世界から、女性をはじめ様々な人たちが様々な働き方をする世界への転換が起きたのです。

IBMはアメリカに本部を持ち、従業員33万人、170か国でビジネスを開拓しています。つまり170か国の多様なお客様をIBMの社員が支える、まさにダイバーシティそのものが求められる企業です。その中にあって、国として、日本の売り上げはアメリカに次いで第2位、2万5900人の社員を抱えています。たとえば、私のいるゼネラル・ビジネス事業は中堅企業のお客様へのビジネス・ソリューションやITソリューションの提供をしています。そこで私は執行役員として約400人の部下を抱えているわけですが、その部下の中には私より先輩の方、男性の方も沢山います。このように、IBMは年齢や性別に関係なく、リーダーシップ、スキルを見て人を登用しています。

では、なぜIBMではこれが可能だったのか。日本では一般的には優秀な女性であっても大企業に残るのは難しい。加えて、女性の管理職は係長で9.6%（2002年）、部長で24%（同）という現状です。そこで、他企業のトップの方がIBMの女性活用を例に引きながら、「わが社での女性活用の方向性を考えたい」として、こんな感想や疑問をいただきます。



■ IBMの女性活用の歴史
女性活用に関するこうした疑問や声。それはIBMにも無縁なことではありませんでした。ではIBMはどうにして、これらの課題を乗り越えてきたのでしょうか。

IBMでは10年前からダイバーシティに取り組んできました。なぜか。まず、グローバル化の中で、顧客だけでなく働く人も多様化している。次にユビキタス社会となり、国を越えてモバイルに活躍する人が出てきた。さらに高齢社会にあって、女性も働きながら、なれど、社員が働きやすく、生きがいを感じる企業でなければ、社員は残らない。若手も含め、そういうニーズにあつた社内のカルチャーが必要になったということです。

そこで女性活用はどのように展開してきたか。歴史をふり返ってみたいと思います。まず、IBMの本部であるアメリカで、女性の副社長が誕生したのが1942年。1972年には社外に向けて「女性能力活用宣言」を出

した。しかし、本当に変わったのは1990年からです。巨大企業の弊害によってまさにつぶれるかもしれないという危機が訪れたのです。その時、ナビスコやAMEXなどのCEO経験者でマッキンゼーのパートナーであったルー・ガースナーがトップとなり、様々な社内改革を打ち出しています。その中で、ビジネス・プライオリティーとして、ダイバーシティ、ワーク・ライフ・バランスが登場してきます。これらは福利厚生や部分的なものとして行うのではなく、全世界のIBMすべてを挙げての経営上の継続的な施策だという位置づけを行った。そして女性にも能力があれば、チャンスを与えていいポジションをつけようと。

アジアン、ヒスパニック、女性などダイバーシティに関する8つの分野の委員会が立ち上がり、そのリーダーに幹部が任命されます。幹部はその進捗状況をガースナーに報告することが求められたので、幹部も必死です。リズ・スマスという女性幹部を中心にくつかの女性に関する施策が出てきます。

■動き出した日本IBM

この動きは日本IBMにも波及しました。グローバルな観点から、女性活用を見た時、1998年段階での日本IBMの女性社員比率は実に各国IBM中、最下位。当時の社長であった北城も、「女性がもっとIBMで活躍できるようにするにはどうすれば良いのか」と動き出します。そこで立ち上がったのがジャパン・ウイメンズ・カウンシル(JWC)です。社内から稀少であった役員、管理職、あるいは課長になるかどうかのレベルの女性たちが集められ、「女性活用の施策を考え、まとめてよ」ということでした。

そのメンバーとして私も参加しましたが、初会合時に集められた女性たちは「男性も女性もなく、職場で均等にやってきたのに、なぜこんな会議が必要なのか」「忙しいから、さっさと報告書をまとめてしまおう」という思いで会議に臨んだというのが正直なところです。しかし、最初の会議で「なぜ女性がやめるのか」「なぜ部長が少ないのか」とディスカッションをするうちに、これは女性にとって、すごいチャンスではないかと思いつめた。今、何が課題なのかをもう一度、確認しようと、と。

その作業から様々な課題が浮かび上がってきました。たとえば、入社5年以内に女性が男性の倍の割合でやめてしまうこと。課長以上の女性が少なく、また、「女性には管理職は向かない」という暗黙知があること。それに対して、JWCは女性比率を上げるために、採用時の女性の比率を引き上げる数値目標を提案します。

次に退職の原因を取り除くこと。最後に女性の管理職比率を上げるには、能力があるのに昇格できない原因を突き止めることができました。

IBMは確かに、きわめて早い時期に副社長に女性を登用するなど、女性活用をしてきたわけですが、現実には女性活用が現場では浸透してはいなかつた。「さっさと報告書をまとめよう」と言っていた女性たちでしたが、さらに問題克服の方法を考えようと、1.定着率 2.ワーク・ライフ・バランス 3.メンタリングヒロールモデルという三つの分科会まで立ち上げることになりました。同じメンバーで3年間のプロジェクトとして活動することを決めました。

■ウェイメンズ・カウンシル中長期計画の戦略

まず、女性を管理職に登用するにしても、突然行えれば波風が立つ上、当の女性の覚悟もできていない。このやり方で破綻すれば、もう二度と女性が活躍できる社にはならないのではないか。それならば、リーダーシップとは何かなど管理職に必要な準備であるところの

レディネスを醸成する期間を設け、「なるべくしてなった」という流れを作ることだ。時間をかけて上司に女性活用をプロモートし、その女性と一緒に育成計画を立てる。これを継続することで、女性が自然にチャレンジしていくようになる。そういう戦略でした。

私自身はワーク・ライフ・バランス部会に手を挙げました。入社3年目に、私は子どもを持ち、午前零時を回る仕事、子どもの病気もあれば、授乳もままならない中で、第一線で仕事を続ける困難を経験していました。今、子どもは高校生になっていますが、当時、営業部門で第一号である働く母親として失敗できないと思い、多くの無理をせずにプロとして働き続けられる環境作りに寄与したかったのです。

そこで提案したのが新しい働き方としてのe-WORK制度です。ITを使ってオフィスに来なくても働ける仕組みです。営業であれば、営業先からいったん箱崎のオフィスに戻って報告書を作らなくてはならなかつた。けれども、それはパソコンを使えば家でもできる仕事であり、労力や時間のロスです。日本IBMでは1999年から2000年にかけて、この取り組みを行い、現在ではお客様を担当する職種の社員は殆んどの場合、オフィスに一社員一デスクとはなっていません。必要な資料はポータルでパソコンから手に入る。必要であればオフィスにやってきて空いている席でパソコンをつなぎ、仕事をしています。もちろん、全員が顔をそろえることも重要ですから、必要に応じてオフィスでミ

一ティングも行っています。

当初、これに対しても、「見えないところにいると仕事を本当にしているのかどうかが、わからず、公平な評価を社員につけられなくなるのでは？」と言う人もいましたが、そこを乗り越えるかどうかで、この制度の浸透が決まります。つまり、社員の満足度を上げる、社員を信用するという社の姿勢から始まる。そうすると、社員も信用してくれているのであれば頑張ろうと感じるようになります。企业文化は変わってくるのです。

それ以外にも、育児や介護に関する情報を集めたワーク・ライフ・サポート・サイトを立ち上げたり、仕事と育児を両立させるノウハウを教えるセミナーを何度も開催たりしました。

また、JWCではモティベーションを高めるための講演会、会議なども行っています。日本IBMには約3000人の女性があり、1998年、1999年には1300人ずつの女性を集め、第一回、第二回「JWCフォーラム」を開催。また女性の技術者の交流を目指し、1998年に第一回「ウイメン・イン・テクノロジー」も開催し、600人が参加しました。

■女性活用の今

その結果、どんな変化があったか。99年から03年にかけての女性の定着率は男性のそれを上回っています。女性の比率も98年から4%向上。女性エグゼクティブは98年時点でも1人でしたが、現在9人。しかも、開発製品、営業など主要部門の役員です。この点は就職活動をされる上で「企業選び」のポイントかと思います。女性の管理職がいる、女性活用をしているという企業は多いですが、その女性がビジネスの最前線に配置されているのかを見ていきたいと思います。

日本IBMのJWCは当時、唯一の女性役員だった内永ゆか子が第一期委員長として先頭に立ち、そして第二期、第三期を渡辺善子、第四期を私が担当し、現在、第五期に入っています。そこでは新たに若年層の問題を取り上げています。さらに外部とのネットワークの構築も目指しています。日本企業は国際化の中で、女性活用の戦略化を図ろうとしていますが、まだ進んでいません。そこで私たちの経験を分かち合い、女性が管理職としてこれから活躍できるよう協力していきたい。その観点から、企業50社とのネットワーク「ジャパン・ウイメンズ・イノヴェイティブ・ネットワーク」(J-WIN)を立ち上げました。これらの企業で管理職候補にさしかかった女性たちとともに、ダイバーシティに関する議論をし、活動を進めています。昨年は、ニューヨークにあるIBM本部の視察に出かけ、米国

の女性シニア・エグゼクティブと交流しました。

■キャリアを重ねるということ

最後に、キャリアを重ねるという点から、就職、仕事をついて少し触れたいと思います。私は学生の頃多国籍企業で世界を飛び回るキャリア女性になりたいとう夢を持って、IBMに就職しました。ただ、どの企業に入ろうと地道な筋力トレーニングの時代は必ずあることを知ってほしいと思います。入社当初、思い描いていたのと異なり、辛く、厳しいことばかりで、迷って5年目にやめてしまう人も多い。けれども、少なくとも30歳まではそこでふんばってみる。ちょうどその時、育児など負荷がかかります。その時、サポートする企業、一方、そこでがんばるのはやはり女性なのです。そういうサポートを与える文化を持っているかという観点で会社を選んでいただきたいと思います。

■フロアから

社会学研究科院生：IBMではメンタリングを通じ、ホールモデルを示すことに力を入れているが、鷺谷さん自身にはホールモデルはいたのか。また、社外のネットワークは今、どう生かされているのか。

鷺谷：入社2年目にIBMの本部への出張があり、その時、ロールモデルを感じる女性管理職に出会った。男性の部下にマネジメントの観点から自然に接つつ、また男性の部下にもスペシャリストとして尊敬されているその関係を見て、こういう管理職になりたいと衝撃を受けた。一方、J-WINはまだ活動の方向性を会員で模索中だが、メンバー企業のトップは自社のハイバーシティの進行度合いに関心が高くなってきており、追い風だと思う。

法医学部4年：就職をするにあたり、両立について不安がある。IBMでは育児休業が2年取れるとのことだが、取りやすいのか。また、鷺谷さん自身はどうやってきたのか。

鷺谷：私の時代にも制度はあったが、育児休業を取得する人はいなかった。PR活動を行った結果、現在は、女性は自然に取得し、男性の中にも取得を考える人が出ている。ただ、技術職は、2年休むと技術のキャッチアップができないと心配する人もいて、この場合は育児休業中も短時間就労できるような制度を入れた。私の体験を振り返ると、子育ては職場に戻つてからがたしかなだった。「育児を抱える営業第一号」と注目され、成功しなければ後輩に悪影響を及ぼすと思って必死でやった。第一号と呼ばれる事が皆さんにもやがて来るでしょう。チャンスを生かして、チャレンジしてください。

さい。

法学院3年：進学して専門知識を身につけ就職するのがいいのか、逆に企業で育ててもらながら専門知識を身につけるのがいいのか。迷っている。

鷺谷：最終的に何になりたいかを考え、戦略を立てる事だ。日本企業では若手のうちにふるいにかけられる面もある。中核に入っていないと、ビジネスの主要部門には行かせてもらえない。私は育児中に、スタッフ部門の仕事をついたこともあったが、営業を貫くこ

とにこだわった。

司会谷本：今後の夢は鷺谷：日本IBMはIBMの中で第二位の売り上げを誇っているが、IBMコーポレーションのグローバルな責任を持つポストに日本人は殆んどいない。今後、日本のお客様のニーズを主張し、日本への投資を増やすためにも、日本人として、アジア・パシフィック、さらにグローバルで活躍できるよう、チャレンジしている。

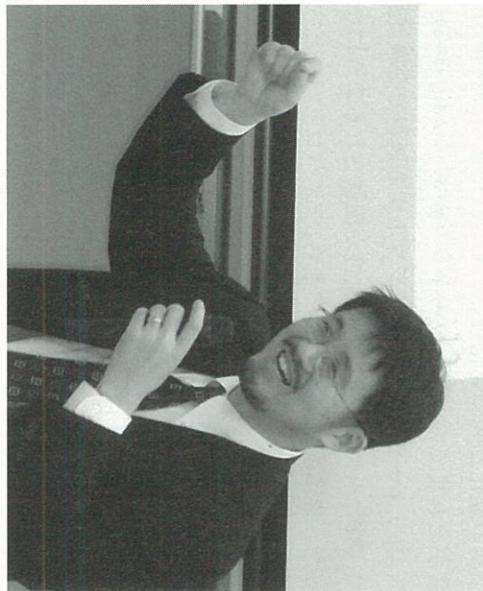
第5回・企業で活躍中のOG/OBが語る

人材多様化に向けて：会社の期待、現場の現実と企業人の心構え —日本・香港・アメリカでの事業経験を通して

伊藤忠商事
伊藤忠保険サービス副社長
浦島宣哉

■伊藤忠の人材多様化宣言

87年商学部卒の浦島です。学生時代、ゼミでは損害保険を勉強し、伊藤忠に入社した後も、保険分野でのビジネスをやってきました。学生時代をあわせると22年間、保険にかかわってきたことになります。入社後、事業の立ち上げ、海外での経営、買収にかかわってきた経験を交えながら、日本の企業、とりわけ商社という男性中心で回ってきた企業で、女性活用についてどんな取り組みが始まり、今どういう状況にあるのかについて、お話ししたいと思います。



様性でした。

香港では男女の差はほとんどなく、女性の管理職の下で男性部下が働く光景は当たり前のことでした。アメリカでは性差別はもちろん禁止され、社員に年齢も出身地も聞いてはいけない職場環境で働いてきました。この経験を通じ、多様化を肌の感覚として知ることになりました。学生時代、考えもしなかったセンター・フリーとはこういうことだと気づくようになつたのです。

こんな経験をしながらのアメリカでの赴任を終え、2003年、帰国しました。その時、社長がある危機感をもっていた。伊藤忠の社員は約4000人。総合職が3500人で、女性はたった75人です。一方、事務職の方は全員が女性です。「全世界でビジネスをやっていくのに、こうした日本中心の企業文化でいいのか」。そういう危機感でした。さらに、団塊世代が大量に退職する2007年問題が迫る。少子高齢によって労働人口も減り、技術革新によって働き方も変わろうとしている。「今まででは伊藤忠という企業価値の増大にはつながらない」。そこで、2003年、社として「性別・国籍・年齢を問わず多様な人材確保・育成・活用により魅力ある会社・企業風土を創る」ことを宣言します。同時に、同年秋、「人材多様化推進委員会」が立ち上ります。

僕の場合は青山の本社で7年間働いた後、日本で2社2年間、香港で1社5年間、アメリカで2社3年間と合計6社を異動しながら、経験を積んできました。その経験から学んだ一番のポイントは、まさにダイバーシティ、多

■女性総合職を取り巻く問題

人材多様化推進委員会のメンバーは僕を含め、役員、営業部長、女性総合職、事務職で構成する10人。そこで「女性総合職」を取り巻く問題が明らかになってきました。

た。

まず、浮かび上がったのは上司の理解不足です。先ほど述べたように、商社では海外、スタッフ部門、事業経営の異動を繰り返しながら、スパイアル状に経験を積んでいく。そこで同時にマネジメントの経験を積み、役職者になっていく。ところが、女性はいつやめるかわからないとして、女性総合職を育てることや役職者にすることを無駄とする考え方があった。これでは女性は役職者となる経験を積めず、また、女性総合職も少ないために目指すべき目標も見えなくなる。

もう一点は、転勤・駐在員等のローテーションが難しいという問題です。伊藤忠は150か国に事務所がありますが、その中にはボルネオ・カリマンタンのジャングルやアフリカの奥地といった「女性には無理」な駐在所もある。中東では女性が仕事をしてはいけないという宗教上の問題もある。さらに、本人の意欲と職務のミスマッチが起きており、将来に対する不満や不安による退職が起きている。最後に育児・介護との両立が難しいという問題です。

■数値目標、メンター制度、育児・介護制度

ではこれらの問題にどう対応するのか。同委員会が2004年にまとめた「人材多様化推進計画」のポイントは三つです。

第一に数値目標を設定しました。新卒女性総合職比率を現在の10%未満から20%へ、女性総合職比率を現在の2.2%から5%へ引き上げる。なぜかとすると、会議一つ取ってみても、マイノリティだと意見が通らない。これを考えると、やはり三分の一は必要だということです。そのためには割合を増やすしかないという結論です。

第二に、メンター制度と個別キャリア・ディベロップメント・プログラム(CDP)を軸とする女性経営幹部の積極的な育成です。役職者となる経験を積めない、目指すべき目標も見えない、意欲と職務のミスマッチから起きる不満や不安の問題解決を目指したものであります。

CDPはまず、総合職の女性がこの制度に登録し、上司と一緒に5年後の目標を話し合い、その目標に向かっての計画を作り、1年ごとに進捗をレビューするといふもの。一方、メンター制度は、メンターが管理職候補の女性総合職にアドバイスをしつつ、メンター自身もメンターとしてのアドバイスや経営幹部育成研究に参加し、スキルを磨く。今のところ、19人の女性総合職が参加しています。同時に、経営幹部自身もまたプログレッシブメンターとして、さらに上の役員を含めた

経営幹部を作るエグゼクティブメンターからのアドバイス、意見交換ができる制度です。こちらはまだ、具体的には動いていません。

第三に柔軟な育児・介護制度の整備です。同計画策定後の変化は以下です。まず、育児休業は満2歳まで、介護休業は1年までに変更。休暇については育児は年間5日の休暇を認め、介護については最高60日までとしました。勤務日選択も、育児については子どもが満2歳になるまで1年間、介護については1年間を適用するとしました。

非常に急ピッチで進めているわけですが、ここで欠かせないのが、経営トップのコミットメントです。やはり会社というところは上司から言われると動く。伊藤忠では、部長、役員レベルではなく、社長がこの計画の進捗をレビューすることとしました。

この計画に沿って、性別、国籍、年齢にとらわれずに多様な人材を育成し、「魅力ある会社・企業風土の創造」へとつなげていくことを狙っています。

■現場での変化

では、これを受けてこの3年間で、現場にどんな変化があったのでしょうか。まだまだ小さな変化ですが、以下の点が挙げられます。

まず、女性が活躍できるフィールド・事業領域が拡大したことです。90年代、女性の総合職は主として財務や経理といった営業ではない部署、あるいは繊維、食料、コンビニ・スーパーなど生活消費関連の部署に配属されることが多かった。それがこの3年間で、商社の業務の変化と共に変化しています。つまり、商社の業務がそれまでのパワーウーリングからソフト、サービス、ソリューションの3Sにシフトする過程で金融、保険、物流、不動産の各部署に女性が配属されるようになりました。特に、不動産はかつてなら、ディベロッパーと一緒に建設現場に入るため、「女性には無理」という考え方があった。同時に顧客の方も「女性は困る」という雰囲気があった。それが今、不動産業 자체が証券化、金融化を模索しており、商社もそれに対するソリューションビジネスを行うようになっている。仕事の内容が変化する中で、職場にも、また顧客の側にも女性への抵抗がなくなっています。

その意味で職場での「女性・男性」という区別が希薄化しているように思います。男性社員・女性社員という垣根が今、総合職・一般職になるという変化が起きているように思います。

■女性活用のリスクに打ち勝て

とはいものの、現場ではまだチャレンジすべき問題は残されています。

そのひとつが出産・育児の問題です。制度面では整備されてきたが、出産・育児でやはりキャリアを中断するか否かの岐路に立たされる。そこに配偶者の転勤が絡むと問題の克服はさらにハードルが高くなる。大阪・東京の転勤距離ぐらいはどうにかやってほしいと思うが、本人にすると難しい。キャリア継続と自分はこうしたいという思いの葛藤の中でもがき苦しんでもう。

たとえば、出産と本人の転勤が重なった女性の事例があります。現在、子どもをつれ、単身赴任をしています。どうにか家族の助けを得てやっているようです。また、育児休業中に夫がシンガポールに転勤になった女性の事例もあります。本人はもとの部署に復職するつもりでしたから、やめて夫と一緒についていくといふことは想定していなかった。育児休業中の今は駐在夫人としてシンガポールにいますが、必ず元の部署に復帰すると言っています。女性の強い意志でもって乗り越えていくことも大切になってくると思います。

一方、こういったケースで女性がやめてしまうと、やはり管理職サイドとしては女性活用にリスクがあるということに改めて悩んでしまう。もし結果的に、女性が会社をやめるとなれば、これまでの研修や育成の努力は無駄になってしまいます。やはり管理職にとって、それは恐怖です。ではありますが、まず、管理職がこれに打ち勝つ努力をすることが必要だと思います。次に、仕事の進め方を変え、一定、マニュアル化することで人材をリプレイスする手法もあることは思います。商社はある意味でマニュアル化できない属人的な仕事が多いのですが、この点も課題でしょう。三つ目に、やはりコミュニケーションをとる努力を怠ってはいけないとことです。「期待されている」ことを感じれば、女性総合職も変わり、また努力をする。たとえば、育児休業の間にスキルの陳腐化が起きたり、業界の変化がわからなくなったりというリスクに対し、米国公認会計士の取得を目指して勉強するなど充電期間として前向きに取り組んでいる姿も見られます。家庭のサポートを得る努力もしている。やはり女性の側にも努力は必要だと思います。

■皆さんガバイオニア

最後に、これから企業で働くという学生へのメッセージが五つあります。一つ目は準備を怠らない。二つ目は本当に好きなことを大切に。三つ目がコミュニケーション

ケーションを大切にする。そして四つ目が皆さんガバイオニアだということを忘れないでほしい。

今、女性総合職がチームのようになっていますが、やはり重要なのはやりたいことを責任を持ってやり遂げる。打算で動くのではなく、未来を切り開いていくことです。そしてその上で、五つ目のメッセージです。組織の中で信頼度を上げていってください。そのためには30歳ぐらいまでは与えられた仕事を地道に努力して行う努力をしてほしい。積み重なるとそれは自信となり、「努力をする人」「仕事をする人」としての評価を得られるようになる。これが成功していく上で重要なことです。入社してすぐは、信じられないような仕事をや下積みが待っているかもしれません。でも、ここでがんばる。そして切り開いていく。これは男女を問わず、心を留めていただきたいことです。

■フロアから

司会谷本：男女共同参画という課題は一企業では対応できない問題ではあるが、今回、制度設計があればよしとするのではなく、本当の意味での男女共同参画に向けての企業が動いていること、現場から見た問題点を開けたことは有益だった。また、IBMと伊藤忠とは、まったく異なる企業であり興味深かった。IBMは多国籍企業であり、IBM本部の大戦略としてダイバーシティ、女性活用に乗り出していく。かたや、伊藤忠は商社という日本独特の企業形態。かつては体育会系の根性のある、しかし、光る逸材を集めてきた企業が今、女性活用、ダイバーシティに乗り出している。商社が変われば日本の企業も変わるという可能性を持つ重要な取り組みだ。

商学研究科院生・留学生：女性を多く採用することは伊藤忠全体の戦略にどのような効果があるのか。

浦島：会社全体のダイバーシティを経営に生かしていく上で、現在はトランジション・ポイントにある。まだ変わり始めた段階でやや理念が先行しているが、総合職の女性も増え、またビジネスの現実にあわせて女性も増えつつある。

社会学研究科院生：大学院修了者は学部卒の学生に比べ、就職で不利ではないか。
浦島：伊藤忠を見る限り、就職において、大学院修了者と学部卒の学生との間に違いはない。大学院修了者だからといって、マイナスにはならない。

法学部3年：社会が急激に変化している中で、女性が求めていることと企業や社会が求めていることにそれが生じるのではないか。

浦島：そのずれを埋める上でCDPが重要な役割を果

たすと考える。何がやりたいのか、そのためにはどうすればいいのかを話し合える機会となる。また、現在、入社するにあたって、先に配属先を決定する方法もとられている。会社は今、適材適所を重視しており、F A制度をはじめ、3年から5年のスパンでの本人の希望や目標を聞く機会も多く設けている。

司会谷本：ダイバーシティや女性活用にあたって、トップのコミットメントが重要だとのことだが、具体的にはどのようなものか。

浦島：まず、部長会を毎週一回、行っている。そこに社長も実際にやってくる。男性中心、日本人中心の企業が前向きに変わろうとしている感じだ。やはり、ものを動かすときにはコミュニケーションが一番、重要なと思う。

社・木本：外資も日本の大企業も変わる中、男子学生の父親の世代には企業で通用したことが今後は通用しない」ということも起きるかと思う。これから就職を目指す男子学生へのメッセージをお願いしたい。

浦島：キーワードは国籍、性別など多様な価値観を受け入れることだと思う。それは今後、必要とされるマネジメントの資質のひとつでもある。国内だけでなく海外でも通じることだ。やはり相手のことを聞くコミュニケーションから多様性の受容が始まると考える。

司会谷本：環境問題などへの企業の取組みについてすればらしいプレゼンテーションをする企業人が一個人としては異なる場合もある。失礼だが、家庭ではどのようにされているのか。

浦島：まさにその点も含め、家庭も職場でも準備を怠りなくということだ。今、仕事が忙しく、ほとんど休めず、輸入代行業を営んでいた妻には迷惑をかけている。しかし、お互いに仕事のこと、家庭のことに関して理解できる関係を日ごろから作る努力をしている。

セクシュアリティの変容？ エイリアン的他者から善良なゲイ市民へ ダイアン・リチャードソン

ニューカッスル大学
ジェンダー研究所所長

＊＊邦訳は、立命館大学国際言語文化研究所 プロジェクトAI
2006年度第6回ジェンダー研究会10月27日資料として、池内
靖子同大教授が翻訳したものである。本報告書への転載へ
のご快諾をいただいたことに、感謝を申し上げたい。

■要旨

1990年代以降、「セクシュアル・ポリティクス」に関する社会運動をめぐる支配的な政治言説は、市民権である平等の権利請求を通じて主流文化への参入を求める言説であった。レズビアンとゲイの運動は大半の異性愛の人々と「同じ」であるという根拠に基づいて平等の市民権をますます求めるようになってきている。本論は「正常なレズビアン／ゲイ」というこの新しい社会的カテゴリーが権利言説において現在いかに構築されつつあるかを検証し、規範的なレズビアン／ゲイ・カップルの公的な承認が重要な争点の場となっていることを提示するものである。社会的政治的生活のなかへレズビアンとゲイの人々を統合することは、良い(そして悪い)市民権という観念に対する重要な含意と、何が性的な権利と責任であると見なされるのかに関わって重大な転換を示す。たとえば、正統な市民、本論の議論の文脈では、「正常なレズビアン／ゲイの人々」を確定する上で、結婚の役割的重要性、あるいは、結婚モデルに基づく関係の重要性が前提されている。本論はまたネオリベラリズムと結びついた社会的統治の新しい形式という文脈において変化していくセクシュアリティの政治に焦点を当て、これらの変わりゆく実践が諸制度を見直すことに作用する潜在力について熟考するものである。

■序

セクシュアリティと市民権の関係、性的かつ親密であることの市民権概念の構築は、多くの専門領域を横断するセクシュアリティ研究において重要なテーマとなっている。市民権がいかに異性愛の規範と実践を通して構築されているかを問うことは本論では主要テーマである。「正常な市民」はおおむね異性愛として構築された(Richardson 1998, 2000a)、従って、異性愛は完全な市民権の十分条件ではないが必要条件である

(Phelan 2001)と論じられている。レズビアン／ゲイであることの「正常性」を断言する新しい市民権言説の出現に促されて、この新しい分野の研究における理論的フレームワークを拡張し、私たちは現在、この関係をより詳細に論じる必要がある地点に達している。加えて、社会的統合が正当化されるのは、何よりも、正常性へのそのような請求を通じてである(Seidman 2002)。

レズビアンの女たちとゲイの男たちがメインストリームの社会へ包摂、統合されるに倣する正常で善良な市民であるという考えは、セクシュアル・ポリティクスの意味と焦点における最近の転換と結びついている。1990年代以降、右翼志向の同化主義的計画がレズビアンとゲイの運動を支配してきた(Waites 2003)。主要目標はノーマライゼーションであり、市民権は、社会変化を求める様々な要求の中で、魅力あるキー概念となっている(Phelan 2001)。そのような言説の内部でレズビアンとゲイは、結婚や家族、軍隊といった中核的な制度へのアクセスを求める抑圧されたマイノリティとして、異性愛の人々と同じように、統合されたいと希望み、同等の権利と責任を共有したいと望む「善良な」市民として表象される(D'Emilio 2000)。

これら最近の諸権利に基づいたキャンペーンのさらに進んだ側面は、それらキャンペーンが、かつて多くの第二波フェミニズムとレズビアンやゲイの初期の運動の特徴であった「差異の中の平等」議論というよりは、「同質性」の根拠に基づく平等要求の関連で言い表されているということがある(Chasin 2000)。現代のセクシュアル・ポリティクスの文脈では、社会的容認が、レズビアン、ゲイ、ヘテロセクシュアルのライフスタイルや価値の連続性を強調することを通じて求められているのである。

そのようなポリティクスに対する反対は様々な形式を取る。フェミニストやクィアの学者も活動家も、「平等の権利」請求をめぐって組織されたメインストリームのレズビアンとゲイの運動の基礎をなす正常化ポリティクスに対してはきわめて批判的であった(e.g. Warner 1993; Richardson 2000c)。これらは、市民権モデルに対する批判を含んでおり、その市民権モ

デルが、多くの種類の権利受給資格に対する基準として、セクシュアリティとジェンダーについての規範的な前提を強化するとともに、婚姻スタイルの性的カップルであることが望ましくかつ必要であるということを強化するもので、ケアとサポートの他の形式よりも有利な形式として特権化されるという批判である(e.g. Warner 1999; Bell and Binnie 2000)。

「平等」権志向の同化主義的計画に対するこれらの異

議は、メインストリームのレズビアンとゲイの政治組織では周縁化されてきた(Waites 2003)。これには多くの理由が考えられる。ホモセクシュアリティの歴史は、多くの様々なやり方で、ホモセクシュアルの人々を性的「他者」として、ヘテロセクシュアリティに従属し、劣っていて、異常で、同等でないものと位置づけてきた「専門知の」方法を明らかにしている(Terry 1999)。この文脈においてみると、レズビアンやゲイの人々の中で、ヘテロセクシュアルと並んで「平等」を欲するだけなく、差異を否認し正常を好み、あるいは少なくとも、「正常である」と理解されることを望むようになる人々がいるということは理解できるだろう。私たちはまたこれらの傾向を政治的緊急性のレベルで解釈することできる。レズビアンとゲイの運動が、特定の権利や自由を獲得することによりラディカルなキャンペーンにもまして一層成功してきたのは、何よりも市民のそのような言説を活用することを通じてである(Cooper 2002)。

現代のセクシュアル・ポリティクス内部における市民権観念の優越とそれに関連した正常なレズビアン／ゲイの観念の出現は、同時に、より広い社会的政治的な文脈内で理解される必要がある。1980年代以降、西洋諸国のすべての政府による、ネオリベラリズムと結びついた社会的統治の新しい形式の採用は、とりわけ関連性をもっている(Richardson 2005)。ネオリベラルなアプローチでは個人的自由と権利、自己管理的重要性、そして直接的な国家統御と介入に対する規制の重要性が強調される。統治のネオリベラルなモードに中核的なのは、ノーマライゼーションであり、その手段によって、人口集團内部では行為の規範が同定され、奨励され、(再)生産される。主要目標は、新しくリベラルな政府の規範や目標を内面化した、自己規制する市民を確立することである(Lupton 1999)。この点に関しては、現代のレズビアンとゲイのポリティクスとネオリベラルな国家の慣行との間に合流が起こりつつあると主張することができるかもしない(Cooper 2002; Richardson 2005)。非伝統化と多元主義のプロセスは、同時に、良い市民権の一部として社会的多様性を尊重

する規範を植え付けることを通じて、レズビアンとゲイの人々に平等の権利を主張することを可能にした(Seidman 2002)。逆説的に言えば、多様性の尊重を頼むことによって、レズビアンとゲイの運動は、「普通の」市民という規範と価値を支持する「正常なゲイ」として社会的順応を求める彼女たちの努力をさらに強めることもできるだろう。

■正常なものへと変わる

レズビアンとゲイの人々は歴史的には、十分には容認されることも、必ずしも完全には排除されることもないという、曖昧な市民権のステータスを有してきた。想像上の国民的なものにおける彼女たちの場所は周縁的な市民としての位置であった(Phelan 2001)。レズビアンとゲイの人々がヘテロセクシュアルの人々と同じ様の「平等権」に値する「良き性的な市民」として承認され容認されはじめることが示すのは、それゆえ、(ホモ)セクシュアリティと市民権双方の意味において根本的な転換があったということであり、「良きヘテロセクシュアルな市民」と、国民国家への潜在的脅威を示すエイリアン的他者としての「ホモセクシュアルの人々」との間の歴史的分割を問い合わせることになる。「ホモセクシュアルの人々」が文化的に転覆的であるとう考えには長い歴史がある。それは、さらに、ゲイのノーマライゼーションに関わる懸念を引き出し、反映する様々なやり方で、レズビアンやゲイの人々自身によって、抵抗も受け、強化もされてきた見方である。1950年代の間は、同性愛者の権利を擁護する組織はホモセクシュアルに対する寛容と市民の権利を求めていたが、たとえば、ある組織は、ホモセクシュアルの人々がヘテロセクシュアルの人々と同じく正常な人々であるということを主張することによって、そうしたのである(Richardson and Seidman 2002)。この図は、1960年代のラディカルリズムと関わって変化することになった。そのラディカルリズムは女性解放やゲイ解放運動、新しい政治闘争のなかで先駆となった。ゲイ、レズビアン、女性解放／フェミニストの運動の政治的計画において強く打ち出されたのは、ホモセクシュアリティについての否定的な考えを社会から取りのぞくことだった。とりわけ、ホモセクシュアルが異常で／あるいは不自然だという考え方である。重大なことに、セクシユアルかつジェンダーの「異常性」の構築に対する解放運動者の攻撃は、支配的な文化への統合を通じて「正常化される」ことを求めるることは結びついていなかつた。これらの社会運動は「メインストリームの社会」にはきわめて批判的だったし、根本的なやり方で多くの

中核的制度や文化的価値と争った。政治的アクションの主要な焦点は、家族とジェンダー役割の伝統的(ヘテロ規範的)定義に反対することだった。たとえば、ロン・ドンのゲイ解放戦線の1971年の宣言は次のように宣言している。

ゲイの人々の抑圧は、社会の基本単位である家族において始まる。家族は、責任者である男、彼の妻といふ奴隸、そして彼らを理想的なモデルとして押しつけられる彼らの子供たちから成る。家族のまさにこの形態こそがホモセクシュアリティに反して作用する。(Quoted in Weeks, 1977 (1990) : 196)

社会的制度としての結婚はもちろん、そのような「家族」批判はまたフェミニストの理論や政治に顕著である(Barrett and McIntosh, 1982)。実際のところ、1980年代までは、多くの理論家たちが女性の従属の理由を家族に探し出そうとしたが、その批判は家族の諸形態の歴史的文化的可変性がないがしらにしているので、「家族」はそれ自体疑問の余地があるということが、より明瞭になってきた(Jackson, 1997)。

ゲイ・アイデンティティを転覆的で、社会に対して潜在的に不穏なものであると構築することが支持されたが、このことには何か新しいものがあった。1970年代から、「ホモセクシュアル」を社会に厄介なこととする観念はレズビアンヒゲイを「政治化された」アイデンティティとして強度な構築によって強化され、反対の対抗文化として、社会変化をもたらすことを活発に求めるものとして、構築されたのである。

このような背景に対抗して、1990年代には、新保守主義的なゲイの作家たち、サリヴァン(1995)や、バウアー(1993)が「統合主義的な」主張をし始め、ゲイであることが「文化的に転覆的」であるという考えに疑惑をつきつけた。彼らは、たいていのゲイは正常な市民となされたいと思い、現状の社会に十分に統合されることを何よりも望んでいる、と彼らは断言した。

レズビアン／ゲイのノーマライゼーションとの問題を取り扱うもう一つの方法は、ホモセクシュアリティがメインストリームの社会に対してどのように、どんな点で「厄介である」と認識してきたのかを熟考することである。一般的なステレオタイプは、「ホモセクシュアルの人々」を伝統的・社会構造や規範の安定性を脅かす「内部の敵」と見るものだ。これに対してこれまで試みられてきた抵抗の一つの方法は、私がすでに提示したように、レズビアン／ゲイがもつとされる、メインストリームの社会に批判的で対立する政治的なアイデンティティの意味に異議を唱えることであり、代わりにヘテロセクシュアルの人々との同質性と共に

性や「正常性」を強調することであった。論争をさらには推し進める場は、ホモセクシュアリティの構築であるが、しかし、とりわけ際立つのは、男性のホモセクシュアリティを強度に性化されたカテゴリーとして構築することである。より初期のキャンペーンにおける行為を基礎とする要求の主張、それは同性(男性)の同意する成人が「プライベート」に性行為を行うことができるという要求に主要に焦点を当てていたが、それとは対照的に、1990年代以降は、アイデンティティと関係性に基づく権利要求に焦点を当てるようにならざるを得ない。このことには、ホモセクシュアリティとセックスを切り離すものであると主張し、それがゲイのノーマライゼーションのプロセスに中心的な事柄であるとみなす。もしそうだとすれば、このことはセクシュアル・アイデンティティというよりは、ますます社会的アイデンティティとして構築されつつあるのだから、「ゲイであること」に付着した様々な意味の再評価に私たち現に立ち会っていると提示することになる。この意味の転換は、性的な行為に基づく諸権利の請求からそれ自身をますます切り離すようになってきている現代のセクシュアル・ポリティクスの支配的な言説を通じてだけではなく、レズビアン／ゲイの「結婚」の権利に対する政治的な焦点を当てる国内的な背景のなかに何よりもレズビアン／ゲイのセクシュアリティを位置づけようとすることを通じて起こってきた、ヒュオーナーは論じている。規範的な強調は、個人の性的な行為者としての権利よりは、婚姻スタイルの関係のなかで愛しあうレズビアン／ゲイのカップルが一緒に生きるということに置かれている。性と愛の二元制は、この国内的(ホモ)セクシュアリティという認識を可能にするものであるが、正常化されたレズビアン／ゲイのステータスが獲得されるのは、主要是な性的なカップルであることを通じてのことであるためであろう。

他の作家たちは、社会的包摂の鍵になるメカニズムとして、レズビアンとゲイの人々が消費者・市民として経済的に参加し、支配的文化規範や価値を支持し執着していることを示してきた(Bell and Binnie 2000; Evans 1993; Cooper 2002)。多くの投資者たちは、メインストリームの企業家もゲイ／レズビアンの企業家も、彼らが「ピンク・エコノミー」というニッチ市場の潜在力とみなすものを儲けに利用することに熱心であった。これはある著作文献(たとえば、Chasin 2000を参照)内では論議の重要な領域であるが、「ピンク・エ

コノミー」に関する議論とそれが市場化されたネオリベラリズムのなかでレズビアン／ゲイの市民の変わりゆく概念にどう関係するのかについては、本論の範囲を超えており。

レズビアン／ゲイのノーマライゼーションにおけるこれらの傾向は、多くの重要な問いを提起する。もしレズビアンやゲイの人々が「正常な市民」と成りつかるとするなら、彼らはどんな種類の市民として構築されつつあるのか？この新しい「正常なレズビアン／ゲイ市民」は権利言説のなかでどのように特徴づけられるのか？ゲイの男たちやレズビアンが正常な市民となるのか？ゲイの男たちやレズビアンが正常な市民となされつつあることと結びつけられるのはどんな文化的価値と規範なのか？Seidman (2002)によれば、正常なゲイは、

…特殊な社会的行為と結びつけられている。たとえば、正常なゲイは因習的なジェンダーであることを期待され、性を愛と結びつけ、婚姻のような関係と関連づけ、家族の価値を擁護し、経済的個人主義を具現化し、国民的プライドを誇示することを期待されている (Seidman 2002:133)。

このことは、正常で「普通の市民」であることの属性は、多様なメカニズムを通じて獲得されるかもしれないなどということを示している。市場や軍隊に参加することに加えて、これら正常化のプロセスの作用にとって鍵となる場は、同性婚と／あるいは市民のパートナー・シップの承認である。正常なレズビアン／ゲイ市民は、主要には、支配的な親密性規範に執着することを通じて実現化されるプロセスのなかにある、と主張される。それはつまり、個人的でもあり集合的でもあるレベルでレズビアンやゲイの男たちが、愛しあう、安定した婚姻スタイルのカップル関係に対する欲望や、コメントを示すことによる。カナダ、オーストラリア、合衆国の一員を含む他の場所同様、多くのヨーロッパ諸国における同性のパートナーシップ登録案の導入は、同性カップルに最近親者の遺産相続権や年金権といった市民権へのアクセスを与えるものであるが、この立場への支持を提供するようにみえる。これはまた、ストーンウォールや他のゲイの権利請求キャンペーンを行って、イングランドとウェールズ (Dti 2003)において提出された「市民的パートナーシップ」の同性カップルの法的承認を求める最近の提案にも裏づけられている。これらの提案のもとで、登録するカップルたちは「登録されたパートナー市民」として新しい法的地位を

持ち、「諸権利と責任を一括して」獲得することになる (Dti 2003:10)。これらの勧告はついに2005年12月には正式の法律となつた。

「異性」のカップルは結婚というオプションが利用できるという根拠に基づいて、民事登録から（結婚せず）に同棲するヘテロセクシュアルの人々を除外することによって、英國政府の提案は結婚への誘引として作動するものとみることができる。さらに、政府が「同性結婚を導入するプランを何ら持っていない」ということを明らかにすることによって (Dti 2003:13)、そのような政策は、ホモセクシユアル／ヘテロセクシュアルの二元制の社会的価値評価を強化する。にもかかわらず、レズビアンとゲイの包摂と市民的権利へのアクセスは、因習的な婚姻家族の生活という理想を喚起する用語を用いた提案を通じて定義されるのである。

ここでは多くの重要な論点を指摘しなければならない。第一に、ここでは、良き性的市民権は、特定の性的アイデンティティよりは、一定の親密性規範と結びつけられて定義されている。ある意味ではこれは新しいことではない。ヘテロセクシュアリティを普遍的で、統一的、一元的なものとして取り扱う傾向 (Richardson 2000a)があるからといって、「異性愛の他者」には長い歴史があるという事実と、異性愛それ自身で良き市民権の地位という属性が保証されることはないという事実を覆い隠すべきではない。「売春婦」、「ふしだらな女」、「若いシングルマザー」、彼女たちの安全でない性実践から「ハイリスク」と定義される人々はみな、悪いヘテロ／セクシュアル市民権のカテゴリの一例となる (Lupton 1999)。この意味で、そのような政策は、性的アイデンティティに基づいたカップルたちの間にある二元的差異に挑戦するようにみえる。しかし、国家がヘテロセクシュアル／ホモセクシュアルの二元制を強化し続けようとするために、この政策環境には明らかな矛盾がある。これは、私が上記で概括してきたように、結婚が明確にヘテロセクシュアルの特権と定義され続けるという事実によって、例証されている。

■**変わりゆく慣習、変わりゆく制度？**

これら正常化の様々なプロセスから生み出される効果について、とりわけ、それらのプロセスが「結婚」や「家族」の支配的な理解にどのように影響するかについては様々な理論的主張がなされてきた。これらの論議の主要な側面は、レズビアン／ゲイの関係の公的な承認がこれらの社会的諸制度の変容をもたらすのか、再確認となるのか、という問題である。あるいは、時に言

われるように、結婚や家族をクライア化することになるのか、それともクライアを改心させることになるのだろうか？ Warner (1999) が指摘するように、これはあまりにもくっきりと対比を強める設定の問い合わせであり、実際はどんな答であれもっと複雑なものにならざるえない。レズビアン／ゲイの「結婚」というケースでは、そのような動きは、家族や親密な生活という支配的な概念を強化すると論じることもできるだろう。複製するようにみえるが必ずしも実際は結婚として認可されたものではない、（良き）ゲイのカップル関係にあるといふことに依存して、レズビアンとゲイの人々が市民権を主張する場合、これは因習的なセクシュアル／ジエンダーの価値と規範的により良い生活としての異性愛の支配を（再）肯定するものだと論じることもできよう。そのような政策転換を解釈する一つの方法は、社会的秩序に対して想定され／恐れられたどんな脅威をも飼い馴らし和らげようとするネオリベラルな国民国家によって、それらの転換がレズビアンとゲイの主体性を社会的に規制する新しい形式を表わすものであるということだ(Phelan 2001)。これは、社会に対する「ローリスク」として、安定的な同棲関係を選ぶホモセクシユアルの自己規制的主体である。統治のそのようなネオリベラルな技術を通して、レズビアンとゲイの権利を促進するほうが、監視や制御の新しいポリティクスを先導するよりは、必要かつ有益であるようみえるということだ。以下の引用は、Nussbaum (1999) によって尊かれた論理づけである：

「同性カップルに結婚の権利を否定することは社会的に望ましくない結果を生じる…もしゲイが法的に結婚できないなら、安定した互いに責任をもつたパートナーシップをもって生活しようとする彼らの努力が挫かれ、根無し草的でふしだらでさえある無責任な生活が明確に奨励されることになる。

そのようにしてステレオタイプに根差す差別の形態が、ある程度真美味をおびることになる。しかしこの事態は不合理である。社会が異性愛、同性愛、両方のカップルによって安定的家庭的単位の形成を奨励する強力な理由がそこにある。」(Nussbaum 1999:202)。

同時に、レズビアンとゲイの人々にパートナーシップの権利を拡大することが現在の社会的／性的秩序を変容させる度合いを検討することができるだろう。たとえば、Giddens (1992) の議論では、後期近代性において起りつつあると彼が主張する親密性の様々な変

容に対する重要な鍵は、「純粹な関係」へ向かう動きであるということであり、その「純粹な関係」は性的かつ経済的平等に基づく関係として定義されている。レズビアンとゲイの人々はこの点ではパイオニアであり、民主的な親密性においてそのような変容をもたらすイ知の形態がメインストリームに入るよう、レズビアンとゲイの人々のノーマライゼーションが結婚や、家族、市民権の概念を再想像する潜在力をもっていることを促進していると彼は言っているのだ。Weeks (1998) もまた、親密な関係や「選択家族」に関する新しい知識がメインストリームに入るよう、レズビアンとゲイの人々のノーマライゼーションが結婚や、セクションがもたらす諸帰結は一様ではないことを認識することが重要で、私たちは分析する際に、市民権のあらゆる争点や位置づけを超えて、あるいはただ一つの特定の権利をめぐる領域においてさえ、同化か異議申立てかといった単純な二分法に陥らないよう注意すべきだろう。レズビアン／ゲイの「結婚」というケースでは、結婚制度のある側面が、たとえば、結婚や家族生活の概念化を支えるジェンダー化された言語や想定が挑戦を受けることになる。

わたしはここまで「正常なレズビアン／ゲイ」がいかに多くの境界に挑戦する潜在力をもっているか、ということを議論してきた。それら境界には、容認可能な性的行為と容認できない性的行為、良い市民権と悪い市民権、そして「他者」と見なされるものをめぐる境界などが含まれる。以下のセクションでは、ヘテロセクシュアリティ理解もまた、これら社会的趨勢や新しい政策環境によって、どのように挑戦を受けることになるのかということを考えてみたい。

■新しいセクシュアリティ？

セクシュアル・アイデンティティは多かれ少なかれ成人人期の前段階によって確立されるという仮定が一般に共有されている。これは文献にも示されており、歴史的にはジェンダーとセクシュアル・アイデンティティの成長に主要な強調がおかれてきた。それに比べると、私たちが特定のアイデンティティをそのプロセスによって維持する、あるいは維持しないというそのプロセスの分析にはほとんど注意が払われてこなかつた。しかしながら、最近では、様々なセクシュアル・アイデンティティが、固定的な属性として、また個人に対する意味や重要性が一旦「形成される」と同一であり続けるという静的な実体として理解されることはより少くなり、断片化され、流動的、連続的、複合的、自己言及的なプロセスであると理解されるようになって

きた(Butler, 1990, Giddens, 1992, Adkins, 2002)。性的な自己のこの複雑な交渉過程は「アイデンティティ境界」をモニター（測定調整）することを通じて成し遂げられている。その様々なアイデンティティ境界は、アイデンティティにかかる規範的な境界を横断することで生み出される不安や困惑を通じてあらわになる（Rose, 1999）。言い換えれば、セクシュアリティが（再）生産される方法を私たちが理解し始めるのは、様々な「脅かされたアイデンティティ」（Breakwell, 1983）のこれらの交差点を通してである。

セクシュアル・アイデンティティを理解するこのモデルは、「正常なレズビアン／ゲイ市民」という社会的カテゴリーの出現が新しい主体の立場の生産へつながるだけでなく、セクシュアル・アイデンティティに社会的かつ個人的な努力を傾注することについて重要な問いを誘発することになる。もっと具体的に言えば、とりわけ本論にそくしては、これら正常化する傾向は、レズビアンやゲイのような性的カテゴリーの意味に対してどのような挑戦を示すことになるのかという問い合わせである。Plummer (1995)が論じたように、ホモセクシュアリティに付着した様々な意味は、それらの固有な歴史的位置、ホモセクシュアリティの絶えず変化する物語と彼が言うものに従って異なって組織される。いま現われつつある新しい物語のなかでは、私が先の箇所で概括したように、正常なレズビアン／ゲイは、評価された市民、良い市民、尊敬すべき、責任を負う市民である（Richardson, 2004）。レズビアンとゲイ（のある人々）をこのように公的に承認し強化することは、レズビアン／ゲイ（そしてヘテロセクシュアル、以下参照）であることがどういう意味をもっているのか、ということにおいて重要な転換が起こりつつあるということを示している。たとえば、このことの一つの結果は、自己の重要性と高潔さの感情に関わるものである。ホモセクシュアリティがこれまで社会のなかで果してきた情動的役割は、羞恥、嫌悪、不道徳、精神的不安定、リスクや危機といった観念と結びつけられることを通じてであり、それによって、ヘテロセクシュアリティの支配的な形態こそが容認可能で、尊敬すべき、純粋な、安定し安全なものとして対照ってきた（Moon, 2002）。ノーマライゼーションのプロセスは情感と道德的価値のこのように様々に性化された理解を混乱させ、Seidman (2002)によれば、結果として、「ますます多くのゲイの人々が自分たち自身を受け入れ、ゲイであること自分たち自身の良い部分として定義し、他のすべてのアメリカ人から尊敬の念をもって取り扱われるに値するという感情をもつようになっている」

(Seidman, 2002:195)。セクシュアリティとジェンダー・アイデンティティの間の相互関係についての様々な仮説もまた、これらの正常化するプロセスの一つの帰結として挑戦を受けることになるだろう。とりわけ、レズビアンとゲイの人々はヘテロセクシュアルの女たち、男たちと同一であるという断言は、「ジェンダー転覆の脅威」とホモセクシュアリティの結合が減少する（Chasin, 2000:133）ということを含意するようと思われる。

ホモセクシュアリティの「古い物語」が消え去ることはありませんし、引き続き影響力を行使することに変わりはないが、「正常なレズビアン／ゲイ」のこの「新しい物語」が異なるように見えるのは、自己と他の關係の様々な意味を作り変える潜在力をもっているということである。一つの提案としては、ゲイ・ノーマライゼーションが、ホモセクシュアル／ヘテロセクシュアルの二元性を脱構築に導くかもしれないということであり、社会的統合に関してはますます、セクシュアル・アイデンティティの重要性は減り、中核的な自己定義というよりはアイデンティティを織りなす一本の糸、一単位にすぎないということになるということである（Seidman, 2002）。変容のプロセスは、近代のホモセクシュアルの消滅につながるかもしれない、と論じてきた人もある（Bech, 1997）。

セクシュアル・アイデンティティが社会的重要性を減じるのか、あるいは、それとは対照的に、ヘテロセクシュアルとレズビアン／ゲイの間に明確なアイデンティティの境界を再確定しようとする者たちの欲望の出現を見ることになるのかという問いは、様々なヘテロセクシュアリティに関連して取り扱われる必要もある。しかしながら、これに答える際に、私たちは根本的な論点に取り組む必要がある。様々（ヘテロ）セクシュアル・アイデンティティを自己や他者に定めるのに配備される規準は何なのか？もっと具体的に言えば、ヘテロセクシュアリティを一貫性のあるアイデンティティとして確保し、さらにはホモセクシュアリティを「他者」とする概念にいかに依存しているのかを確定するために、どんなアイデンティティの境界が発動されるのか？これらの問いは文献のなかでは掘り下げられていない。別のところで私が説明したように（Richardson, 1996）、ヘテロセクシュアル・アイデンティティを研究するのにほどんど注意が払われてこなかったことは不思議ではない。ヘテロセクシュアリティは社会生活を説明するうえで認められることはまれであり、單に前提とされている。実際のところ、その自然化された規範的な地位のためにまさに、社会機構

と個人的アイデンティティを編成する組織原理として不可視となる。しかしながら、私が先述し、Sedgwick (1990) や、Butler (1990)、他の人々が展開してきたように、私たちのアイデンティティは私たちが同一化するもの以上のものであり、それらはまた私たちの非同一化についてのものである。そのように、たとえば、ホモセクシュアル／ヘテロセクシュアルの境界は単にレズビアンとゲイの人々を周縁化された「他者」として生産する問題というだけではなく、「様々なセクシュアリティのスペクトルを超えて人々の生活に対する継続的に重要な決定力をもつという問題」もある、と Sedgewick は論じている (Sedgewick, 1990: 8)。もっとはつきり言えば、「性的他者」という社会的排除と差別の諸形態は、ヘテロセクシュアル・アイデンティティが再生産され維持されるサイトである。

諸文献のなかでは、私が示してきたように、焦点が当たられてきたのは、規範的市民権のステータスと結びついた社会的帰属の新しい諸形態がレズビアンとゲイのアイデンティティに及ぼす潜在的インパクトであった。レズビアンとゲイの社会的包摂と可視的な新しい諸形態がどのように支配的なセクシュアル・アイデンティティの自己概念を作り変えることができるかということについてはこれまでほとんど書かれてこなかった。HIV/AIDS の健康教育政策は「ヘテロセクシユアルな人間」が生み出されるプロセスのなかにあるような一つの文脈として確認されてきた。最初の頃の、AIDS と「ゲイ男性」の連結は、たとえば、「ヘテロセクシュアルな男たちは彼らがヘテロセクシュアルであるという理由から彼ら自身は危険な状態にはないと確認することができる」ことを意味した (Richardson, 2000a: 137)。リスクカテゴリーとの関連で自己確認を含む (Adkins, 2002: 116) HIV テスト関連の技術や業務に対する最近の分析は、同様に、このことが、HIV や AIDS の関連で自己を管理し規制するヘテロセクシュアルな主体を創り出すことを含み (Adkins, 2002: 116) つつ、自己言及的アイデンティティとしてのヘテロセクシュアリティを大いに生産するものであると論じている (Lupton, 1993; Walby, 1996)。

本論では私はゲイの主流化は自己言及的ヘテロセクシュアルの主体を生産する文脈をさらに進めることになると論じている。このことは、私たちが何か新しいことを目撃することになるかもしれないということを示すことである。個人的でもあり集合的でもある双方のレベルにおける、自己意識的な公的、ヘテロセクシュアル・アイデンティティの形成である。Phelan (2001) は次のようにコメントしている：

「包摂をめぐる現在の論議はヘテロセクシュアリティが合衆国における政治的コミュニティによって前提されているあり方を前景化してきただけでなく、それらはまたヘテロセクシュアル・アイデンティティを次第により自己意識をもって表現することと、ヘテロセクシュアルな政治的統一体(国家)の強化のための位置^{ホディー・ポリティック}として役立ってきた。」 (Phelan, 2001: 35)

結婚する権利をめぐる最近の論議は、たとえば、ヘテロセクシュアリティが所与のこととして前提され、

あり方に焦点を当てるとともに、一方で、同時に結婚する権利を鋭く焦点化する。このことを例証するよい例は、アメリカ合衆国における1996年の結婚防衛法の導入であり、より最近の試みとしては、結婚の定義をヘテロセクシュアルのカップルに限定するための、ヅックシユ政権による合衆国憲法改定がある。

そのような実践を通して、どんな種類のヘテロセクシュアル・アイデンティティが生産されつつあるかを問うだけでなく、私たちはまたいかにそのような展開が「帰属性」のみならず「他者性」の新しい概念の生産に与っているか、検証する必要がある。上記で指摘したように、ある作家たちは、近代デモクラシーの諸体制においてホモセクシュアリティの編入がホモセクシユアル／ヘテロセクシュアルの二元性の脱構築に結びつく可能性があると提示してきた (Seidman, 2002)。あるいは代わりに、そのことは差異を否定するよりは確認することになるかもしれないと論じることもできる。Lupton (1999) が指摘したように、仮に自己と「他者」を分かつ境界が脅かされたり、曖昧にぼやかされたりするとしても、このことは必ずしも「他者」が存在するという観念を掘り崩すものではない。実際のところ、他者性の新しい概念とそれらに付随する様々なアイデンティティはそのような変化に適合するよう創造され発展させられるかもしれない。この新しい他者化はカップルの関係にない女たちや男たち、単婚制の関係の外で性的な関係を持ち、伝統的なジェンダーや家族規範に基づかない親密な結合や家族関係を形成する人々を含むことができよう (Smith, 1995; Richardson 2000c; Phelan, 2001)。それはまた、レズビアンやゲイの結婚に関してと同じく、育児の権利へのアクセスが多い市民に分裂させるという意味で、再生産の慣行を拡張することになるだろう。というわけで、将来においては、「…子供のいいレズビアンたちの他者性は、彼女たちがレズビアンだという理由からではなく母ではなく」という理由から強化されることもある」と Lewin (1993) は述べている (Lewin, 1993: 192, in Phelan,

2001:77)。

レズビアンとゲイの人々のノーマライゼーションやメインストリームへの参入が、一方では新しい物語やアイデンティティを生み出す潜在力をもつものではあるけれども、そのことによって提起された、「性的差異」の諸形態に対する挑戦はまた、性的、ジェンダー的原理主義の諸形態を断定する「バックラッシュの物語」をも引き起こすこともある。Plummer (1995) は、対立する物語に対する反応を「部族的戦争状態」の再断定を表わすものと描写し、その戦争状態では、特定の集團、文化、アイデンティティに優先権を与え、他の物語に凌駕する本質的な真理を提供することを主張する物語を肯定する試みがなされるという。彼は次のように論じている：

「…古い様々な国民国家の崩壊にあって、今ではあらゆる種類の宗教的原理主義が存在している。同様にセクシュアルかつジェンダーの原理主義(かつてとてもありふれたものであった)は依然として議題に上っている：セクシュアルとジェンダーの種族がそれぞれ固有の原理主義的な物語を主張する潜在力をもっている。」(Plummer, 1995:162)

私の主張は、「正常なレズビアン／ゲイ」の新しい物語が、社会的結束の新しい諸形態を生み出す可能性とともに、新しい社会的、経済的、道徳的分裂を創造することを通じて「トラブルを引き起こす」可能性もあるということである。レズビアンとゲイの男たちの間の分裂、ヘテロセクシュアルの人々の間の分裂、そしてヘテロセクシュアル／ホモセクシュアルの分割線を横断する分裂である。ここで上げた論点はそれゆえにセクシユアリティ、市民権、そして対立に関わる更なる研究と理解を求める重要な問いを提起するものである。

- 参考文献
- Adkins, L. (2002) *Revisions: gender and sexuality in late modernity*. Buckingham: Open University Press.
- Barrett, M. and McIntosh, M. (1982) *The Anti-social Family*. London: Verso.
- Bawer, B. (1993) *A Place at the Table: the gay individual in American society*. New York: Poseidon Press.
- Bech, H. (1997) *When Men Meet: Homosexuality and Modernity*. Cambridge: Polity Press.
- Bell, D. and J. Binnie (2000) *The Sexual Citizen: Queer Politics and Beyond*. Oxford: Polity Press.
- Breakwell, G. (ed) (1983) *Threatened Identities*. New York: Wiley.
- Butler, J. (1990) *Gender Trouble: Feminism and the Subversion of Identity*. New York: Routledge.
- Chasin, A. (2000) *Selling Out. The Gay and Lesbian Movement Goes to Market*. New York: St. Martin's Press.
- Cooper, D. (2002) 'Imagining the Place of the State: Where Governance and Social Power Meet', pp. 231-52 in D. Richardson and S. Seidman (eds) *Handbook of Lesbian and Gay Studies*. London: Sage.
- D'Emilio, J. (2000) 'Cycles of change, questions of strategy, the gay and lesbian movement after fifty years', pp. 31-53 in C. A. Rimmerman, K. D. Wald and C. Wilcox (eds) *The Politics of Gay Rights*. Chicago: University of Chicago Press.
- Dti (2003) *Civil Partnership: A framework for the legal recognition of same-sex couples*. Women and Equality Unit, June 2003.
- Evans, D. (1993) *Sexual Citizenship: The Material Construction of Sexualities*. London: Routledge.
- Jackson, S. (1997) 'Women, Marriage and Family Relationships', in V. Robinson and D. Richardson (eds) *Introducing Women's Studies*, 2nd edition. Basingstoke: Macmillan.
- Giddens, A. (1992) *The Transformation of Intimacy: Sexuality, Love and Eroticism in Modern Societies*. Cambridge: Polity Press.
- Lupton, D. (1993) 'AIDS risk and heterosexuality in the Australian press', *Discourse and Society*, 4 (3) :307-28
- Lupton, D. (1999) *Risk*. London: Routledge.
- Nussbaum, M. (1999) *Sex and Social Justice*. Oxford: Oxford University Press.
- Phelan, S. (2001) *Sexual Strangers, Gays, Lesbians, and Dilemmas of Citizenship*. Philadelphia: Temple University Press.
- Plummer, K. (1995) *Telling Sexual Stories; Power, Change and Social Worlds*. London: Routledge.
- Richardson, D. (1996) 'Heterosexuality and social theory' in D. Richardson (ed), *Theorising Heterosexuality: Telling It Straight*. pp.1-20. Buckingham: Open University Press.

- Richardson, D. (1998) 'Sexuality and Citizenship', *Sociology*, 32, 1:83-100.
- Richardson, D. (2000a) *Rethinking Sexuality*. London: Sage
- Richardson, D. (2000b) 'Constructing Sexual Citizenship: Theorising Sexual Rights', *Critical Social Policy*, 61 (4) : 105-35.
- Richardson, D. (2000c) 'Claiming citizenship? Sexuality, citizenship and lesbian/feminist theory', *Sexualities*, 3 (2) : 271-88.
- Richardson, D. (2004) 'Locating Sexualities: From Here to Normality', *Sexualities*, 7 (4) : 391-411
- Richardson, D. (2005) 'Desiring Sameness? the Rise of a Neoliberal Politics of Normalisation', *Antipode*.
- Richardson, D. and S.Seidman (2002) 'Introduction', pp.1-12 in D.Richardson and S. Seidman (eds) *Handbook of Lesbian and Gay Studies*. London: Sage.
- Rose, N. (1999) The Powers of Freedom. Cambridge University Press.
- Sedgwick, E. (1990) Epistemology of the Closet. Berkeley: University of California.
- Seidman, S. (2002) *Beyond the Closet: The Transformation of Gay and Lesbian Life*. New York: Routledge.
- Smith, A.M. (1995) New Right Discourses on Race and Sexuality in Britain, 1968-1990. Cambridge: Cambridge University Press.
- Sullivan, A. (1995) *Virtually Normal*. New York: Alfred A Knopf.
- Terry, J. (1999) *An American Obsession. Science, Medicine and Homosexuality in Modern Society*. Chicago: University of Chicago Press.
- Waites, M. (2003) 'Equality at Last? Homosexuality, Heterosexuality and the Age of Consent in the United Kingdom', *Sociology*, 37 (4) : 637-55.
- Waldbey, C. (1996) AIDS and the Body Politic: Biomedicine and Sexual Difference. New York: Routledge
- Warner, M. (ed) (1993) *Fear of a Queer Planet: Queer Politics and Social Theory*. Minneapolis: University of Minnesota Press.
- Warner, M. (1999) *The Trouble with Normal: Sexual Politics and the Ethics of Queer Life*. Cambridge, Mass.: Harvard University Press.
- Weeks, J. (1990) Sex, Politics and Society, 2nd edition. London: Longman.
- Weeks, J. (1998) 'The sexual citizen', *Theory, Culture and Society*, 15 (3-4) : 35-52

あとがき

4月から、本学ではじめてのジェンダー教育プログラムがスタートすることになった。

これを毎年、安定的に、かつ発展的に運営していくためのGenEP部門は、社会学研究科内に設置される「ジェンダー社会科学研究センター」のなかにおかれることになった。社会学研究科におけるジェンダー視点に立った社会科学研究と強い連携関係をもつことによって、ジェンダー教育プログラムをより豊かなものにしていくことができるという点で、大きなメリットがあると思われる。今後はこの全学的な教育プログラム運営を、文字通り全学的に支えられたかたちで運営・発展させていけるよう、さまざまな工夫を重ねていきたい。

この1年8ヶ月間、私たちは、手探りのなか、さまざま人びとと出会い、ご意見を伺いながら、ひとつひとつ、たしかな見通しを獲得してきた。強い願いをもって探求していくばあたしかな手応えが得られることを学ぶことができ、ふり返ってみれば、実に充実感に満ちた活動であったと感じている。壁にぶつかって苦しむことは何度かあったが、下から手を上げて起こしていったムーブメントである以上、途中で投げ出すことはできない、という思いが支えだった。

また、企画推進委員会としてはあらためて、私たちとともにたいへんな活動量をこなし、献身的にエネルギーの発揮を惜しまなかつたコアメンバー、関啓子先生、中野知律先生、尾崎正峰先生、佐藤文香先生に深く感謝の意を表したい。またリサーチ・アシスタントをつめてくださった4名(上田裕子さん、萩原久美子さん、清水由希江さん、湯川やよいさん)は、私たちには思い浮かばないようなアイディアや提案を次々に出し、大きな力になっていた。彼女たちなしには、このプロジェクトの完遂はあり得なかつた。

最後に、このプロジェクトを終始応援してくださった杉山武彦学長に、心から謝意を表したい。全学シンポジウムの際には、力強くご挨拶をいただきただけでなく、お忙しいなか、時間のある限り議論に耳を傾け続けてくださった。また、田崎宣義前副学長、社会学研究科前研究科長の渡辺治先生には、いつも相談にのっていただき、たえず強力にサポートしていただいた。社会学研究科事務室スタッフも、大神田正事務長をはじめときめ細かく支援してくださった。この場をかりてあらためてお礼を申し上げたい。また社会学研究科内外の教員の方々には、多忙ななか、公開講座やワークショップ、シンポジウムに駆けつけてください、エールを送っていた。本プロジェクトに関心を寄せ、支えてくださった院生・学部生の皆さんにもお礼を申し上げたい。

2007年4月から立ち上がることになったジェンダー教育プログラムが、より大きく育っていくことを、あたたかく見守り、今後とも応援していただきたいと願っている。

2007年2月末日

GenEP企画推進委員長 木本喜美子
同 副委員長 貴堂 嘉之

巻末資料

GenEP 担当者一覧
2006年度 ワークショップ記録
活動日誌(2005年度～2006年度)

「一橋大学における男女共同参画社会実現に向けた
全学的教育プログラムの策定」プロジェクト
(Gender Education Program : 通称GenEP)

委員

プロジェクト代表 関 啓子
企画推進委員長 木本喜美子
同副委員長 貴堂 嘉之
同委員 中野 知律
佐藤 文香
尾崎 正峰

リサーチ・アシスタント

上田 裕子
萩原久美子
清水由希江
湯川やよい

2006年度 ワークショッピング記録

GenEP第5回ワークショップ

2006年4月26日(水) 17:00-18:00

マーキュリータワー3617

出席者14名

司会：木本喜美子

1. 一橋大学での「ヒューマンセクソロジー」の授業が、

らみえてくること
2. 意見交換

同日に行われた第四回公開講座の講師村瀬幸浩氏を迎、教員を対象に、長年の一橋大学での「ヒューマンセクソロジー」の授業経験を語っていただいた。学生から寄せられる声や相談の事例が提起する具体的な問題には深刻なものが常にある一方で、ジェンダーやセクシュアリティへの学生の感受性も変化してきているという指摘があった。そうした感受性へ訴えることで、授業を重ねていくなかで学生の意識が変わっていく様子についても詳しく聞くことができた。つづいて、座談会形式で意見交換をおこなった。そのなかで他の授業とジェンダー関連科目を扱う授業での学生の違いがみえてきた。

122

GenEP第6回ワークショップ

2006年6月21日(水) 16:00-18:00

マーキュリータワー3508

出席者19名

配布資料　・教育プログラム原案La Galaxie GenEP
(案)

・総合科目についての便覧抜き刷り

司会：関 啓子

1. 学生調査結果に関する報告(佐藤文香)
2. 教員ボテンシャル調査題旨説明(中野知律)
3. 教員ボテンシャル調査結果報告(尾崎正峰)
4. ジェンダー教育プログラム原案説明(中野知律)
5. ディスカッション

はじめに昨年度行なわれた学生調査の結果との関連を示しながら、2006年5月までに行なわれた教員ボテンシャル調査の結果報告がなされた。学生と教員の両方が関心ある科目名として「労働とジェンダー」や「経営とジェンダー」を多く挙げていることから、ジェンダー教育を受ける機会がないと回答した学生たちに、授業を

提供する必要性と可能性が具体的に示された。そのうえで、副専攻化を目指しながらも持続可能なものを目指した今回のプログラム原案に対して意見交換がなされ、リーダーシップ教育だけでなく、学生たちが主体的に学ぶことで学生生活を豊かにするような授業形態や情報提供方法が求められた。さらに学生だけでなく、教育を担う側が勉強できる機会を期待する意見があつた。

GenEP第7回ワークショップ

2006年7月26日(水) 11:00-12:30

マーキュリータワー3508

出席者14名

配布資料　・GenEP作成ハンドアウト

司会：尾崎正峰

1. 研究科長インタビューの概要(木本喜美子)
2. GenEPプログラムをめぐる論点整理など(木本喜美子、貴堂嘉之)
3. 学部カリキュラム案(関啓子)
4. 大学院構想についての補足(2.の全体構想への補足説明)(貴堂嘉之)
5. 全体質疑・議論

はじめに、各研究科のカリキュラムのなかで既にジエンダーの視角を盛り込んでいる科目等の実態把握と今後新たな科目を設置する可能性を求めて行われた研究科長へのヒアリングへの回答が報告された。そのうえで、韓国視察から得た知見を反映して、男女共学の一橋大学らしいプログラムを突き詰めて考える必要性が述べられた。前回のワークショップで提示された現状把握的なプログラムの講義群構想は、大学憲章や中期目標に照らし合わせることで、男女共同参画のための教育の重要性がより広くより確かに認識されることを目指したプログラム案となった。その際、このプログラムの維持発展にとって不可欠と考えられるジェンダー研究による社会学部・社会学研究科の教育・研究体制の深化を図るべく、大学院で新設科目を設置することが伝えられた。以上を受けて、フロアからの意見を改めて求めたところ、保健センターに寄せられるような学生の抱える問題はジェンダーを扱う授業だけでは状況が改善されるとは思われないという指摘もなされた。また既存のカリキュラムのなかにジェンダーの視角を取り入れるために、社会学部・社会学研究科が先導するかたちでの学内連携が必要との声があった。

2005年度—2006年度 活動記録

開催日	内 容
2005年6月 16日	社会学研究科女性懇話会(学長裁量経費への応募相談会議)
29日	国際基督教大学視察(訪問者:木本・貴堂)
2005年7月 7日	第1回企画推進委員会 ①経過報告 ②体制・役割分担 ③準備状況の確認 ④事務長打ち合わせ ⑤人の組織化、RA面接と配置 ⑥国内外の情報収集 ⑦ワークショップ ⑧院生・学生アンケート調査
8日	RA面接および打ち合わせ
12日	事務長と予算関係打ち合わせ(木本・貴堂・佐藤)
12日	ホーン川嶋瑠子氏との打ち合わせ(木本・貴堂)
20日	第1回学生調査WG打ち合わせ
22日	スケジュールと予算執行計画打ち合わせ(木本・貴堂・佐藤)
26日	第1回ワークショップ会場視察・準備(中野・清水)
27日	①杉山学長挨拶 ②渡辺(治)社会学研究科長挨拶 ③プロジェクトの目的と活動と体制について(関) ④国内の現状(貴堂) ⑤学内の状況(木本) ⑥教育現場からのご発言(フロア) ⑦次回ワークショップ案内(佐藤)
第2回企画推進委員会 各WG作業状況の確認と今後の日程	
29日	第2回学生調査WG打ち合わせ
2005年8月 3日	お茶の水女子大学視察(関・井川)
5日	岩田喜美枝氏との打ち合わせ(木本・佐藤)
2005年9月 12日	プロジェクトチーム、マーキュリータワーへ引越し
13日	第3回学生調査WG打ち合わせ 調査票たたき台完成
20日	第3回企画推進委員会 ①第2回ワークショップについて ②学生調査実施について ③第1回公開講座について ④第3回ワークショップについて ⑤国内外情報収集状況について ⑥台湾視察について ⑦今後の課題
21-22日	名古屋大学視察(中野・佐藤・清水)
22-26日	台湾視察(木本・相澤・松永)
26日	第2回ワークショップ ①男女共同参画に関する本学学生の意識・実態調査 ②他大学視察報告(お茶の水女子大学・名古屋大学) ③本学の現状と課題—教育プログラムの策定をめざして
2005年10月 3日	中央大学経済学部創立100周年記念シンポジウム 「経済学部における教育とジェンダー—男女共同参画社会に向けて」参加(湯川)
5日	早稲田大学視察(貴堂・佐藤)
14日	全学部生アンケート調査実施(学部生4,800名)
19日	第1回連続公開講座「男女共同参画のかたち」 —企業に求められるCSR経営— 講師:岩田喜美枝氏 (資生堂取締役執行委員、元厚生労働省雇用均等・児童家庭局長)
28日	第3回ワークショップ 辻村みよ子教授 (東北大21世紀COE 「男女共同参画社会の法と政策」拠点リーダー)
2005年11月 1日	全学部生アンケート調査の回収
15日	第4回企画推進委員会 ①第2回連続公開講座の準備状況 ②第3回連続公開講座 ③学生調査まとめについて ④今年度報告書のまとめ方
26日	東北大学シンポジウム「大学における男女共同参画の現状」参加 (関・木本・中野・貴堂・佐藤)

2005年12月	7日	第2回連続公開講座「男女共同参画のかたち」 — 日米の大学教育ビュンダー — 講師：ホーン川嶋瑠子教授（お茶の水女子大学ジョンソン・研究センター客員教授） 田中かず子教授（国際基督教大学ジョンソン・研究センター所長）
	21日	鷺谷万里氏との打ち合わせ（木本・貴堂） 渡辺（治）社会学研究科長・大神田同事務長との打ち合わせ 第5回企画推進委員会 ①第4回ワークショップ②第3回公開講座③予算④報告書
	22日	一橋新聞の取材を受ける
2006年1月	4-6日	フィリピン視察（佐藤・井川）
	11日	第4回ワークショップ： 学生調査結果の読解 第6回企画推進委員会 ①第3回公開講座②報告書作成③研究科長の提案④『HQ』編集部との打ち合せ
	25日	第3回連続公開講座「男女共同参画のかたち」 —台湾大学における参加型ジョンソン教育— 講師：林維紅教授（台湾大学婦女研究室室長）
2006年2月	1日	第7回企画推進委員会 ①学生調査報告／リーフレットづくり②ポテンシャル調査 ③部局長パネルディスカッション④会言報告および来年度予算
	16日	山崎大学教育センター長と打ち合わせ（木本・中野）
	23日	第8回企画推進委員会 ①大学教育センターとの連携 ②学生調査報告 ③ポテンシャル調査の実施体制 ④部局長ヒアリング
	28日	西村副学長と打ち合わせ（関、木本、貴堂、中野、佐藤）
2006年3月	2日	第9回企画推進委員会 ①特色G P ②西村副学長との会談 ③全学シンポジウム 報告書完成
	27日	リーフレット完成
2006年4月	3日	教務課ガイダンスにて新入生へのGenEP紹介チラシの配布
	4日	第10回企画推進委員会（合宿）
	4-5日	①2005年度の成果②2006年度の方針
	6-7日	報告書学内関係者へ配布
	10-15日	報告書学外関係者への発送
	17-28日	教員ポテンシャル調査
	26日	第4回連続公開講座 第1部学生調査結果報告
		第2部公開講座 「男女共同参画のかたち」—性というコミュニケーション— 講師：村瀬幸浩氏（“人間と性”教育研究協議会代表幹事）
		第5回 ワークショップ： 「授業からみえる学生の抱えている問題」
	28日	第11回企画推進委員会 ①教育カリキュラムの作成スケジュール②全学シンポジウムに向けて ③海外観察④学生調査
	8-15日	教員ポテンシャル調査
2006年5月	10日	第12回企画推進委員会 ①5研究科長ヒアリング②新設科目の可能性 ③第6回ワークショップ④学生調査
	24日	第5回連続公開講座「男女共同参画のかたち」 —企業で活躍中のOG/OBが語る— 講師：鷺谷万里氏（日本IBM執行役員、85年卒） 「IBMのダイバーシティと女性の能力活用」 浦島宣哉氏（伊藤忠商事、伊藤忠保険サービス取締役副社長、87年卒） 「人材多様化に向けて：会社の期待、現場の現実と企業人の心構え」

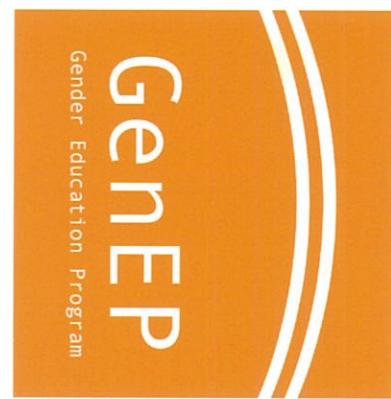
2006年6月	3日	ワークショッピング会議(関・中野・尾崎・清水) プログラム素案、作業予定の確認
	6日	社会学研究科長ヒアリング(木本・貴堂・佐藤)
	7日	法学研究科長ヒアリング(貴堂・木本・坂口) 第13回企画推進委員会 ①ワークショップの準備体制 ②カリキュラム構成案の検討 ③全学シンポジウムの取り組み
	8日	経済学研究科長ヒアリング(関・木本)
	12日	(共催)国際セミナー・先端課題研究7「フィリピンにおける貧困とジェンダー」 Professor Carolyn Sobritchea, Ph.D UP Center for Women's Studies, University of the Philippines
	13日	言語社会学研究科長ヒアリング(中野・関・糟谷(啓))
	15-18日	韓国視察(木本・貴堂)
	16日	ワークショップWG会議(関・中野・尾崎・清水) プログラム策定のための講義群の体系について
	21日	第6回ワークショップ： ①学生調査結果をふまえて ②教員アンケート結果報告 ③男女共同参画社会実現に向けた全学的教育プログラム案
	22-24日	香港国際会議(坂元・新田) The Second International Conference on Gender Equity Education
	28日	院生グループインタビュー調査(佐藤・湯川)
	30日	山崎大学教育センター長との面談(中野) ①如水講義、如水ゼミナールに大学教育センター・キャリア支援室がどのように関わっているか ②「如水講義」と「如水ゼミ」の成績管理について ③総合科目「ジェンダーから世界を読む」の開設担当を年度毎に変える事
2006年7月	3日	ワークショップWG会議(関・中野・尾崎・清水) ①カリキュラム案の練り直し ②教員ポテンシャル調査の結果からの具体的な構想 院生グループインタビュー調査(貴堂・湯川)
	6日	如水Lのヒアリング(木本)
	7日	如水会関統造事務局長・野村由美氏(研修文化担当)との打ち合わせ(木本・中野・貴堂) ①講義科目「社会人との対話による社会実践論(2)」の新設 ②コンセプト ③来年冬学期からの開設 ④授業の進め方・成績評価の方法
	13日	商学研究科長ヒアリング(関・木本) RAの意見聴取(木本・貴堂・佐藤)
	19日	第14回企画推進委員会 ①全学シンポジウムの準備体制 ②プログラム策定の基本コンセプト ③カリキュラム・関連講義群の配置図の現状と第7回ワークショップについて ④学生・院生調査 ⑤予算
	20日	田崎副学長との打ち合わせ(木本・佐藤)
	25日	商学研究科守島教授との打ち合わせ(木本・貴堂) ワークショップWG打ち合わせ(関・中野・尾崎)
	26日	第7回ワークショップ： ①全学教育プログラムの提示 ②韓国視察報告
	27日	法学研究科坂口教授との打ち合わせ(木本)
	31日	東京ガス西山経営研究所 西山昭彦氏との打ち合わせ (木本・貴堂)
	2006年8月 8日	渡辺(治)社会学研究科長との打ち合わせ(木本)
	8/2-9/6	デンマーク視察(木本・阪西)
	2006年9月 11日	如水L／如水会事務局との打ち合わせ(木本・佐藤)
	13日	山崎大学教員センター長との打ち合わせ(中野)
	21日	第15回企画推進委員会 ①全学シンポジウムの準備体制 ②プログラム構築の確定作業 ③新設科目について ④プログラム室について
	23日	全国大学高専教職員組合 第18回教職員研修集会 分科会 「男女共同参画社会の実現」(木本・貴堂・佐藤)

2006年10月	10日	意思確認調査の発送
	13日	ワークショッピング会議 GenEPカリキュラムの全体構想(ワークショッピング案)作成
	18日	第16回企画推進委員会 ①全学シンポジウムの準備体制 ②全学シンポジウム発表用科目群の整理
	21日	意思確認調査の一次集計
	25日	全学シンポジウム ～ジェンダー教育プログラム策定に向けて～ I 記念講演 ・ダイアン・リチャードソン氏(ニューカッスル大学ジェンダー研究所所長) 「イギリスにおけるジェンダー教育と大学評価」 ・浅倉むつ子氏(早稲田大学大学院教授) 「学術世界における男女共同参画の新しいかたち」
2006年11月	27日	II シンポジウム： ジェンダー教育プログラム構想の現状と課題 第1回学生座談会(高尾・仙石)
	30日	第6回連続公開講座(共催:先端課題研究7) 「Transformation of Sexuality?: From Alien Other to the Good Gay Citizen」 ダイアン・リチャードソン氏(ニューカッスル大学ジェンダー研究所所長) 渡辺(治)社会学研究科長・研究科執行部とセンター構想について面談(木本・貴堂)
2006年12月	6日	20日 意思確認調査リマインダー発信
	27日	杉山学長、田崎副学長と面談(木本・貴堂) 来年4月以降のGenEP後継組織、予算について
	6日	第17回企画推進委員会 ①報告書構成案の検討 ②GenEPの後継組織について
	12日	渡辺(雅)新社会学研究科長・落合評議員と面談(貴堂) ①研究科内セナター構想②4月以降のGenEP後継組織の関係について
	14日	横嶋教務課主査との面談(貴堂) 学修ガイドブックへのGenEPインフォメーション掲載の件
	21日	坂内新副学長と面談(木本・貴堂) 意思確認調査の二次集計
	28日	杉山学長と面談(木本・貴堂)
2007年2月	8日	第18回企画推進委員会 ①後継組織について ②最終報告書の進捗状況
	22日	ヴェラ・マッキ教授(マルボルン大学)による「オーストラリアの大学におけるジェンダー研究とジェンダー政策」についてのレクチャー
	2007年3月	最終報告書完成 最終答申

—一橋大学におけるジェンダー教育プログラムへの提言
「一橋大学における男女共同参画社会実現に向けた
全学的教育プログラムの策定」プロジェクト
GenEP最終報告書(2005年度 - 2006年度)

2007年3月

発行：一橋大学GenEPプロジェクト
一橋大学大学院 社会学研究科
〒186-8601 東京都国立市中2-1
<http://www.soc.hit-u.ac.jp/gep/>



Gender Education Program
GenEP